

平成31年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成31年3月1日（金）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	手塚和夫
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班長	池澤竜二	睦沢町農業委員会 事務局長	手塚和夫
教育長	今井富雄	教育課長	白井住三子
教育課主幹 （指導主事）	久我英治	選挙管理委員会 書記会長	鈴木庄一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 3 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 30 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 30 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 30 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 30 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 30 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(町長等の提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 31 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 31 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 31 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 31 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 31 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 31 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第 11 号から議案 16 号まで一括議題、町長の提案説明まで)

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） それでは皆様、改めておはようございます。

ただいまから平成31年第1回陸沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（市原重光君） ここで、皆様にご報告をいたします。

去る2月19日に、平成30年度第3回千葉県町村議会議長会定例会が開催され、その席上におきまして全国議会議長会自治功労者表彰の伝達式が行われました。

本町の中村 勇議員、中村義徳議員、岡澤宏一議員の3名が議会議員15年以上在職されたことにより受賞され、ここにお預かりをしてあります。

受賞されました議員におかれましては、誠におめでとうございます。

ただいまから、この場をおかりいたしまして表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いを申し上げます。

それでは、中村 勇議員、中村義徳議員、岡澤宏一議員は演壇の前にお進みください。

（表彰状伝達）

○議長（市原重光君） それでは、中村 勇議員から、1人ずつ順番にご挨拶をお願いします。

○11番（中村 勇君） ただいまは、栄誉ある表彰をいただき、ありがとうございます。もとより微力ではございますけれども、皆様方のご協力を賜りながら、何とか15年過ごすことができました。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○10番（中村義徳君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、町議会議員として勤続15年の表彰をいただき、大変感激しております。これは多くの町民の皆さんのご支援をいただき、議席をいただき、その後、議員の皆さん、執行部の皆さん方の格別なるご支援とご指導いただき、本日を迎えることが出来ました。心から感謝を申し上げます。

今後さらなる精進をして、町政発展のために、微力ではございますが、全力を尽くして参りたいと思いますので、さらなるご支援を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○9番（岡澤宏一君） ただいま、表彰をいただきまして、身に余る光栄です。議員の皆様を始め、関係者各位のご指導、ご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

今後とも、この賞に恥じぬよう、さらに地域社会、町の発展のために、微力ではございますが尽力していく所存です。引き続きご指導、ご協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（市原重光君） 以上で、表彰の伝達を終わります。ご協力をいただき、ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） これより本日の会議を開きます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮ですが、議案の一部差しかえのお許しをいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） ただいま町長から、議案の一部差しかえの申し出がありました。これを受理いたしますので、これから配付をいたします。

（議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れはございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それでは、内容について説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 大変、冒頭から申し訳ございません。

議案の第1号を差しかえをさせていただきました。内容につきましては、本文の一番下になりますけれども、1項加える部分の文章の最後に、勤務に関し必要な事項は規則で定めるというふうなことといたしましたので、今回差しかえさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 以上のとおり差しかえをお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成30年10月分から12月分の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月15日に、今期定例会にかかわる議会運営委員会が開催されました。内容について、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告をさせていただきます。

2月15日午前9時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきましてご報告をいたします。

案件は、本日招集されました平成31年第1回議会定例会の運営についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、新年度予算、補正予算の他、条例の一部改正、人事案件など合わせて24議案、議員発議2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

まず、本日の予定であります。日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、協議の結果、本日から8日までの8日間と決定いたしました。

日程第3では、一般質問を行います。

日程第4から日程第11まで審議していただく案件ですが、議案第3号、第4号及び議員発議による条例の一部改正並びに平成30年度の各会計補正予算の審議をお願いいたします。

日程第12以降では、平成31年度の一般会計予算他5特別会計予算を一括議題とし、提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上であります。

2日、3日は休日のため休会といたします。

次に、4日の予定についてご説明いたします。

日程第1から日程第6といたしまして、平成31年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、新年度予算の審査を委員会付託とすることといたします。

続いて、日程第7から日程第9といたしまして、議案第1号、議案第2号及び議案第5号の条例の一部改正3件について、提案説明までを予定いたしました。

以上が、4日の予定であります。

5日から7日までの3日間は、予算審査特別委員会の開催のため休会といたします。

次に、最終日8日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第6といたしまして、平成31年度の一般会計予算他5特別会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行います。

日程第7から日程第9といたしまして、議案第1号、議案第2号及び議案第5号についての質疑、討論、採決を行います。

日程第10から日程第17は、人事案件について同意を求めるものですが、質疑と討論をも省略し、直ちに採決するよう、お願いいたします。

最後に、日程第18といたしまして発議案第2号の審議をお願いいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

今期定例会の運営等の決定事項は以上でございます。

長期間となりますが、本定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶と行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月の声を聞き、少しずつ暖かさが感じられるころとなりましたが、今年は例年に比べて日々の寒暖の差が大きく、体調管理に苦慮する毎日が続いております。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力を心から感謝申し上げます。

さて、平成30年度は睦沢小学校の開校などの教育施策とむつざわスマートウェルネスタウン及びスポーツツーリズムの推進、地域活性化、集落営農の推進など、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、鋭意取り組んで参りました。

そして、平成31年度は、この総合戦略も最終年度となることから、事業の検証を踏まえて次期計画の策定を進めて参ります。

また、主要施策はもとより、日々、住民の皆様に、よりよいサービスを提供出来るよう、きめ細かな対応を旨とし、住民目線の基本に立ち返り、施策の遂行と行財政運営の適正に努めた予算編成とし、堅実な業務執行を行って参ります。

さて、本定例会では平成31年度一般会計予算他5議案と条例の一部改正5議案、平成30年度一般会計補正予算他、人事案件であります。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

長生農業独立支援センターについて、ご報告いたします。

長生農業独立支援センターの負担金につきましては、先の平成30年第4回議会定例会において、補正予算のご承認をいただきましたが、いまだ長南町においては議会の承認が得られていない状況でございます。

長生農業独立支援センターの設立については、長生郡6町村と長生農協の枠組みによるものとの考えは変わっておりませんので、今後、長南町の参加が決まりましたら、予算の執行を行いたいと考えております。

そのようなことから、先の議会において、本議会定例会で減額による予算補正の可能性もお話しさせていただきましたが、減額による予算補正は行わず、当面は状況を見守りたいと考えますので、ご理解を賜ります。

次に、広域市町村圏組合消防本部における消防署の適正配置の検討について、管理者が、本年度末には方向性を示したい旨の発言に伴い、先般の定例会において、消防委員会への諮問の結果、消防署の数は減らし、将来的に6署とする旨の意見をいただいたと報告がありま

した。

今後、整備計画を策定する具体的な協議を行うこととなりますが、本町の考えを適宜示しながら協議を進めて参りたいと思います。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長からの議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名をいたします。9番、岡澤宏一議員、10番、中村義徳議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日から8日までの8日間にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの8日間に決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告をされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承願います。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。通告順に沿って一般質問を行います。

現在、町は人口の急減を防ぐということを政策の基本に置き、社会増のための住宅助成制度を進め、交流人口から地域の人々と多様にかかわる関係人口の拡大を目指して、スポーツ観光に財源を注ぐ施策を続けております。

一方、町民の意向調査等を見ましても、町内外とも、まず仕事、収入、移動手手段、子育て支援、保健福祉医療サービスの充実など、住み続ける意味での施策の充実を求める要望が強いことが特徴です。

私は、今こそ、こうした声に真っすぐ応える施策が必要ではないかと考えております。

特に、国の政治が、庶民には非正規雇用、年金削減、税負担増、一方、巨大企業や富裕層には優遇施策を続け、貧困・格差が急激に広がっております。その現実を、大問題となっております統計の調査方法の変更によって目をそらせるかのごとく、政治が進められている中で、町が住民こそ主人公という団体自治、住民自治の立場で、国の施策であっても自主的に熟慮した行政運営が求められていると思うわけであります。

今回は、私は町民の声に応えた子育て支援、身近な医療体制の充実など、特に緊急を要する問題も含めまして、町長の見解を聞きたいと思っております。

最初は、町民の健康と医療体制についてでございます。

地域医療のあり方をどうするか、長生病院の現状と医療体制を充実すべきではないかについてであります。

この間、地域の方のお話を聞いても、また近隣の方のお話を聞いても、この長生病院の運営、サービス状況について不満の声が寄せられております。

例えば、ある患者の方のお話でございますが、長生病院に診察をしてもらい、帰宅をし、数日たって早朝4時ごろ、急激な腹痛が発生し、家族が長生病院へ救急措置のお願いの電話をしたが、お医者さんがいないということで断られたなど、長生病院の救急体制の脆弱さ、また、その他にも産科がないこと、婦人科も非常勤の医師が午後週2日のみであることなど、公立病院の役割の意味からいっても、信頼される病院という意味でも、また、町として子育て支援のまちづくりという意味でも、危機的な状態ではないかという声を聞くわけでありま

す。

ご存じのように、公立長生病院は1市5町1村で構成される長生郡市広域市町村圏組合が運営する病院で、千葉県の上武夷隅長生保健医療圏における救急基幹センターに指定をされている病院であります。病院自身も患者中心の医療を行い、地域の皆様に信頼される病院を目指していますとしております。また、公立病院の役割は、それぞれの地域によって、過疎地域であろうがどこであろうが、救急救命、また感染症、精神医療など、採算性の問題から民間には出来ないような医療サービスでも行政が主体となって提供する、いわゆる不採算医療を担う部分も、そういう社会的な役割を持っており、この意味からも現状は一刻の猶予も許されない状態ではないかと考えるわけであります。

例えば、救急医療体制であります。救急人口10万人当たりの医師数は全国で平均251.7人、千葉県平均196.9人、ところがその中でも山武長生夷隅医療圏は116人と、さらに低くなっている現状であります。医師数の不足の問題は、今や深刻な事態になっていると言わざるを得ません。先程、救急医療を求められた方にお話を聞きましたら、四、五十分位自宅で救急車の搬送先を探された。中には、この圏内を越えて、千葉の管内まで行かざるを得ないという話も聞いております。しかも私が調べたところでは、救急搬送時間が全国的に一番長いのは、東京都が37.1分、最長が山武長生夷隅で51.7分、ほぼ倍の時間がかかるという状態です。

これからの住民の健康、そして命の問題で、私は今、長生病院のあり方は大変重大な問題に陥っているのではないかと考えております。しかも、山武長生夷隅の部分で言いますと、NICU、新生児特定集中治療室は、この山武長生夷隅はゼロです。ICU、集中治療室は全国が5.2、千葉県4.9、山武長生夷隅は2.3。こういうあらゆる意味でも、この医師不足、そして医療体制の脆弱さがあらわれているというわけであります。

私は、とりあえず町に住んでもらうというのではなくて、ここで生まれ育ち、そして代々引き継がれていく、そういう人口政策の大きな意味でも、医療施策として安心な暮らしの出来るまちづくりという意味でも、救急医療体制の充実のため、長生病院の現状と充実についてどうお考えか、まずお聞きをしたいと思います。

第2に、長生病院の経営状況問題であります。

先程述べましたように、公立病院の役割として不採算な診療、治療部門であったとしても、社会的・公的医療サービスを行うという重要な役割を持っており、各自治体がそうしたところへの財政支出を行っているわけであります。

医師不足などの理由により入院患者数は、長生病院ですよ、1日平均、平成25年度116.1人から平成29年度96.8人、平成30年度上半期まででも90.6人と激減しております。これは病床利用率が、平成21年82.5%から平成30年50.3%に激減していることにもあらわれております。

さらには、診療報酬の入院基本料が、手術などのその後の介護の必要度によって差がつけられるという、これは国の制度であります。医療費の適正化という名前で評価される。つまり命の危険があるとか、どうしても手術をしなきゃいけない、そういう人を患者としてやったほうが点数として上がり、経営がいいというような、非常に私にとってみれば、おかしい制度がひかれた。ですから、外科医不足ということになりますと、収入減少に大きく響く結果になっているわけであり。これは自治体病院だけで解決出来る問題ではない。医療費適正化計画による強権的な給付削減の推進を行わないように国に求める。国の医師を増やすこと、そして、どの患者に対しても、きちっとした診療報酬等を保障する、こういうことが必要ではないでしょうか。

緊急対策としての財政支援は、また、こうした段階で、経営が悪いからもう駄目だというのではなくて、緊急策としての財政支援は私は当然と考えますが、いかがでしょうか。

次に、医療保険財源の見直し、高薬価価格構造の是正、保険でよい歯科治療など国に改善を求めるべきということについてお聞きをします。

医療負担や医療体制の充実を阻害しているのは、国の財政のあり方が、先程言ったように非常に傾いている。おかしい。軍事費まで爆買いと言われるような状態に使われる。社会保障にきちっと回すということが基本であります。こうした規制を改めるとともに、不必要な医療費の膨張を正すことはもちろんであります。その中でも、高い薬価や高額医療機器などの医療保険財源の見直し、これをやはり私は根本的に国に求めるべきだと思います。

予防や公衆衛生、病気の早期治療、前提に、歯科でも診療報酬の抜本的増額とともに、保険で安心、有効な治療が速やかに保険適用するなど、医療体制の充実を図るよう国にも求めるべきだと思いますが、考えを伺います。

次に、地域エネルギー確保と環境についてであります。

最初に、むつざわエナジーの現状と今後の計画についてお聞きします。

これは、千葉県でも先駆けて地域エネルギーという形で陸沢町が進めており、これは県内でも評価をされているし、私も大事な施策を行っていると考えております。

特に、北海道胆振東部地震後に道全体がブラックアウト、つまり全部停電をするという事

態に陥りました。私の出身地でもあり、同級生が地震で全壊し、そしてその後、停電になりという大変な悲惨な実態もお聞きをしております。この原因は、大規模集中電源方式を改めなかった。分散型電源への転換ということは、既に経産省の検討会でも、東日本大震災と東電福島第一原発事故の大きな教訓としてされていたにもかかわらず、北電が泊原発の再稼働に資金と陣容を割き、苫小牧東厚真火力発電所への電力一極集中を続けてきた結果でありました。

睦沢町は今、新たなむつざわエナジーとしての地域エネルギーの推進を行っております。現状の扱い電力、経営状況、それから地元のガス活用による発電ということも訴えられておりましたが、その状況はどうなっておりますか。

また、住民参加という点では、私は加入するというだけではなくて、こうした地域の人々が経営にも参加出来る地産地消、そして地域経済に貢献出来るような仕組みでの発展も必要ではないかと考えておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの推進と環境保全、住民合意を明確にすべきではないかということについてお聞きをします。

再生エネルギーの推進は、私はずっと求め続けてきておりました。これは、もちろん今のところは太陽光が主ではありますが、そのほか様々な再生可能エネルギーの活用をすべきだ。そして、その際は、やはり地産地消、地域経済に貢献をする地元型のこうしたものを進めるべきだと訴えてきましたが、現実にはそうした流れではなく、様々な町外からの企業が誘致をするという段階に入っております。

私は、こうした地産地消型の再生可能エネルギーの推進ということを求めつつ、現在進められている太陽光発電の建設などについての問題点も生まれてきているのではないかと考え、質問いたします。

当初、進められてきましたが、広がってくる段階である住民の方から訴えられまして、近所に大規模な太陽光発電施設が建設され始めたが、当初、近隣住民には何の説明もない。環境や近隣住民の影響など、十分な対策と説明を前提すべきではないかという意見を伺いました。都市部では、密集する住宅への太陽光パネルで環境の影響が出ていること。また、山村では、保水力を奪う傾斜地への設置が大規模に行われている問題、農業への影響、様々な影響も指摘をされております。

私は、こうした声に応じて条例を制定してはどうかと思います。環境アセスなどの十分な状況を調査して許可をする。こうしたことを町だけで出来るかどうか分かりませんが、そう

した太陽光問題については、やるべきではないかと考えているわけであります。

また、公共施設へのパネル設置の問題であります。一時期、設置のパネルが重いということで、なかなか進めない。それでも農村環境改善センターには使われたわけでありまして、災害緊急時には役に立つという形で進められておりますが、こうした技術革新が進めて軽量化されている段階で、新たな積極的な取り組みが出来ないものかというふうに思うわけでありますが、この点についてお聞きをしたいと思っております。

次に、防災対策についてであります。

これは予想を超えて、様々な調査結果が出たわけであります。一つには、つい2、3日前ですけれども、30年以内のマグニチュード7、8弱の高確率ということで、もう太平洋沿岸は全部ですね。極めて大地震が、30年以内の超大型の地震が起きる可能性があるという問題が一つであります。

もう一つは、新聞報道が、1,000年に1度の津波ということで、これまでの予想を超える津波が出るということが昨年報道され、これは千葉県が想定をしたそうではありますが、出ていると。これまで2014年、15年の想定では、銚子での場合、大地震が起きたら8.8メートル位の津波だといったんですが、今、これによると南房総市和田町では25.2メートル、大変な津波が来るんじゃないかと。一宮町でも10.2メートル、そしてこの記事を見ますと、睦沢町でも影響するというふうに述べられております。この睦沢町の影響、それから対策をどうお考えかということをお聞きしたいわけであります。

また、強風、集中豪雨など、どこでも経験、想定を超えた被害を及ぼす。この災害が多発しているわけであります。例えば、このハザードマップ、私もこれが出来て、かなり急傾斜地ですか、山沿いのところについては、もうほとんど危ないというようなことで、かなり慎重に作られているというふうに思います。

ただ、一宮川、瑞沢川、この川沿いの問題につきまして、こういう形で出ていますが、新たな津波想定で見ますと、こうした想定でいいのかという、つまり、この白いところで大丈夫だろうというところでも、そうは言えないような事態が生じているんじゃないかと思うわけであります。やはり、大規模地震と津波、危険と言ったら、もうとにかく大丈夫と言われているところでも即逃げるといような、より対応を深刻なものにする必要があるんじゃないかという点で、こうしたハザードマップなどの見直しも必要ではないかなと、私は思うわけであります。

また、集中豪雨対策は、河川の改修が進んでおりますけれども、これが計画されたのはも

うかなり前ですから、それ以後、想定を超える集中豪雨が進んでいるということで、そうした河川改修が現状で大丈夫かという問題での新たな調査と対策が必要ではないかというふうに思うわけでありまして、これは命の問題でありまして、やっぱりどんなことがあっても安全だと、1人でもそういう死者が出るようなことがないという立場でやっていく必要があるのではないかというふうに思うんです。こういう話をしますと、ああそうですかと、これは大変ですねという住民の方の声も聞いておりまして、危険だよというふうに言うのは、これは非常にいいんですけれども、何かここは大丈夫だみたいなふうにとられるとまずいなというふうに思いましたので、その点での対応をお聞きしたいというふうに思います。

以上、第1回目、終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の一般質問にお答えを申し上げる前に、長生病院に関する資料を配付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ただいま町長から市原時夫議員の一般質問に係る資料の配付申し出がありました。

これから配付をいたします。

（議案配付）

○議長（市原重光君） それでは、市原町長、お願いいたします。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員のご質問にお答えをいたします。

最初に1、町民の健康と医療体制についての1点目、長生病院の現状と医療体制の充実すべきではについてでございますけれども、長生病院の経営状況につきましては、議員もご承知のとおり、医師確保の問題や施設の老朽化など、多くの課題を抱え、大変厳しい状況となっておりますので、初めに、長生病院の改革に対する今年度の活動状況についてご報告をいたします。

昨年5月に院長始め各幹部職員並びに広域市町村圏組合の事務局長、次長等により長生病院あり方検討会を立ち上げるとともに、経営に対するプロの判断も必要であるとし、公益社団法人全国自治体病院協議会に経営診断を委託し、11月には管理者、副管理者、院長や各部門のヒアリングが行われております。

この経営診断の最終的な報告は、管理者、副管理者、広域議会、長生病院運営委員会、病院の全職員に説明会が開かれることとなっており、この報告を受けて、今後の病院経営をどのように改革するか、方向性を決定していくことで進めておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

次に、近年の病院の収支状況、医師数等については、お配りいたしましたグラフをご覧ください。こちらは病院の決算書をもとに作成したものでございます。

収支につきましてはグラフ1をご覧ください。収益的収支の当年度純利益・純損失で申し上げますと、平成20年度、21年度の2か年は赤字、純損失となり、平成22年度から平成26年度の5か年は黒字、純利益となり、平成27年度から平成29年度の3か年は赤字、純損失となっております。

次に、医師数についてはグラフ2となります。平成21年度末に総勢24名、うち外科医5名となっておりますが、それ以降は減少傾向にあり、外科医は平成29年度末では2名となり、さらに、平成30年度当初では1名という状況でございます。

次に、職員数についてはグラフ3となります。上の段が医師等を含む総職員数、中段が看護師等、下段が事務員となっております。

以上が長生病院関係でございます。

次に、町民の出産する医療機関の状況について申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの3年間の出生数は95件で、そのうち作永産婦人科が33件の34.7%、もりかわ医院が29件の30.5%、育生病院が19件の20.0%となり、この三つの産科の合計が81件で全体の85.2%を占めている状況となっております。

次に、2点目の救急医療体制についてですが、初めに救急搬送時間について申し上げます。

消防本部に確認したところ、平成30年1月から12月の救急搬送時間は平均で46.47分とのことでありました。これは東千葉メディカルセンターが開設されたため、わずかではありますが時間短縮出来たと聞いております。

また県内には、13の救急救命センターがありますが、当地域からはいずれも遠く、特に重症以上の傷病者に関しては、地理的条件により平均搬送時間は65.3分間と長くなっている状況でございます。この搬送時間には問題があった事例はないかのご質問でございますが、現在の環境の中で、救急隊員は日夜、より早く的確な対応に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町民の救急搬送先病院名と人数についてですが、搬送件数の多い上位5病院について、平成26年度から29年度までの平均年間件数を申し上げます。総件数は293件となり、件数の多い病院順に申し上げますと、1番が公立長生病院の48件で16.4%、2番が塩田記念病院の38件で13%、3番が県循環器病センターの37件で12.6%、4番が菅原病院の35件で

11.9%、5番が宍倉病院の34件で11.6%となり、この五つの病院で全件数の65.5%を占めております。また、平成30年度においては、県循環器病センターにかわり、東千葉メディカルセンターが21件で7.3%となり、5番目に入って参りました。

次に、東千葉メディカルセンターの利用状況とのご質問ですが、一般の外来入院等につきましては情報がございませんので、救急搬送の受け入れ件数について、平成26年度から平成29年度までの平均年間受け入れ件数を申し上げます。

総件数は2,496件となり、件数の多い地域順に申し上げますと、1番が山武地域の1,806件で72.4%、2番が長生地域の336件で13.5%、3番が千葉市の96件で3.8%、4番が印旛地域の95件で3.8%、5番が県外の76件で3.0%となっております。

睦沢町につきましては、14件で0.6%となっております。

次に、3点目の医療保険財政の見直し、高薬価構造の是正、保険でよい歯科治療など、国にも改善を求めるべきではについてですが、確かに新薬の収載によりまして、調剤費が大幅に増加し、保険財政を圧迫いたしました。このことを受け、薬価制度も見直しがされ、年間販売額が350億円を超える医薬品について、適応拡大などで市場が拡大したり、用法・用量が変わったりした場合、年4回ある新薬の薬価収載のタイミングに合わせて薬価を見直すルールが導入されるなど、柔軟に薬価を見直すための仕組みも設けられました。

今後も国民の負担の軽減と医療の質の向上を実施する、実現する観点から、国において適正な薬価の改定が行われるものと考えております。

次に、保険でよい歯科治療についてですが、歯や口腔を健康な状態に保ち、口腔機能を維持回復することは全身の健康増進にもつながり、それが医療費の節減にも役立つことは明らかであります。インプラントのような高額な治療は別として、口腔機能を高めるために必要なものは保険適用として治療が行われることが重要であるとの考えは、一致しているものと考えております。

また、町では40歳から70歳まで10歳刻みで歯周疾患検診も行っておりますので、この事業の周知も図って参ります。さらに、虫歯の予防に効果があるフッ化物洗口事業も、今年度からこども園で、次年度からは小学校まで拡大し、実施して参ります。

今後も、歯科保健事業について充実を図って参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。続きまして、2、地域エネルギー確保と環境についてお答えいたします。

1点目のむつぎわエナジーの現状と今後の計画はというご質問ですが、CHIBAむつぎわエナジーは地産地消の電力を供給することで、電気代の削減及び地域での資金循環を確立

すること及びむつぎわスマートウェルネスタウンでの地産地消のエネルギーサービスを提供することを目的に、平成28年6月に設立され、同年9月電力供給を開始しました。

第1期決算の売上高は677万6,000円、営業利益は6万6,000円。第2期決算の売上高は3,329万2,000円となり、営業利益は539万5,000円となりました。さらに、第3期の見込みとしては、需要規模の拡大や電力調達の工夫などにより、平成30年11月末時点で売上高2,790万円、営業利益は500万円を見込んでおり、順調に推移すれば、昨年度以上の営業利益が期待されるところでございます。

事業自体は順調に推移しているものの、これ以上の規模拡大は、町内外の事業者数からも限界があり、家庭向けの拡大などに取り組んでおりますが、なかなか営業拡大が伸び悩んでいるのが現状でございます。光インターネット通信サービスも含めて、町内外へのアピールを検討したいと考えております。

また、本年9月の開業を予定しているむつぎわスマートウェルネスタウンにおいて、地元産天然ガス発電、コージェネレーション及び太陽光発電、太陽熱温水器を用いたエネルギー地産地消事業に取り組んでおります。

現在、経済産業省の地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金も活用して工事を進めており、地元産天然ガスの発電時の排熱で温浴施設の給湯熱源にする全国でも例の少ない取り組みになるほか、系統停電時でも住宅ゾーンを含めて、防災拠点として独立して事業継続、災害対応が可能としていることで注目を集めており、オープン後には是非視察に行きたいとの声を多くいただいております。

現時点で大きな課題はありませんが、事業開始に向けて、引き続き進捗管理を行って参ります。

また、収益還元事業として、昨年度の利益につきましては、睦沢町への健康促進器具、事務用共通封筒の寄附に要した費用として270万8,000円、また健幸むつぎわロードレース大会への協賛金として5万円を計上しました。

今年度も町が進める健康まちづくり事業などへの還元を予定しております。

また、広報むつぎわにはエネルギー通信ということで、毎月皆さんの節電、省エネに関する色々なアイデアなどの紹介もしております。町民の方々がエネルギー通信を通じてよりよい生活を送れるよう、今後も有効な情報を配信して参ります。

そして、今後の事業展開でございますが、これまでも総合運動公園、中央公民館、役場庁舎などの省エネに関する提案を行って来ましたが、町は平成31年度に、それらの提案も踏ま

え、庁舎の空調設備の更新を予定しており、その省エネ化・自立防災対応化のための協力を、エネルギー事業者の立場から実施してもらう予定でございます。これにより、従来の電気代削減だけではなく、公共施設のさらなるエネルギーコスト削減に大きく貢献すると考えております。

また、検討段階ではありますが、町の交通利便性の向上のため、拠点間の移動サービスや高齢者の移動手段確保のための取り組みを検討していく予定でございます。将来的な自動運転サービスも視野に、事業化可能性の検証や各実証事業などに取り組みたいと考えております。

次に、2点目の再生可能エネルギーの推進と環境保全・住民合意を明確化すべきではについてお答えをいたします。

本町においても、太陽光発電事業による再生可能エネルギーの確保は、ここ数年盛んに事業化されており、そのソーラーパネル設置の状況を見ますと、農地においては耕作放棄地など、農地以外の土地についても荒廃地等への設置が多数占めております。耕作放棄地を含めた荒廃地の解消という点において、この事業は非常に有効な手段であると捉えております。

その反面、近隣住民からの苦情等があることも確かでございます。農地でのソーラーパネル設置による太陽光発電事業の場合には、農地転用の事案となることから、計画は農業委員会でチェックし、近隣農地所有者の同意等を確認することが出来ますが、農地以外の土地の事業の場合は、その計画を事前に確認することが出来ないのが現状でございます。

その点がトラブルを招く一つの要因であるとは考えますが、今後の展望を見ますと、東京電力パワーグリッド株式会社が再生可能エネルギー低圧事業用発電設備の系統連系について、申し込みが著しく増加し、送変電設備の大規模な対策工事が必要となったため、新たな連系が可能となるのは2024年以降との見解を示したことから、本町における太陽光発電事業も一旦は落ちつくものと考えております。

そのようなことから、環境に対する影響や住民合意等について条例等による法制化はせずに、既に実施されている事業のトラブルについては、個々の事案に行政として出来る対応をして参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、3の防災対策についてでございますが、津波、強風、集中豪雨など災害に強いまちづくりを強化すべきではについてお答えをいたします。

町民が安全に安心して暮らしてもらうためのまちづくりであり、町が推進する政策として欠くことの出来ないものでございます。

幸い本町では、地震、台風、集中豪雨などによる大規模な災害はここ数年発生しておりませんが、全国で見れば、毎年のように様々な災害が発生しており、被災地域にとっては何十年あるいは百年に一度の出来事という大きな規模となっております。

町でも、こうした災害に備えて、必要備品の整備や、自主防災組織への資機材の配布、災害対策コーディネーターの養成、また現在建設中の新しい道の駅や建設を予定している新しい多目的広場も、災害への対策を取り入れたものとなっております。

また、災害は町だけで対応出来るものではなく、広域的な視点に立ち、千葉県を始めとする近隣各自治体との連携強化も進めて参りたいと存じます。

近年、台風や集中豪雨は年々威力を増しており、地震も千葉県東方沖を始めとし、東京湾や伊豆半島でも大きな地震発生が予想されております。各地での災害発生後には災害への対策は見直されていますが、対応の遅れや準備不足があれば、これらの整備が行われても万全であったとは言えないということも承知をしております。

町といたしましては、備えるべき情報をキャッチし、町民の皆様にも備えに対する情報を提供し、役割を分担するということではありませんけれども、平常時から、それぞれの立場が災害に対する備えと意識を持ち、行動することが重要だと考えます。

これからも防災への取り組み、災害に強いまちづくりは推進して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1回目、以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この間、長生病院との懇談にも私は参加をしたわけでありましてけれども、二つ問題があると思うんです。私は、経営状況というのは結論だと。結果としてそういうふうになっていると思うんです。最大の問題は、今、町長おっしゃったように、常勤外科医が1人しかいないと。それから、今後の問題といたしまして、ここに住む、子供を産み育てるといふ、その中心的な産科や常勤の婦人科医がいない。医師不足というのを、これが結果的に経営を圧迫しているということが一つです。

それからもう一つは、先程言いました老朽化の問題でいえば、ちょっと聞いたら、手術室の隣のところが雨漏りをするというような、信じられないような状況の問題もあると。これじゃ安心して手術も出来ないということもあるというお話であったわけです。

だから、そこを、どう私は改善するかと。今度、専門家も含めたもので方向性を出すということだそうではありますが、私は私なりに、問題点はやっぱり考える必要があるというふう

に思うんです。

第1番目に、人口10万人当たりの医師数ランキングというのが2014年12月末、厚生労働省で調べてみると、54市町村中、下から3番目ですね、睦沢町が。一生懸命、地元のお医者さん、医師の方、頑張っ、それを知っております。ですけれども、やはり連携して医療というのはやらないといけないし、様々な診療科目があるわけですから、長生病院の役割というのはますます私は大事になってきているし、こうした問題を抜本的に改善をしなければならないというふうな意識に立っているわけです。町長自体は、そういう意味での長生病院の充実というところをしっかりと踏まえておられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それと、懇談で病院の方も言っていたんですけど、最低4人必要ですと言っている。当たり前だと思う。8時間労働やったとして、3人だと休みなくやっているわけですから、4人必要、全くそうだと。それが1人ですから、これ長生病院、あなたの責任だよと言えない問題あると。それが今言ったように、住民の安心という点で、大変な危機的な状態にいるというふうにある。

長生病院の方の説明によると、新臨床医療制度によることによって、大学病院を出た研修生が自由な研修先を選べるということで、こっちに来なくなったと。もっと何、あの高度医療を扱っているような病院のほうに行っちゃうと。私は確かにそういう面あるし、千葉大学のほうにも聞いたんですけども、なかなか答えてくれなくて、あちこち回しをされたんですけども、やはり千葉大病院も困っているということで、根本的には、私、確かに新医療臨床研修制度ということはプラス面があったんですよ。自由に選べるということは、自分がこういうところで頑張りたいとか、それから、まず最初には専門じゃなくて総合的な実践を深める必要あるんですよ、お医者さんというのは。

最初から専門的なところに行ってしまうというような制度では全国的には困っちゃうわけでありまして、そういう意味で、いいんですが、ただ、きちっと確保するという制度がない。インターン制度なんていうのは1年間は無給で働くという制度でしたから、これは問題があったわけですが、総合的な基礎能力をつけるということや、勤務医の長時間過密労働を前提とした医師数の抑制政策をとっていると。多い多い多いと。多くないのに多い多いと。もともと1人が労働強化して頑張れば何とかなるんだということを国が進めてきた、これらが原因だというふうに思うわけでありまして。

それで私は、県独自の取り組み、国の財政支援が必要だと考えるわけですが、地域医療支援中央会議というのもあります。それから、全国的な医療派遣システムを確立する。

公募で医師を確保するプール制、ドクターバンク、それから医師のローテーションの確保、それから研修の保障というような形で、こうした総合的なものを、これは町だけでは出来ないわけでありまして、きちっとやる必要があるということと、それから長い目で見てというか、長い目と云って数十年じゃありませんけれども、医師を育てるということが、匠瑛市民病院なんかやっているそうですけれども、返済不要の奨学金貸し付け制度、これは病院としてやっているということではありますが、この地域も長生病院として独自にやるのか、長生郡市としてやるのか、それは色々あるとしても、お金がないと、力があっても能力があっても医師になれないということではなくて、こうした医師を育てるという制度も、私は郡市で、町でというのは難しいかもしれないけれども、確率が、実際に奨学金受けても、じゃ外科医になってくれるかどうかという保障はないわけですから、そういう問題はあるんですけれども、こうした制度も私は考える必要があるんじゃないかというふうに思いますので、この点でお聞きをしたいというふうに思います。

それから、先程言いましたけど薬価の問題ね。大体、国保で質問すると、1人当たりの医療費が上がった、お医者さんにかかる人数が増えたというところがいつも議論されるんですけども、この薬価という問題が私は非常に大きいと。

例えば、日本の医療費総額に占める薬剤費の比率が3割を超える。他は大体、他の2倍だというふうに言われていますね、イギリス、フランスと。最近では、ご存じのように、2014年に承認された抗ガン剤オプジーボがアメリカの2.5倍、イギリスの5倍から10倍ということで、国会でも問題になって半額になるということでもありますから、町長もその辺は認識をされているというふうに思いますけれども、こうしたこともあらゆる機会で、こうした高薬価については是正をするように求めていくべきではないかと思っておりますので、お聞きをします。

それから地域エネルギーの確保の問題ですけれども、地元のガスうんぬんについては、そうすると、この9月のオープンを目指して、お風呂とかそういう形で利用出来るようにすると。そこまでに完成させるという意味でしょうか。その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、町長は、これ以上拡大ということを考えていないということではありましたが、例えば経営に住民がそれぞれお金を出し合って、それでもっと幅広く広げるというような、そういうことがあるのかどうか。売り先の問題もあるかもしれませんが、その点のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

次に、再生可能エネルギーの問題ですけれども、これ何ですか、東電のほうが、もう電線、

容量がいっぱいだよということだから、あとは買い取りませんよということだと。それで24年ですか、24年ごろまで工事をするのかどうかわかりませんが、そこで復活をして、さらに行くのかもしれないけれども、原発をやるということを前提にしているからそういうことになるわけで、いろんな研究者に聞くと、まだ余裕あるんじゃないかという見解もあるわけで、その辺は東電が言っていることでありますから、私は何とも言えませんが、ただ、こうしたことについては、やっぱり再生可能エネルギーを推進していくんだということを明確な立場に立つべきだということと、それからもう一つは、地域住民との環境の問題で、条例とかなんかやる考えはないということですけども、結局、そういうふうな歯どめがないから、私が町に、今、睦沢町としてどれ位、循環型、こういう再生可能エネルギーの能力があるのかと聞いてもわからないというわけでしょう、それは。やっぱり一定、最低この位、今やっているんだからということが、町としてもわかるようにする。

それから、事前に影響調査、プラスもいっぱいありますよ、町長、言ったように。使われていないところがこういう形で利用出来るという側面はありますけれども、そういう、推進という立場で、やはり私は一定の歯どめを条例的に作るなり何なりする必要があるんじゃないですか。農業委員会でやるからというので、外れる部分もあると言っているわけですから。現実に実態さえわからないということでもありますから、そこはきちっと押さえるような仕組みが必要ではないかというふうに思うわけです。

それから、防災対策の問題ですけども、私が言っているのは、結局、はっきりとわからないんですよ、どこでどうなるかというのが。だから、ここでやると、白と水色にぼんと、こうなっているんですけども、これでいいのかどうか、これを見ると、こっちのほうは大丈夫だなとなっちゃう可能性もあるわけで、ちょっとこういうものの広報の仕方も考える必要があるし、新たな、先程言った調査結果を見ましても、個々にてんでんばらばらに逃げる、何かそういう言葉があるそうですけれども、まず逃げるといようなことも、そこが徹底するというのが大事じゃないでしょうか。

防災拠点というのはいいですよ。防災拠点はいいけれども、それは第2次ですよ。第1次は、まず近くの高いところに逃げるとい、そこを徹底するという方向に、あと私、これは本当にすごくいいと思いますよ。これでいいと思いますが、新たな段階でそうしたものが必要ではないかと。特に水、河川のところはずっとそこで上がってきますから、一般的に広がるものではありませんので、そうしたことが必要ではないかと思いますのでお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、長生病院の問題点、私も先程、所感を申しましたように、非常に今、危機的な状況にあるというふうに考えております。

議員おっしゃるように、まず医師数の不足、特に産科医についてはゼロ、外科医についてはついに1人になってしまったと。それから、B棟の改築の問題、手術室がB棟にあると。他にもいろんな重要なものもありますけれども、B棟の改築を早々にしなければ対応が難しい。それから、もっとあるのは、高額医療機器の更新時期に当たっていると。これも数十億円かかるというふうに言われているようでございます。

いずれにいたしましても、専門家の診断も入れてありますので、抜本的な改革が必要ではないかというふうに考えているところでございます。なぜかと申しますと、医師の不足については、千葉県においては、今現在、医師を供給出来るのは千葉大学だけでございます。ということで、絶対数が少ない。そういった中で、千葉大にも管理者が何度も足を運んでおりますが、現状では難しいといった中で、我々、広域市町村圏組合管理者を含めて、我々の力では力の及ばないところの話であると。ですから、これが力が及ぶような体制を構築出来るのかどうか。そういうことも含めて、これから改革に当たっていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

そのようなことで、いずれにしましても平成31年度、手持ち金が最終的に3億円位。そう申しますと、従来持っていた、昨年から比べると半分位になってしまったということで、下手をすると年度途中で資金ショートの可能性もあると。民間ですと破産という形になる可能性も十分に含んでいるというような事務部長のご説明もありました。

いずれにいたしましても、そういうことがありますので、この年度末ごろまでには、今、検討している内容を、その結果を方向性を出して参りたいということで、先日の広域議会のほうでも報告がございましたので、至急に対応して参りたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、議員がおっしゃるように公立病院としての使命をどういうふうに保つかと。そのやり方についてはいろんな方法があるのではないかと。これからもそういう方法、いろんな方法について検討して行って、この地域で出来る一番よい方法を目指すことを考えていくことも、一つの方向かなというふうに考えるようになってきているという状況でございます。

なお、薬価の関係でございますが、議員おっしゃるように、先程も申し上げましたように、

国も制度を少しずつ変えながら、いっぱい使っているような薬については薬価を見直して下げるということも行っておりますが、これについてはまた引き続き、国に対して、この薬価も抑えるような方向に持っていってくれるように、引き続き要望を重ねて参りたいというふうに思っているところでございます。

次に、むつざわエナジーの関係でございますけれども、まず、コージェネレーションシステム、これについては、議員おっしゃるように、9月に完成すると同時に、これについても完成するというふうに伺っております。ですから同時開催ということで進んで、今、準備をしているところでございます。

また、このむつざわエナジーへの資本提供といいますか、そういうものについての住民参加はというご質問だったかと思いますが、そういうことについては現在考えていないと。これについては代理店というような形で町民の皆さんにもご協力を願いたいということで、特に今、商工会にお願いをしながら、そこら辺をお願いしているところでございます。ということで、先程申し上げましたように、資本へのということまではいかないというところでございます。それこそ、そんなに自分のところで十分発電をするというところまで、今、いっておりませんので、多額の費用が要るということはありませんというのが現状でございます。

しかしながら、会社を運営していく上で、一時的に短期的に不足するというようなことで、千葉銀への資金、あるいは房総信用への出資者でございますので、そちらから一時的な資金の活用については考えておるということでございますが、住民についてはそのような形で進めて参りたいというところでございます。

それから、最初にお話がありました公共施設にもっと太陽光パネルが出来ないのかということですが、前に調べた段階で、自分の自重だけで精いっぱいという形で設計してあるので、物を乗っける、軽くなったから大丈夫ということではないようでございます。

それから、災害で、防災マップ等々でございますが、ある意味、きちんと調べた中での、あるいは県の情報、国の情報をお出しするということで、もしかするということで、確かな確証がないのにいたずらに危険だけをあおるというのはいかがかなということで、現在わかっている内容について作成をさせていただいて、命を守るための行動してもらおうという意味で、危険な方向に逃げてしまうということがないように、少しでも安全な方向は、そこよりもこちらのほうが安全だということをお示ししているという考え方も出来ますので、そういった意味で、常に町とすれば、住民が命を守る行動をどういうふうにとったらいいかという的確な指示をするということに専念をしながら、住民の命を守って参りたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それで一つ、私は長生病院の充実ということを基本に置いて欲しいと、そのところを確認したいんです。なぜかという、1月25日に東金市医療センター推進課が、県に東メディカルセンターへの財政支援として、30億円の補正予算が計上予定というのを出している。ここはいいですよ、県が出したのは。東金市から県への要望提起事項として、関係自治体の財政支援を含めた連携働きかけを県が主体になって取り組んで欲しいと。つまり、睦沢町にお金を出させるように県が言ってくれと。もし、この裏に、長生病院はいいんだから、とりあえず東メディカルセンターを充実すればいいんだというものがあるとすると、うがった見方ですよ、とんでもないことでありまして、私はこうしたところは、もう出来る前からもう何度も言ってきたんですから。破綻するよと言っているのに、県が無理やり東金病院を潰して、それでこういうのを作っちゃったと。

利用を見ても、やっぱり近いところですよ。近いところにみんな行っているわけじゃない。先程の出産もそうだし、救急もそうなんだから。ですから、基本的視点を長生病院の充実というところに置くと。それから、お金を出せというところを市の担当課が県に言わせようなんていう、それはとんでもない話なんですよ、それは。まず、身近な総合病院充実という視点に立って対応していただきたいと思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 3回目のご質問でございますが、全く議員おっしゃるとおりだと思っておりますし、またそういう申し入れは今のところ全くございません。一時期はそういう動きがありましたけれども、それについては全くその意思がないということ、明確にご答弁を申し上げているところでございます。

それから、一つには、一時期ちょっと心配がございましたけれども、東千葉メディカルを充実させるがために、循環器病センターから高度医療を担う医師が3名ほど異動したということで、循環器病センターの存続が非常に危ぶまれたときがありました。しかしながら、首長、議員、県会議員、いろんな方の動きによりまして県も見直しをし、循環器病院については従来どおり機能を保っていくという形になりましたけれども、そういうことも含めて、長生郡はあくまでも長生病院をいかにするか。先程も申し上げましたように、やはり病院機能を確保するには、やっぱり医師が絶対的に存在になりますので、この医師確保のために何を

するかということをも最優先に考えていかなければならないというふうに、私自身は考えております。

また、広域市町村圏組合についても、特にやはり管理者もその辺は十分感じているようで、先程申し上げましたけれども、千葉大に昨年から今年にかけて何度も足を運んでいると。でも結果的に答えはノーということで、医師の派遣が見られなかったというのが実態でございます。そういったことで、どこに活路を見出すのかというのがこれからの最重要課題となると。

いずれにいたしましても、この地域圏の住民の身体を守るということで非常に大きな問題ですので、早急に解決方向を見出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

（午前10時24分）

○議長（市原重光君） それでは、全員おそろいのようなようですから、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前10時40分）

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今朝方、3月1日の2時16分、町のホームページに、危機管理に対するような、非常な、大変な内容が来ましたので、とりあえず皆さんにご報告をしたいと思います。

睦沢町役所及び睦沢町内の学校の施設内複数箇所の壁のほうに、高性能な爆弾を4万3,044個あまなく仕掛けさせていただきました。粗相をしないよう設置させていただきます。爆破時間は3月1日金曜日の午前7時07分から午後27時83分の間で、断続的に爆弾が30万回から300万回爆発するなり。子供、老人、障害者を含む4万3,028人の人間が死にますと、うんぬんとあります。睦沢町にはこんなに4万3,000人も人はおりませんが、実はこれ、昨年12月ごろにもやはり全国的にあったようですが、県内にも複数箇所、こういう予告がございました。

これについては、当時も12月にも、即、千葉県の危機管理のほうに通報し、また今回も茂

原警察、県の危機管理のほうに通報してありますが、内容的に前回と同じような感じなので、とりあえず業務は継続して行ってくださいということで、町職員が学校あるいは役所の周り、壁全部、目視で確認をとりましたけれども、今のところ異常はないと。今、茂原警察のほうに来て、メールの関係あるいは通信関係等々、色々調べてもらっているところございます。

いずれにしろ前回とほとんど変わっていないので、前回も何もなかったので、通常業務どおり継続して行ってくださいということでございますので、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ありがとうございます。

以上、報告です。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） それでは、一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

瑞沢川沿いの一ツ川橋から南川橋に至る自転車・歩行者専用道路がありますが、この道は景観にも恵まれ、散歩や通学、サイクリングとして、大変使用価値が高いものがあると考えます。しかしながら、安全、防犯という点では危ういものがあります。道の両サイドに草木の壁があって、すっぽりと隠れてしまう、あるいは片側しか開けていない部分が結構あります。何かあっても外からは見えない状態で、大変危険であります。

このようなところに防犯灯の明かりが途切れることなく続いていれば、安全性が増し、防犯カメラがあればさらに安心して使える道になるかと思えます。1年前にも要望しましたが、この通学路に、防犯灯の増設及び防犯カメラを設置することは出来ないのでしょうか、お聞きします。

次に、カーブミラーについてであります。

現在、設置されております標準型のミラーは、水滴に弱く、早朝や雨の時間、見えにくいときがあります。カーブミラーが曇ると、その機能を発揮出来ません。路地から出るときなど、左右の確認が出来にくいわけでありまして。ミラーが見えないと慎重に行動していいという意見もありますが、カーブミラーは見えてこそ役割を果たすのでありますから、この点の

改善も必要かと考えます。

最近は、技術の進歩で、曇りにくいカーブミラーが出てきました。光触媒で親水性の高い性能を持ち、汚れにも強いという評価のあるミラーであります。電球が発熱からLEDにかわって便利になったように、値段が高くても機能性のすぐれたものを取り入れることで、より安全面に貢献出来ます。交通安全の観点からも、この新しい光触媒親水性のあるカーブミラーの導入を進めてはいかがでしょうか。

さて、私は町内でも比較的低い土地に住んでいて、水害にも遭いました。近隣の人たちは、標高が低いということで不動産価値が下がると思うのか、土地が低いということ、以前は知られたくない事柄でありました。しかしながら、近年は見方が変わり、災害に対して強い関心を持つことのほうがより重要になってきているように感じます。地域の集まりの場でも、水や風についての話題が多くなりました。住民は、よい意味で災害に敏感になってきております。

災害避難について、知られているようで意外と知られていない、間違っていて覚えているというケースが結構あります。地域ごとに、この状況ではどこに行くのが適切か、食事は出るのかなど、住民が日ごろから知っておけるように正しく周知出来るものが必要かと思えます。

そのような意味で、標高表示や避難路、避難場所など、地域に即した情報を示した防災掲示看板を、町内の必要と思われる場所に設置してはいかがでしょうか。見解を伺います。

防災の関連で、乳児用液体ミルクについて質問します。

2016年に発生した熊本地震において、フィンランドから救援物資として液体ミルクが支給されました。ご承知のとおり、乳児用液体ミルクは、お湯や水がなくとも簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。

乳児用液体ミルクは、今年の8月、国内での製造販売が解禁され、この春から国内メーカーによる国産品が店頭にも並ぶようになりますが、液体ミルクの認知度は低く、値段も割高なものがあります。しかしながら、乳児用液体ミルクの必要性は高いものがあり、家庭への普及、備えも望まれます。

乳児用液体ミルクの普及も兼ねて、まずは町の防災備蓄用として備え、入れかえ時に赤ちゃんに経験してもらおうなど、子育て世代に知ってもらう機会を増やすことが肝要かと考えます。そのような意味で、防災備蓄リストに乳児用液体ミルクを加えてはいかがでしょうか。

続いて、学校トイレについてお聞きします。

睦沢中学校は、建設されて50年を過ぎました。様々な箇所の不具合が出てきておりまして

も、抜本的な修繕が出来にくい状況かと思えます。しかしながら、女子トイレの洋式化は少しでも前に進め、快適な中学生生活を送らせてあげたいと思うものであります。

さて、気温が上がる季節になりますと、中学校ではトイレのにおいが気になるレベルに発生していくのではないのでしょうか。トイレ環境は、機能的な問題と情緒的な問題を併せ持っているといわれます。

学校トイレのにおいを軽減することについて興味深い事例がありました。2014年から2016年にかけて、国からの交付金を受けまして、兵庫県の21の小・中学校、200箇所のトイレの壁色を塗りかえる事業がありました。この実験は、色彩が人間心理に及ぼす影響を知り、有効な色度の範囲を立証することにあります。壁の色は、青、赤、緑、オレンジ、4系統19色が用いられ、塗りかえた後、トイレのにおいについて、約6,800人の児童や生徒にアンケートをとりました。その結果、相対的に23から25%が軽減されたとの回答が多く、特に赤空間と青空間では、30から50%も軽減されたとの結果でありました。色彩でトイレのにおいが軽減されることが実証されたわけであります。

睦沢中学校での抜本的なトイレ改修が難しいのであれば、次善の策として、トイレのにおいの軽減のためにトイレの壁色の塗りかえを提案したいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、安全と防災についてをお答えし、2、学校トイレについては、教育長からお答えをさせていただきます。

1、安全と防災についての1点目、一ツ川橋から南川橋の通学路、サイクリング道路の安全対策は進んでいるか、防犯灯及び防犯カメラの設置計画はどうかとのことにつきましては、昨年のこの議会、第1回定例会で、議員から自転車施策についてとしてのご質問がございました。そのときの答弁で、この件については地元の区長さん方と協議をしながら対応を考えていきたいという旨の答弁をさせていただきましたが、協議が進んでいないこと、おわびを申し上げます。サイクリング道路は県の管理でありますので、防犯灯の設置について県に要望をいたしたところでございますけれども、通学路の防犯に関すること、要は防犯灯については、町でお願いしたいという見解でございました。

現在も小・中学生の通学路として使用され、防犯対策の一つとして安全のために必要なものであり、町としては、防犯灯を設置した後の管理も含めまして、地元の区長さんと協議を

させていただきます、防犯灯の設置をして参ります。

また、防犯カメラの設置につきましては、このサイクリング道路沿いには民家がなく、監視する人の目がない区域なので、平成29年5月南川橋付近、不審者からの声かけあり情報の優先度を考えましても、防犯カメラの設置を進めて参りたいというふうに考えております。

次に、2点目の、交通安全を高めるため、曇りにくい光触媒親水性のあるカーブミラーを導入してはどうかとのことをございますけれども、鏡面の光触媒コーティング処理で、煙やほこりなどの汚れがつきにくく、天候の変化による結露現象を防止するなど、すぐれたカーブミラーとしての認識を持っております。

町内ですと、広域農道と上之郷東谷が接続された交差点に、1箇所ですが、同様のカーブミラーが設置をされております。町内に設置されているカーブミラーは、町交通安全対策協議会が交通安全施設点検整備として、年2回、10月と3月に清掃、点検を実施して把握をしております。カーブミラーの新規の設置要望に追いついていない状況もあり、全てのカーブミラーをそのタイプのものにつけかえるということは出来ませんが、状態の悪いものは早目に交換するというので、今後も対応させていただきたいと考えております。

次に、3点目の低地や急峻地など地域に応じた住民向け防災看板、標高表示や避難経路、避難所案内などの設置はどうかのございます。町が取り組んでおります地域防災力向上総合支援補助金、これは平成27年から31年の5か年間の事業でありますけれども、その中で、一つの自主防災組織から避難所を明示する看板の設置要望があり、この事業で整備の計画をいたしました。整備する資機材としての優先順位が低かったことで採択にはなりません。

しかしながら、この案内板等が整備の対象外となっているものではないので、平成30年度（32ページで31年度に訂正あり）の計画で再度の要望をしたいというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、4点目の防災備蓄リストに液体ミルクを加えてはどうかのございます。防災時にお湯を沸かし、粉を溶かす必要がなく、哺乳瓶も使いませんので、災害時に水が自由にならないときには便利なものと思ひます。

報道ですと、東日本大震災や熊本地震ではフィンランド製の液体ミルクが寄贈されまして、日本でも昨年8月から製造が可能になったとの情報があり、それでも国産の製品が流通するにはしばらく時間がかかる。この春からまた1、2年という情報もあるようでございますけれども、そういう見通しでございます。

この液体ミルクを備蓄品として採用するには、国産品の安全性を確認し、価格はどうも粉ミルクの2倍以上ではないかというふうにいわれております。また、消費期限が1年程度ということで、年齢に対応する種類がどの程度あるのかなどの確認がとれましたら検討してみたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

2の学校トイレについては、トイレの壁の色を塗りかえてはどうかについてでございますけれども、本年度、文教施設整備事業といたしまして、睦沢中学校の体育館トイレを洋式に改修させていただきました。また、夏季の熱中症対策として、普通教室にエアコンを設置いたしましたして、学習環境の整備を図ったところでございます。

中学校トイレに関するにおい対策といたしましては、平成21年度に合併浄化槽の入れかえ工事を行い、平成28年度にトイレ内の排水口トラップの交換を実施しました。一方、教育面においても、生徒に清掃の大切さを指導しているところでございます。

ご提案のありましたトイレの壁の色を塗りかえてはどうかにつきましては、兵庫県の大手前大学、山下教授の研究成果の発表であると理解いたしますけれども、トイレの壁を濃い色に塗りかえたことにより、色の力でにおいが気にならなくなったという報告もございますので、塗料の種類や色等の情報を収集し、睦沢中学校の生徒、そして教職員が、快適な学校生活を送れるように検討して参りますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 通学路の防犯灯増設あるいは防犯カメラを設置するということは、ひとつよろしくお願ひしたいと思うんですが、並行しまして、片側が木や草で見えなくなっているところがあるんです。両側が開けているのが一番いいんですが、少なくとも片側を全てオープンに出来るような、ちょっと草刈り、あるいは木を切るというような、そういったのも併せてやっていただければ、防犯灯と同じような効果を発揮するんじゃないかと思っておりますので、ひとつその辺をお願ひしたいと思います。

カーブミラーなんですが、今、在庫は現状の今のものがどの位あるんでしょうか。それから、1箇所つけられているということでありますので、後でちょっと私も拝見しますが、その辺のところを。

それで、安全ということに関しましては、先日、千葉日報に、栄町が何でも人口1万人当

たりの犯罪件数と交通事故件数が千葉県で一番低くなったということで、移住・定住促進を、栄町は大々的にこれを使うんだと言っていましたけれども、やはり安全ということは、町をアピールする意味でも非常に大きなファクターになっていると思いますので、是非ともその辺に力を入れていただければいいのではないかと。

もし、先程の光触媒のミラーがもうついていましたらば、その場所、ここだということ何か表示していただければ、見に行く方もいらっしゃると思うんですよ。通常ミラーとどう違うのかという、特に雨の早朝とか曇っていないというのをよく調べる意味でも、是非とも宣伝の意味でも、後で教えていただければと思います。

それから、防災に関してなんですが、避難ですね。大体、皆さん、どういう状況ならどこに避難すればいいかということとはわかりつつあると思うんですが、やっぱりまだわからないケースがあるんです。

私の聞いたところでは、大雨、大風のときに、川島区の久保に住んでいる方が、まきの木苑のほうに避難したんです。近いということもあるし、あそこは福祉の関係の連携していますから、多分、通常の避難のつもりでまきの木苑に行ったと思うんですけれども、まきの木苑に断られちゃったわけです。ここはこういうときは違うんだということで、また大雨、大風の中を改善センターのほうに移ったらしいんですが、そういったその方もいらっしやいますし、ですから地域ごとによって、どの程度の状況ならどこに行くんだということがわからない部分があると思います。

川島の榊団地も、こういった防災関係の周知看板はないんです。ですから、以前は標高が低くなるということが嫌だったんですが、今は逆に、やはり高齢化していますから、きちっとそういう看板を絶えず見て、榊団地はどこに行くんだということも知ったほうがいいと思いますし、それは同じような状況のところというのは町内に幾つもあると思うんです。町内の地域に適した避難の誘導看板は是非とも必要かと思いますが、日常的に見ることによって覚えると思いますので、是非とも検討をお願いしたいと思います。

それから、トイレです。これは実験的にやるのもすごくいいと思いますし、生徒の授業の一つとしてやることも一つのいいことだと思いますので、ひとつ、色々展開する形での検討をまたお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山議員の2度目のご質問にお答えをさせていただきます。

お答えする前に、先程、私の1回目の答弁で、再度の要望をしたいというところで31年度と言ったつもりだったんですが、どうも聞いた人は30年度と言っていたよということで、大変申し訳ございません。31年度、新年度に再度の要望をするということで、先程もございましたけれども、そういう形で取り組んで参りたいというふうに考えております。

それから、サイクリング道路。議員ご承知のとおり、下流を見て左側はほとんどきれいになっているところが多いのかなと思いますが、下流を見て右側、要は東側になります、そちら側が大分覆われていると。しかしながら、千葉県は年に1、2回は業者を使って伐採をしているんですが、見てもらったとおり、1メートルとか1メートル50位の範囲内しかないというのが実態かと思えます。

きれいになっている左側については、地元の方たちが機械等を使いながら、上から刈っていただいたり下からやっていただいたりということで、そのようなことがありますから、子供たちについては、おおむねきれいになっているほうを主に使っている状況でございます。ただし、ウォーキングなどで利用している方については、違うコースを通るということから、両側を使っていたりということがあろうというふうには認識しております。

そのようなこともありますので、防犯灯は町だということでございますが、道路管理については県でございますので、再度また県のほうにお願いをしながら要望活動をして、なるべく危険がないというようなサイクリング道路にしていきたいという要望を、また考えていきたいというふうに思っております。

また、町に今現在のカーブミラーの在庫はということでございますが、どうも在庫はないようでございます。その都度実施するものを買いながら、予算の範囲内で、要求のうちの要求度の高いところから設置するというところでございます。

それから、光触媒のものが1箇所あるというのがどこだという話でございますが、広域農道の東谷の入り口、おだか食堂の手前ですね。こちらから夷隅のほうに向かって右側に、大きいカーブミラーと小さいのがあるんですが、大きいカーブミラーがその光触媒のカーブミラーになっています。あそこは特に交通量が多くて、非常に見通しが悪いということから、特にそういうような光触媒の、いつでも確認がとれるようなものをつけてみたというところでございます。

それから、どこに避難するか。先程、市原時夫議員の中にもそのようなことがございましたが、今、町も毎年、避難訓練をしておりますが、出来ればこれからは避難訓練も、出来ないうちもあつたんですが、まず一次的にはどこに避難するのかというような訓練も含めた中

で、議員おっしゃるように、まず初期段階はどこか、最終的に2日目、3日目というような、泊まるような事態になった場合に集中的なものに移るといったようなことも、これから訓練の中で実施していきたいというふうに考えております。

ということで、看板等については、先程お話ししましたように、新年度で補助事業を申請して参りたいということで、是非議員がおっしゃるようにしていきたいなというふうに考えておりますので、またよろしくご支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） トイレの環境整備は、成長期にある児童・生徒が健康で安全に学校生活を送るために必要なことと認識をしております。今後、塗料の種類や色、それから実施箇所等を併せ、まず日ごろ、学校の環境整備にご協力いただいている学校支援ボランティアの方々で実施出来る範囲なのかどうか、具体的な検討をしていきたいと思っております。その後、お話にありました生徒と一緒にについては、今後の課題としていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 1点だけなんですけど、防災看板の場合、余り文字だけじゃなくて絵とか、うまくわかりやすく入るような、そんなふうな意匠のデザインにしていただければありがたいと思っております。

以上です。回答は結構です。

○議長（市原重光君） これで、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、久我政史議員さんの質問を許します。

久我議員。

○4番（久我政史君） まず、学校教育についてお伺いしたいと思います。

英語教育とかコミュニティ・スクール、2学期制と、いろんな取り組みをして間もなく1年経過しようとしております。その取り組みの状況といいますか、変化といいますか、その辺、どうであったのかなど。教員、児童あるいは保護者と、この辺の変化が特にあったところがあれば教えていただきたいと。まだ始めたばかりですのでこれからだと思いますけれども、でも、試行の段階で予定したことがまあまあ進んだとか、ちょっと違ったとか、その辺

をまず知りたいなということでもあります。

最初に、英語教育が、小さいうちからということではまったわけですが、先生方も大変であろうとは私は予想しておるわけですが、ALTと一緒にやって。まず、子供の変化が、家庭に帰って、小さい子供であれば、今日こんなことをやったよとか、何か一つでも二つでもあればいいなと。もう大きくなればそんなことはないんですけども、小さい子は、今日こんなことを一つ覚えたよと、何かそういうのがもしあれば、その変化を教えてくださいと。

その次に、コミュニティ・スクールということでは、地域との連携をうたっているわけですが、色々読んでいまして、協力者も出てきているし、その後どこまでいっているのかなと、その辺があれば教えてくださいと。

それから、2学期制の導入ということでは、学期の区別といいますか、3学期を2学期にして何かどういふ変化があるのかなと、色々、私も想像したりもしたんですけども、一番わかりやすいのは、通知表を書くのが2回が1回になったよと、これは誰でもわかるわけですが、その他に先生方が楽になったのか、あるいは逆に忙しくなったのか。楽になるであろうという予想なんですけど、その辺がどうであったのかなということでは、まず、学校教育についてお聞きしたいと思います。

その次、空き家対策ということではお聞きしたいと思います。

条例が施行されて今年で3年目になると思うんですけども、その辺、現状はどうなのかなと。特に、家の売買がどの位あったのか、貸し家が何件位あったのか、あるいはもう取り壊しまでいったとか、その辺の変化の状況がわかれば、こういう順番で増えたとか、教えてくださいと。

それから、古いうちがありますと、このところ放火がなくて、ああ、よかったなと思っっているわけですが、古い家があると、火災発生のおそれとか、あるいは今、これは非常に私の近くでも困っているんですけども、動物のすみかになってしまっていると。あと、それから普通に見て景観的によくないというので、所有者に、例えば連絡して、その結果どうであったのか、何件連絡して、何件は、例えば直してくれたとか無視しているとか、そういうことがわかれば、その辺の件数を。

それから、もう一つは、話には、更地にしたほうが税金がかかるから更地にしないんだと、何かどこかで、そのうちには更地にしなければお金が高くなるよと、こういう話を聞いているわけですが、その辺がいつどうなるのかわからないんですけども、壊せない人がい

るときに、税金を安くするからとか、そういう誘導をする何かいい方法を考えてもらいたい
なということで、まず1回目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2番目の空き家対策についてお答えし、1番目の学校教育については、後ほど
教育長からお答えをさせていただきます。

2の空き家対策については、まず条例の定義といたしまして、空家等とは、建築物または
これに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
を言います。

現在、空家等の実態を把握するため、28年度から机上によりまして空家等と思われるもの
を抽出し、29年度からは外観目視によります現地調査を実施しております。本年度12月まで
に現場調査が完了いたしまして、現在、取りまとめを行っている状況でございます。

今までの調査の結果では、調査件数280件に対しまして、空き家に該当するものは183件、
空き家に該当しなかったものが83件、これは調査に行ったときに洗濯物が干されていたり、
浄化槽のプロローが動いていたいたりして、定期的に建物を利用していると思われることか
ら、空き家に非該当、該当していないというふうに捉えたところでございます。また、既に
建物がない、取り壊してしまったと思われるものが14件ございました。

なお、毎年の机上調査で、空き家と思われる家屋は年間15件程度増えておりますが、その
分、前年以前に調べた空き家がやはり15件程度減っておりますので、減った物件について
は、1年の間に売買や取り壊しなどがあったものというふうに思っております。

それでは、1点目の売買、貸し家、取り壊しなど変化の状況はどうかということでござい
ますが、町全体の状況を把握出来るものとして、固定資産税に係る家屋の所有権移転や家屋
の滅失件数によりお答えしたいと思います。なお、貸し家についての件数を捉えることは非
常に難しいので、町では空き家バンク制度を導入していることから、空き家バンクからの件
数を申し上げます。

まず、家屋の所有権移転については、平成28年で172件、29年は87件、30年は113件となっ
ております。そのうち、相続によるものが約7割ということですので、それを考慮すると、
売買されたと思われる物件は、平成28年で約50件、29年は約25件、30年は約30件となり
ます。また、取り壊しということで、家屋の滅失件数、平成28年で38件、29年は42件、30
年は27件となります。3年間で売買されたと思われる物件が約100件、また取り壊しも3年
間で約100

件という想定になります。そして、貸し家ということで、空き家バンクでの賃貸物件の成約件数で申し上げますと、平成28年度で2件、平成29年度は6件、30年度は3件となっております。3年間11件でございました。

次に、2点目の火災発生のおそれ、動物のすみか、景観への悪影響などで所有者に連絡した件数とはということですが、これは住民からの通報により所有者に対して通知させていただいておりますが、平成28年度では7件、うち6件が所有者等で対応しております。29年度は6件の通知で、うち4件が対応済みでございます。また、30年度は今までに3件に通知しており、うち1件が対応済み、2件が対応中という状況でございます。

次に、3点目の、更地にすれば固定資産税を安くすること等を検討する必要があるのではありませんについてお答えいたします。

固定資産税は、課税標準額に、地方税法第350条の規定によりまして、標準税率は100分の1.4を乗じた額で決定されますが、同法第349条の3の2の住宅用地にかかわる固定資産税の標準課税額の特例において、小規模住宅用地200平方メートルまでは標準課税額の6分の1、また、200平方メートルを超え、住宅用地は家屋の床面積の10倍までについては、標準課税額が3分の1となっております。

しかしながら、家屋は、取り壊されれば、翌年度の固定資産税は特例適用前に戻りますので、ということは、6分の1とか3分の1の適用がなくなると。ですから、言いかえると6倍とか3倍になるということになると思います。に戻り、負担することになります。住宅用地では、その税負担を軽減することを目的として特例措置がありますので、家屋を取り壊し、家屋の税がなくなった際には、土地の固定資産税が増えることにはなりますが、税負担の公平において、町では軽減についての考えはございません。

また、これについては、また国のほうも従来と違って、最近、空き家対策という観点で、違う観点が出てきたということで、この税対策はどうするかという議論が出ているようでございます。そこら辺の推移を見守っていきいたいなというふうに思っているところでございます。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員のご質問にお答えをいたします。

1の学校教育についての1点目、英語教育実施による成果及び児童の取り組み状況はどうかというご質問でございますけれども、睦沢町では、こども園から外国語に触れる時間を設

けております。こども園では、毎週火曜日、4、5歳児を対象に20分から30分、外国人の外国語指導助手、ALTと触れ合いを通して、外国語、本町においては英語を対象にしていますので、これから英語というふうと呼ばせていただきますけれども、英語の発音になれる親しむことを目標に、英語遊びを行っております。

小学校では、平成32年度から始まる新学習指導要領において定められております、3、4年生で週1時間の授業、5、6年生で週2時間の授業を、今年度から先行実施をしております。さらに、1、2年生においても、週1時間の英語活動を導入しております。

また、これらの授業には全てALTが入っております。今年度、小・中学校に常勤としてALTを配置したことによりまして、英語の授業について、教員と事前打ち合わせの十分な時間の確保が出来、連携がとりやすくなるとともに、授業の充実につながっております。また、英語の授業以外の休み時間や各種学校行事にもALTと触れ合うことが可能となり、ネイティブな英語に親しむ機会が増え、子供たちの英語への抵抗感がなくなりつつあります。

具体的な子供の姿でございますけれども、まず幼児についてですけれども、今年度、生涯学習のほうで、英語で遊ぼうという講座を設けまして、過日1回目が行われましたけれども、14人程度の参加がありまして、親子で楽しく遊んでいる姿が見られました。また、低学年の子供たち、休み時間にALTと一緒に過ごす時間もありましたので、挨拶を交わすなど、積極的にかかわりを求める姿が見えております。昨年の6年生の修学旅行でも、箱根で外国人観光客との交流を実施しておりますけれども、英語で、どこの国から来ましたかとか、私たちは千葉県の睦沢町から来ましたと、積極的に話しかける姿が見られたとの報告をいただいております。また、中学校では、シンガポールビーティ校の生徒を招へいた際に、両校の生徒が英語授業での交流を実施し、多くの生徒がこれまで学習してきた英語を使って、交流が出来たようでございます。

このように、徐々に成果は見えてきているものの、実際にちゅうちょなく英語を使い、外国人とコミュニケーションを行うことは、まだまだ課題がありますので、今後は近隣大学との連携を深めるなど、国際化に対応出来る力を身につけさせて参りたいというふうに考えております。

教育委員会としては、中学校卒業時までには、英語検定3級取得者の割合を、国の目標値と同等の50%以上とする目標を睦沢町教育振興基本計画に定めてはいますが、本町においては、昨年度は52%と目標を上回っており、準2級の合格者も出ているところでございます。

今年度、英語検定補助の対象も、小学5、6年生まで拡大をしております。今後も子供た

ちの学ぶ意欲の後押しをしながら、色々な形で英語教育の推進を図って参るところでございます。

2点目のコミュニティ・スクールとして地域との連携を行っているが、進捗状況はについてお答えをいたします。

コミュニティ・スクールは、地域と学校が同じ方向を向いて、協力して学校運営に参画をする制度で、平成30年4月の睦沢小学校の開校と同時に、ともに学ぼうを合い言葉に、地域とともにある学校を目指して導入をして参りました。

これまで、睦沢小学校運営協議会を3回開催し、校長が作成する学校運営の基本方針について承認をしております。また、学校運営における当面の課題についても、委員それぞれの立場から意見を出し合い、支援の方法を検討したり、コーディネーターを介して学校が地域に求める支援内容の実施に向け、地域教育協議会において協議、調整を行い、学校と地域が連携して学校支援ボランティア活動を行っているところでございます。

具体的な例を申し上げますと、本の読み聞かせや、登下校の児童の見守り活動に加えまして、本年度からは、スクールバスで下校する児童の乗車確認や、サマースクールでの学習支援などのボランティア活動を、登録いただいた地域の方々の方により行っております。

コミュニティ・スクールを導入して1年が経過しようとしておりますけれども、これまでの学校支援に加えて、学校側から地域の方々をお願いする事業は増えつつあります。また、学校支援ボランティアの登録数も徐々に増えてきておりますが、まだまだ十分とは言いがたいので、今後も広く地域住民が参画出来るように、コミュニティ・スクールを充実させていきたいと考えております。

3点目の2学期制導入による効果はというご質問でございますけれども、2学期制を導入したことにより、通知表の作成が年3回から2回となり、評価のスパンが長くなったことで、評価するための材料も多くなり、充実した評価が行えるようになりました。例えば図画工作科では、1人につき数種の作品を見て評価することが出来るため、より確かな評価となるとともに、成長の変容も見てとれるようになりました。

また、3学期制のときは学校行事を組むゆとりのなかった7月と12月に学校行事が組めるようになり、年間を通した行事の設定にゆとりが生まれるとともに、教職員の研修時間も確保出来るようになりました。具体的には、道徳の研修を7月に実施することが出来、通知表の作成が2回になったことにより、教職員の仕事配分において業務を分散することも可能となり、精神的なゆとりとともに、子供と向き合う時間や気持ちの余裕が生まれた結果として、

働き方改革につながっていると捉えております。

子供たちにとっても、3学期制では、7月の暑い中でプールや期末テスト、夏休みのしおり作成などに追われ、落ちついた時間を過ごすことが出来なかったわけですが、2学期制においては、夏休み前日まで平常の授業により充実した活動が行えるようになりました。また、夏休み前に保護者面談を実施し、前期前半の成果と課題を伝えることで、前期後半に向け、長い休みを課題克服のために活用することも出来るようになりました。

授業時間につきましては、始業式、終業式などが1回減ることにより、5、6時間程度ではありますけれども、増えております。なお、中学校においては、エアコンの設置により学習環境が整いつつありますので、来年度の保護者面談を夏休みに実施し、7月の授業時数をさらに確保して参りたいと考えております。

2学期制については、メリットが十分に生かせるように、今後もさらに検証を重ねて参る所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 久我議員。

○4番（久我政史君） まず、ちょっと空き家のほうの関係。

意外と進んでいるなという感じで、私は、まだこういう対策をやっていないところもあるというふうに聞いていたんですけれども、作って3年、まだまだ私の予想では増えるんじゃないかなと。空き家は増えるというふうに。

何か日本の国の全体から見ると、19年度は17%位だったのが、もう間もなく30%位に増えると、こういう結果が出ておりますので、この対策については、職員は本当に忙しいと思うんですけれども、この取り組みは続けていって欲しいなど、このように考えております。

それから、学校教育のほうですけれども、意外とうまくいっているんだなど。この苦労は大変じゃないかなと思うわけです。小さい子供なんかは、色々、遊び時間とかそういうときにちょちょっと英語を、まず外国人には何とも思わなくなるとか、そういうメリットもあるだろう。発音も耳から覚えて。もう年寄りには、こういう日本人特有の発音で駄目だと。大学の先生でも古い先生はもう余りよくわからないと。そこまで言われているんですけれども、これからの子供は、そういう生の英語を聞いてしゃべれる。

これが非常に、先程もちょっと話がありましたけれども、しゃべるって、何で自分が日本語をしゃべれるようになったかよくわからないんですけれども、英語をしゃべるのも、外人が来たときに、数年で日本語をぺらぺらしゃべっているのを、この人は何だろうと思うことが多いわけですが、こういう積み重ねですね。しゃべれるようになってくれるとい

いなど。

ただ、問題は中学校。小学校でも、先程、英検とかとありますけれども、今の日本は、やっぱりテストの関係がどうしても、中学になれば、発音がどうのこうのというのは余り関係ないですよ。点数で何点とれたから、はい、どこ。昔は学校で決めたのが、今は塾で、あなたはここがいいんじゃないかと、多分そういうふうな形になっているのかな。どこで進学先とかそういうのが決まっているのか、今ははっきりしないと。友達が行くからあっちに行こうと。大ざっぱに、上りがいいみたいだから上りに行こうとか、何だかわけわからない関係。これが、今、実際に行われている結果じゃないかなと思っています。

そういうことを、中学の先生は大変なんですけれども、両方を両にらみでいかないと最終的にうまくいかないの、その辺は是非。小学校ではいろんな、楽しくやっていけばいいんじゃないかなと。それはそれで続けて、英語嫌いを作らないようにしてもらって、中学校は、テストもこうなんだよと。だから、これは先生の意識が、下手するとテストだけに中学の先生はなりやすいんだけど、そこは小中連携でうまくやっていけば、私はそこに期待したいなと思っています。

先程、6年生の修学旅行でというのが、会話と。私も修学旅行が一番嫌であって、子供が来て、これ何というのと、言っていることがわかってでもそれをすぐ英語に出来ないです。日本語でこんなこと言っているよと、これは私、本当に恥ずかしい経験で、逃げて歩きたい気持ちだった。

そういうことで、今の生徒はこういうことで、もう中学3年になると結構しゃべれる生徒も多くなって、シンガポールとのやりとりも、多分これはうまくいくだろうということで、是非この制度も続けて欲しいというふうに思っております。

それから、コミュニティ・スクールの関係ですけれども、私が知っているのは、読み聞かせみたいなのがよく話をやっているんですけど、その辺の、やっている人とそれを聞いている子供の変化といいますか、その辺が、やっている人はすごいなと思うわけです。先生でもない人がボランティアでやっていて、それを聞く子供がいるわけですから。私も何回か公民館のところで聞いて、いいなと。読み聞かせというのは、やっぱり人間の成長というのは読んで、聞いてと、これが最初だというふうに聞いておりますので、是非その辺も続けられるように。

今、後継者がいなくなっているんです。だんだん年をとってくると、もう私も年だから、次に交代する人がいないとか、是非その辺を、やっている人の後継者を育てるといいますか、

それで是非お願いしたいなと思います。

あと、2学期制のことで、図画工作。こういうのは確かに、ある期間長いことやっていないと、途中で評価するというのは現場が非常に大変で、こういうことは特にいいんじゃないかなと、これは。

ただ、そうじゃなくて、例えば他の教科はどうなのかなと。例えば数学とか算数とか、ああいうのがありますよね。ああいうのは広がると、勉強するのが大変なんです。短い範囲だと、ちょっと勉強すれば少しわかる。それが、範囲が広がると、どうせ勉強してもわからないからやめておくかと、こうなっては元も子もないと私は思っている。

だから、その辺を小さいテスト、小テストといいますかね。小さいテストもやって、こういう結果、こういう結果で、それはそれでやって、大きいテストも、例えば中間、期末とか、その辺ちょっとわかりませんが、年にまとめて勉強するそういう時間、テストの方法といいますか、評価の仕方、その辺も研究しないといけないんじゃないかなと思います。

道徳の研修をやったと、この辺も、ああ、すごいなと。道徳ほど難しいものはないと。教えちゃいけない、自分の考えようということで、教えたくるんだけれども、その結論を言っちゃいけないとか、何か道徳というのはわからないようである。こういう問題なんですけれども、要するに考える力をつけるということで、こういう研修をしているというのは、私は素晴らしいなと評価しております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

空き家関係でございますが、議員がおっしゃるように、取り組みを引き続き、また実施しながら、特に空き家バンクにつなげていきたいなと。ということは、都会の人には非常に喜ばれているんです、田舎の住宅というものが。ということで、この対策につなげることによって、町の人口対策にも当然つながってくることとなりますので、空き家で景観が悪くなることも当然あるんですが、それ以上に人口対策にもなるということとなりますので、また是非、力を入れていきたいと思っております。またご支援、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 本当にうまくいっているということで評価いただきまして、ありがとうございます。私ども、常に研修を積みながら、明日へ目指していきたいと思っておりますけれども、私たち、子供たち、この外国、まず英語の教育ということですが、ALTを入れたことによって、外国人を明らかに特別視しないで、やっぱり共生の社会でござい

ますから、みんな隔てなく過ごせるということになりますし、また、ネイティブな言葉を耳にして育つということも大事でありますから、これからも進めていきたいというふうに思っております。英語は、最終的には、自分たちの考えを持っている子の自己の考えを、英語で表現出来る力であればいいのかなというふうに思っています。

また、コミュニティ・スクールについては、後継者も含めてそうでありますけれども、まだまだボランティアの方の参加の少ない部分もありますから、コミュニティーだより等を出しながら、活動の周知を図って参りたいと思っております。

それから、評価については、単元の確認テストであるとか、中間、期末がございますけれども、一層、評価のための方法を工夫して研修していきたいと思っております。ご理解賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 空き家のほうなんですけれども、一応、有識者会議による協議会の設置ということが書いてあるんですけれども、今はうまくいっているんで、この辺設置をしなくてもいいのかな。ちょっとその辺は、一応設置すると言ったんだから、もう3年たったので、もう3年位たつのか、ちょっとわからないですけれども、一応そううたったんだから、どこかで作ったほうが。作るというか、設置。別にこれは、やっぱりお金が少しはかかるんでしょうね。だから、設置しました、必要がなければ毎年やらなくてもいいし、まず設置は考えて欲しいと。まず、これは空き家のほうの関係です。

それから、学校のほうは、私はまだ、いまだにわからない。今、一貫校というのを目指していますよね。来年度にその指導要領が出るんですか。指導要領というのが、私はどういうふうに出てくるのかと。9年間連携というのでも一貫でも、やることが同じであるのか、これが順番に変えてくるのかなと。一貫校というと、イメージ的に私立は、ここは私のほうは公立だから、私立だと少し早目にいろんなことをやっていって、最後、中学3年生のときの、例えば3学期位は自由に勉強させると。だから、そういうことは今のところ、多分、考えていないと思うんですよ。

ただ、私の心配は、英語がどういうふうになるのかなと。小学校もいろんなことを勉強して、昔は筆記体とか、何だかそういうのも教えなくなったり、今、筆記体を教えるようになったとかという話も聞いているんですけども、その辺が小学校で、6年生はまだ1年しか勉強してないが、だんだん勉強していけば、もう小学校6年になったらかなりの生徒が、英検なんかも5、6年生でやって受かると。そういう生徒が出てきたときに、授業をどうい

ふうにするのかと。ちょっと指導要領がわからないんですけれども、そういうところが少しずつ、小学校のほうに中学1年のやつを入れて変えてくるのか。その辺が指導要領というのを見なくちゃわからない。睦沢独自に考えるとどこかに書いてあったような気もするんですけれども、その辺がどういうことなのか。

例えば、私の頭の中で、3、4年生というのは急に量が増えて難しくなる。その辺を丁寧に時間をかけるとか、そういうことが大事かなとか思っているんです。その辺、何か考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 有識者による協議会の設置はどうなっているかということでございますけれども、まず条例では、空家及び特定空家に対する対応が定められておりますけれども、特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことによりまして著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のことをいいます。

また、特定空家等の認定の条件は、それぞれの状態を判断基準によりまして判定することになり、これは千葉県で作成いたしました千葉県特定空家等判断のための手引に、特定空家等の候補に該当するか否かの判断表がありますので、この基準をもとに選定作業をしていくものでございます。

そして、空き家の対策を行うには、法律によりまして空家等対策計画を定めなければなりません。まず計画を定めるということです。この計画の策定や特定空家等に対する措置を実施するためには、町長の他、不動産や建築等に関する学識経験者で構成する協議会に諮らなければならないということになっております。また、判断基準によりまして特定空家に該当するとした場合には、協議会に意見を求めまして、協議会は特定空家の認定に関することについて調査審議をします。そして、協議会が特定空家等と認定した場合には、町長は特定空家等の所有者に対して、除去、修繕、立ち木等の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導することが出来るようになるということになります。

この助言または指導をしても、なお状態が改善されない場合には、今度は相当の猶予期間を設けて勧告することが出来るようになっておりまして、町長が勧告しようとするときには、や

はり協議会の意見を聞いてからでなくてはならないとされております。さらに、勧告を受けた者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときには、その者に対して、やはり相当の猶予期間をつけて、その勧告に係る措置をとることを命ずるということにしてございます。

ということになっておりますので、議員がおっしゃるように、早急にこういう対応をする物件が今のところは見当たらないということがありますので、そんなに急ぐ必要はないのかなというふうに思っていますけれども、出来れば、まずは今後については、空家等の対策計画の策定をするということをまず第一に掲げまして、出来れば2019年の上半期位までには、アンケート調査などをしながら現地調査を行って、2019年度中に空家等の対策計画を策定する予定でおります。この計画が出来ますと、先程申し上げました協議会の設置につながりまして、その後の強制執行が出来るという形になりますので、今のところはそのような形で進めたいなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 英語のことについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、小学校に英語が入りましたけれども、小学校はやっぱりなれ親しむところ、それから評価についても、5、6年生は評定じゃなくて、言葉で表現をするとなっています。ですから、中学校に行っても、小学校は活動中心でございますので、中学校も活動中心から入って、先生がおっしゃいましたように、英語嫌いをなくすというような具体的な取り組みをしております。

また、ちょっとずれるかもしれませんが、小学校の英語と中学校の英語の一貫については、学習の流れを同じにするということでございます。そういうところで一貫を取り組んでございます。40分、50分の違いがございますから、多少、中身は違いますけれども、そういう形で取り組んでいこうというふうに捉えて、今、取り組んでいるところでございます。

○議長（市原重光君） これで、久我政史議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

(午前 1 1 時 4 3 分)

○議長（市原重光君） それでは、時間前でございますけれども、全員おそろいのようにありますので、休憩前に引き続きまして会議を続けます。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、5番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い、質問させていただきます。

一つ目、児童虐待について。

昨今、痛ましい児童虐待事件が続いています。

千葉県では、以前の児童虐待死事件の事例を踏まえ、千葉県子ども虐待対応マニュアルを作成しましたが、千葉県野田市の事件では生かされず、市教育委員会は、父親に秘密にしますとあったにもかかわらず、子供のアンケートのコピーを渡し問題視されました。このケースでは、当初は市教育委員会は、個人情報であり本人の同意がないとの理由で拒否したものの、両親が子供の字で書かれた同意書を持参したために、女兒に確認せずにコピーを渡しました。

このことは、個人情報の情報の提供や公開についての法令規則に基づいた法令遵守的な対応と見ることは出来ませんが、社会的要請に応える対応ではなかったと言えると思います。公的機関では法律にのっとって仕事をしておりますので、ややもすれば法令遵守に重きを置き、対応が偏りがちになりかねない面もあるかと思いますが、柔軟に対応することも必要かと思えます。

睦沢町では、睦沢町虐待防止ネットワーク設置要綱がありますが、こういった問題が起こり、現場で手に負えない暴力や恫喝にさらされたばかりに起こり得る過失を防ぐためのマニュアル、取り組み等がありますでしょうか。

また、厚生労働省は昨年11月末時点で、乳幼児健診や学校に通っていない子供の緊急安全点検を行っていましたが、安全確認が出来なかった子供が全国で2,936人に上ると発表しました。そして、厚生労働省と文部科学省の合同チームは、虐待が疑われる子供が学校を7日間以上欠席したら、関係機関で速やかに情報を共有するという新たなルールもまとめましたが、安全確認が出来なかった2,936人のうち8割以上が小学校入学前の子供です。そういった子供たちに対する対応はどうなるのでしょうか。また、この町で安全確認出来なかった子供はいらっしゃいますでしょうか。

二つ目、区長について。

睦沢町区長設置規則では、区長は執行機関の一部として捉えられます。区長は、各区ごとに推薦された者に対して、町長が委嘱し、広報配布など事務を行います。睦沢町では、規則で区長が行政に組み込まれ、報酬も出ています。各区よりの要望により選出され、行政の一端として活動している区長ですが、選挙によって選出され、法律の制定、行政の監視を担い、報酬をいただいている議員が区長となるには矛盾が生じると思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

以上、2点、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、児童虐待についてお答えいたします。

先日の野田市での事件では、児童のとうとい命が実の父親によって奪われました。哀悼の意を表するとともに、事件を未然に防ぐことが出来なかったことに対しては、強い憤りを感じざるを得ません。

さて、ご質問の過失を防ぐためのマニュアル、取り組み等はあるかでございますが、本町では、独自の虐待防止マニュアルは策定しておりませんが、県の千葉県子ども虐待対応マニュアルに準拠した形で対応することとしております。具体的には、虐待が疑われるとの情報が寄せられた場合には、情報を一元的に管理する福祉課を始め、母子保健の担当課である健康保険課や教育委員会などの関係部局で情報を共有し、ケース会議を開いて、その後の対応や支援について検討を行います。重症度や緊急性が高い場合は、児童相談所や警察に送致・通報を行うこととしております。また、虐待に至らないケースでは、早期に対応することで虐待を未然に防ぎ、重度化の防止に努めて参ります。

虐待の対応に関しましては、お互いに情報を共有し、連携協同して適切に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。先程も言いましたけれども、重症度・緊急度によりまして児相あるいは警察にちゅうちよすることなく送致や通報ということで、これを未然に防ぎたいというふうに考えているところでございます。

なお、職員の過失の問題ではありますが、個人情報保護や守秘義務の観点から、本町においてもこのような問題が起こらないよう、睦沢町コンプライアンス基本指針による職員教育を引き続き徹底して参ります。

かけがえのない子供たちの命を守るため、暴力や脅しに屈することなく対応して参りますので、今後ともよろしくご指導のほどお願ひいたします。

それから、安全確認が出来ない子はいるかということですが、担当課長のほうから答弁をさせます。

続きまして、2の区長についてでございますが、睦沢町区長設置規則では、執行機関の一部として捉えられる区長は、各区ごとに推薦された者に対し、町長が委嘱し、各区よりの要望により選出される区長であるが、選挙によって選出され、法律の制定、行政の監視を担う議員が区長となるには矛盾が生じると思うが町の見解はについて、お答えをいたします。

まず、執行機関の一部として捉えられることについて、執行機関とは、自らの判断と責任において事務を管理し及び執行する機関とあり、例えば地方公共団体の長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会などがあり、その執行機関の事務執行を補助するための機関として、副町長、会計管理者などの補助機関がございます。

執行機関、また補助機関の設置は、法令に基づく根拠がありますが、区は自主的に結成した団体であり、設置には法令等の根拠がございませんので、議員のおっしゃられる執行機関の一部には当たらないと考えております。

また、法律の制定、行政の監視を行う議員が区長となることは矛盾が生ずるということですが、まず、議員が区長を兼務することは、兼職の禁止等を規定した法律からも問題はございませんし、区から推薦のあった方が議員であったとしても、町としては区からの推薦を尊重し、区長としての活動をしていただきたいと考えております。

よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 命によりお答えさせていただきます。

安全の確認が出来なかった子供たちがいるかどうかということですが、現在のところ安全の確認が出来ないという子供はおりませんので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 現在、特に、虐待ですね、問題はないようなご答弁だったと思いますが、一つ、2,936人のうち8割以上が小学校入学前の子供ですと、さっき私、言いましたが、合同チームがまとめたルールで安全確認、学校を7日間以上欠席したら関係機関で速やかに情報を共有するという新たなルールもありますが、安全確認が出来なかったような未就学児に対する対応というのは、細かく何か考えているのか、あるのか、ちょっとお聞きしたいん

ですけれども。

あと、いつ不測の事態が起こるかわからないんですけれども、そういった場合の負担軽減。現在、先生方、先程も久我政史議員さんの質問にもありましたが、先生に過重な負担がかかっているんじゃないかという、そういう憂慮されるわけなんですけれども、そういった負担軽減。子供の権利を守るために一部の自治体で導入されている、いじめや虐待等法律問題を予防・対応するために学校をサポートする弁護士であるスクールロイヤーの導入、そういったものをこども園、小・中学校に配備することも方策の一つだと思いますけれども、導入のお考えがあるかどうかお聞かせください。

それで、ちょっとよく聞けなかつただけかもしれませんが、独自にマニュアルは作っていないと。準拠しているのものでそれでやっていますと。今回、その教育委員会の課長さん、両親に脅され、脅されたという言い方もちょっと、はっきり言っちゃいますけれども、そのときに、特に上のほうに相談もせずに渡してしまったということがあるんですよ。だから、そういった場合どうしたらいいとか、警察に相談するとか、そういったことも一応明文化するとか、そういったことはしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、そういったことをするお考えはあるのかどうかということを知りたいと思います。

あと、区長ですね。区長は執行機関に当たらないとのお話、そういった解釈。でも、例規集にも載っていますし、普通に住民目線から見れば、町に色々お仕事を頼まれて、町のことをやっているというふうに思うわけですよ。ですから、法令に背いていないということと、法に触れないということと、道義的な問題はまた別かと思うんですよ。

日本は憲法により司法・立法・行政の三権分立の原則を定めておりますね。権力をそれぞれ独立した機関に担当させ、相互に抑制・均衡を図ることで、国民の権利・自由を確保しようとする原理ですけれども、その原則からすれば、三権分立の原則に反した状態ではないでしょうかと、私などは思うのですが、実際、執行機関ではないといっても、実際、もう下請で働いているわけですよ、そこで。それで何も関係ないということはないんじゃないですか。報酬も出ているわけですし。

それで、兼職制限にも触れないとのことですが、区長は町からの仕事を、言うなれば請け負っている者ですけれども、自治法の請負は定義が曖昧で、最高裁でも判断が分かれるところではありますけれども、最高裁判例でも原則収入の50%以上、それ以下でも場合によっては違法になるとされております。

それで、総務省の平成30年4月の都道府県全国議会に対して、請負の考え方について、経

済的または営利的で一定期間の継続的な取引契約と解釈すると通知しています。ただ、個別ケースは多岐にわたるため、あくまでも個別な対応は各議会が判断とされています。

報道では、議員のなり手がなくて、町村総会の設置を検討していた大川村では、区長は抵触するんじゃないかとされて、他市町村でも申し合わせにより禁止しているところもあります。逆に、兼業制限を厳格化しつつも、自治会とは対象外にしている町もあります。

このことは議論を議会側でもする必要はあるかと思いますが、先程言ったように、議員と区長というのは対極にあるものと私は考えます。先程言ったように、三権分立の観点から町はどう思うのか。答えは同じかもしれませんが、お聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の再度のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、新聞報道にもありましたけれども、1週間登校がない場合にはその対応をということでございました。これについて確認をとったところ、国は県に通知を出すということで、県もその通知を受けて各市町村に通知を出すということでございます。

これを受けまして対応して参りたいと思いますが、睦沢町の場合には、ご承知のとおり、学校でなくても、こども園にほとんどが通園しているという状況でございます。同じような考え方でやるのがごく自然なのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、この通知が出た後に正式にそういう方向に行くものというふうに、私は考えておりますし、また、会議を開いた中でそういう対応をしてもらいたいというふうに思います。

それから、あと、そうなった場合とか、色々問題に対して、弁護士等の活用でございますが、今現在、睦沢町では弁護士が町民用の方一人、それからもう一人だけでは対応し切れなくなったということで、行政が対応するためのということで、2人体制で町の弁護士をお願いしております。そういうケースについては、この弁護士制度を十分活用してもらいたいなというふうに思いますので、それこそ議員のおっしゃる、形が若干違うかと思いますが、現在の形を活用しながら、事前に対処して住民の安全を守りたいというふうに思います。

それから、区長さんの関係でございますけれども、これは総務省自治行政局行政課長が、行政通知というんですかね、地方議会に関する地方自治法の解釈についてということで、平成30年4月25日総行第94号で出しているところによりますと、議員は当該地方公共団体に対し請負をする者等たることは出来ないこととされていると。そういった中で、先程50%以上、通常は50%以上ですが、それだけにこだわらないということでございますが、法令等の規制に当たるため、当事者が自由に内容を定めることが出来ない取引契約や、継続性がない

単なる一取引をなすにとまる取引契約は、この同条の請負に該当するものではないというような通知をいただいております。

そういうことで、私のほうとしましては、一般的に考えて、その区の住民から、この方をこの区の区長にすると。ですから、町の行政の末端を担う人として、区長としてお願いするという形が出ていけば、一般的に考えて問題はないのかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先程、議員がおっしゃっていましたように、睦沢町議会として自分たちで、議員活動としてこういうものについてはこうしましよよということで、議会であるものについては私どもで拒めるものではないので、そちらについては議会のほうに委ねたいと思います。それについては、私どもも議会の意向を尊重したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは、命によりましてご答弁させていただきます。

未就学児の虐待の関係ですけれども、健康保険課のほうでは虐待防止という立場ではございませんけれども、1・6・3歳児、2歳児の歯科健診、あるいは訪問指導等によりまして健康の面で確認を行っております。その中で、もしそういうふうなことに該当するようなものがあれば、関係課等で情報を共有しながら対応して参っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 議会として決めたらそれだと、町側はご答弁いただきました。ありがとうございます。

私、ちょっと確認をとりたいと思うんですけれども、この問題について、議会としてこれまで意思決定はされてきたんでしょうか。私は寡聞にして聞いておりませんが。あと、議長のお考えがあればちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（市原重光君） 今の田邊さんの質問、議会としてどうのこうのということはないと思います。

それで、町長のご答弁のように議会としてどうなのかという、その案件で、その内容をやはり、もしもそういう形にするんだということになれば、内容をよく精査して、それから対応をどうするかということは、私なりには考えてはおります。

よろしいですか。

それでは、田邊議員の一般質問を終わります。

◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、今関澄男議員の発言を許します。

今関議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、農業基盤についてでございますが、現在、私の地元でございますけれども、佐貫地区でございます。土地の境界や面積を明確化する地籍調査を実施中でございます。既に大上地区、妙楽寺地区、そして佐貫地区の一部では完了してはいますが、当初計画より大幅に遅れていることはご承知のとおりであります。

当初、本町11年計画で全域を実施するというので記憶しておりますが、相当のずれが生じるおそれがあります。このずれをどうにか縮めて参りたいというふうに思いますけれども、この地籍調査は、原則として全ての土地所有者の立ち会いが必要ですが、一部の土地所有者が不明だと、調査が進められないケースもあるのではないかと思います。これらのことも遅れている大きな要因ではないかと思います。

国土交通省では、一部の所有者がわからない場合でも、一定の手續をすれば調査が出来る省令等の改正を検討する方向であるということですのでしておりますけれども、現在の段階ではまだはっきりとしておりません。このようなことから疑問に思いましたので、質問するところでもあります。

所有者不明の山林、農地、居住が確認されない家屋などがございますけれども、推計では全国で410万ヘクタール、これは九州の面積を上回ると言われており、高齢化社会にあつて今後も増加すると推測されます。

また、本町から転移して不在所有者となり、放置されるケースも見られます。要因は、相続が発生しても、所有者変更の登記が任意であること。そしてまた、土地の放棄に対する規定がない。これらが原因ではないかというふうに思いますけれども、そのまま放置されますと荒地、廃屋となり、農業基盤は崩壊し、災害の発生や有害鳥獣など生態系に対する被害が出たり、様々な影響を与える可能性がございます。

そこで、本町における所有者不明の山林、農地、家屋、また不在者所有により放置されている実態についてお伺いをいたします。本町にこのような資産がどの程度あるのかどうか、非常に難しい問題でございますけれども、この辺、つかめる範囲で教えていただきたい。

また、町としてこのような所有者不明あるいは不在者所有の資産問題をどのように解決すればよいのか等でございます。この辺につきましてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、農業経営基盤強化促進法と農地法が改正されたところでございますけれども、この基盤法の改正に伴いまして、相続未登記農地を貸し出すには共有者の半数以上の同意が必要であるということで、現在、固定資産税や水利費を負担するなど、事実上管理している相続人の意向で簡単に、今後、貸借出来る制度が新設されたようでございます。

これらを生かしながら、農地中間管理機構への農地の集積等につきまして、農業委員会での立場が非常に重要となって参ります。今後、このようなことを背景に、農業委員会として具体的にどのような取り組みを強化していくのか、その取り組み等についてお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目の財政運営でございます。

財政の根幹をなす自主財源の町税につきましては、平成31年度は7億1,800万円余の予算計上ですが、これは横ばい、ないしまたは減額傾向というようなことで、過去からだんだん低額になってきていると。当然のことながら、国・県の依存財源に頼らざるを得ません。健全な財政運営は、歳入歳出の均衡を保持しながら、町民の要望や経済の変動に柔軟に対応出来る取り組みが必要でございます。

平成31年度は、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係るPFI事業サービス対価として、昨年度予算から31年度への繰越明許として、当初11億1,488万4,000円に、一般の物価上昇分の3,152万5,000円を加えた一括支払い額11億4,600円余、これにサービス対価を加算した11億8,800万円という多額の歳出が予定されているところでございます。国の補助金、そして町の借入金等によりまして対応するというところでございますけれども、その差額が生じて、収支上厳しい財政運営が予測されるところでございます。

平成31年度予算の樹立、そして執行に当たり、この件につきまして町長の所信をお伺いしたいと思います。

以上、2点につきましてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今関澄男議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、農業基盤について、1点目の所有者不明農地等の取り扱いについてお答えをいたします。

まず、本町における所有者不明の土地等の実態についてでございますが、農地に特化し、登記簿上の土地所有者と納税管理人が不一致であるデータの抽出によりますと、おおむね5%ほどが相続未登記の農地であると思われまます。面積では、50ヘクタール弱と推計をしております。

このような農地の中には、納税管理人が相続人の代表として耕作し、きちんと管理を行っている場合も相当数あるとは思いますが、その反面、地権者の死亡後、相続による所有権移転の手續がなされておらず、納税管理人はいるものの農地の管理は行われず、荒廃し、耕作放棄地になっている農地が多数存在をしております。

そのような荒廃し、耕作放棄地となった農地を再生するための取り組みとしては、その農地の所有者等へ再生を促すことよりも、荒廃した耕作放棄地の有効な利活用が出来る個人または法人等を探し、所有者等とのマッチングを図り、荒廃した農地等の再生へ結びつけることに尽力したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

所有者と使用者を区別して、この使用については支障のないようにすると。また一方で、国のほうでは、千葉県選出の国会議員によりますと、今の法律ですとなかなかその所有者が明確でなくて、公共事業を行うにも支障が出ておるといようなことから、法律の改正に向けて、今、検討中であるということで、もともとその道の専門家であった国会議員も言っておりましたので、期待しているところでございます。

それと、2点目の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、相続未登記農地の貸借が円滑になるがということで、私とすれば、市町村長が農地利用集積計画を定めるに当たりということで、私が農業委員会ではありませんので、この農地利用集積計画、これは町が定めることになっておりますので、これに当たり、農業委員会としての取り組みについてお答えをしたいと思います。

今回の農業経営基盤強化促進法の主な改正点は、所有者不明農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸し付け出来るよう、農業委員会の探索・公示手續を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことが出来る制度が創設され、また、利用権設定期間が最長5年であったものが20年まで延長されたということでございます。

その背景には、議員おっしゃるように相続未登記農地が、共有者の探索等がネックとなりまして、農地の集積・集約化が阻害されていたことがありました。

本町においては、まだこのような事案の取り扱いはございませんけれども、今後、改正の趣旨を十分に理解した中で、積極的にこの改正法を活用しまして、農地の集積・集約化を進

めて参るとともに、また、4月からは新たな農業委員のメンバーで再スタートを切ります。ということで、農業委員会にもその旨をしっかりと伝えて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

続きまして、2点目の財政運営についてお答えをいたします。

本町の事業執行の基本となる睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けましての施策を展開する中で、厳しい社会経済状況や多様化する課題への対応など、必要な施策、着実な推進のもとに、選択と集中によりまして実行しているところであります。この辺はご理解をいただいていると思います。

もちろん、財政の健全化によります持続可能な行財政基盤との両立に向けて、計画的に進めることは必須でありますことから、日々、効率・効果的な執行方法や財源の確保に向けた取り組み、将来負担の抑制など、歳入歳出の均衡を図りながらの財政運営を進めているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、平成31年度は、スマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る多額な支出が見込まれますが、既にお示しした計画にもありますとおり、その特定財源として、国庫補助金、地方債及び道の駅使用料として住宅家賃収入を充当して、一般財源は約10%として財政を運営しております。また、今後20年間の財政支出については、毎年の支出が平準化されるよう計画をしておるところでございます。

なお、引き続き、国県支出金の確保や有利な起債の活用、特定目的基金への積み立てを行うとともに、歳出の抑制を徹底することを重点に行いまして、財政計画に反映させながら、住民の理解と協力が得られるよう、持続可能な健全財政を保つ運営に努めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） どうもありがとうございました。

まず、1番目のことにつきましては、先程、久我議員の空き家の問題等とダブる面も出てくるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

所有者不明の資産なり不在所有者の資産、こういったものが地域によって放置されますと、放置資産という形になるわけございまして、私の見た面では、小面積で複数有しているケースが非常に多い。特に、水田よりも山林が多いのではないかとこのように想定されます。

山林も所有者自体が、もう既に荒れ放題になっておりまして、非常に見わけもつかないというような状況でございますけれども、実情はそのままであります。

したがって、今のままでは、例えば地域から去っていった人たちが、当然、このふるさとの愛着が薄れまして、資産を管理するなどの考えが希薄になると。そういったことで、当然、今の経済情勢でございますから、売買は当然、無理な状況であります。

そういったことから、今後これらの人たちは非常に高齢化となって、多くの資産が今後、放置されるという形が予測されますけれども、この問題解決を、非常に難しいと思いますが、私なりに一つ整理したものを、例えばというふうにやりますけれども、不在者所有の資産、または所有者不明の資産、こういったものを寄附として町が取り込むということでございますが、そういったことを手がけることによって、将来にこの一つの対策としてつながっていくのではないかとというふうに考えることが出来るわけでございますが、この辺につきましてひとつお考えがあればお願いをしたい。

それから、いま1点は放置農地、特に廃屋等も先程、関連がありますけれども、当然その管理義務というんですかね。放置しっ放しということは、当然、これは今の問題になっているわけですから、この管理義務が生じるような町としての規則。一つ言えば、町の条例でございますけれども、こういうことが制定出来ないかどうか。それによって、通告なり勧告なり手続をとっていくことが出来る。

また、住民基本台帳上から非常に、生死が確認出来ないような、そういった方も当然、相続未登記となっている農地、山林、そういったものもこれから出てくると思います。したがって、その辺も十分、そういうネットワークを駆使しながら、これらへの取り組みが必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺につきましてご検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、財政運営につきましては、先程、町長から選択と集中というようなことで、優先事業を選択して対応するという事のお考えをお伺いいたしました。内容的には、これから明日の、明日といいますか、この議会の中で新年度予算の審議がされますけれども、詳細等につきましては、その中で行うわけでございますが、スマートウェルネスタウンの、例えば一例を申し上げますと、先般、全員協議会の中で、物価上昇に対して3,000万円ほど修正試算が出されました。これにつきましては、契約に基づいていち早くそういう事前説明をしていただきました。したがって、内容的には十分理解をしたわけでございますけれども、契約上ですからやむを得ないということではありますが、私が思うに今、建設段階、建築完成

までまだ時間がありますけれども、真っ最中でございます。一つのけじめとして、やはり時期を明確にしてこのような整理をしていくということが必要ではないかというふうに思いますが、これから大きな事業に対する物価上昇に対応するものにつきましては、そう多くは出てこないと思いますが、将来にわたって管理されていくそのものにつきましては、今後この景気回復、オリンピック・パラリンピックによる景気回復等を見込む、その中で物価上昇もあり得ると。国もそういう施策をしているわけでございますから、大幅に物価上昇が出てきた場合、むぞうにこういう改定がされてくるというふうに思います。そういった段階では、非常に契約重視でありますけれども、やはり民間有利の意識が拭い去れません。

というようなことで、やはりこの辺の契約はしている中でも、お金に係る問題でありますから、一定のけじめをつけた、年に何回、半年に1回とか年に1回とか、そういうものを明確にしなが、むぞうにこういった物価上昇に対するプラスアルファのものが出てくるということになりますと、資金コストが大幅にまた狂ってきます。資金運営も財政運営も非常に狂ってくると思いますので、そういうものについては業者側と、民間側と十分協議しながら、契約は契約でありますけれども、その辺についての対応を是非お願いをしたいというふうに思います。

それと、いま1点は、やはり非常に厳しい30年度につきましても、1億2,000万円強、そして31年度予算についても、このウェルネス関係につきましても1億2,000万円強の差額が生じます。当然そのマイナス部分は、他の予算を削らざるを得ないというような形になって参りますし、各基金の取り崩し、また、そういう運用を当然するわけでございますから、そうしていきますと、将来的に非常に不安定になってくるというようなことが想定されますので、それらを念頭に置いた全体予算のやはり経費節減対策、これを全面的に出しながら、必要なものは、これは必要でありますから大いに予算を計上し、また、必要でないものは当然中にはあるかもわかりません。その辺を十分、仕分けをしながら、やはり優先順位の段階で低いものにつきましては、後半に送っていくというようなことで、節減対策を全面に出しながら財政運営をすべきというふうに私は考えますけれども、その辺につきまして、町長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、相続人が不明の場合ということなんですが、現在の法律においても、相続人が不明の場合、財産管理人を立てまして、その財産処分が出来るという

こともございます。実際これ、睦沢町でも行っております。これがよりもっと、そんなに限定じゃなくて、もう少し幅広く出来るようにということで、国も先程申し上げましたように、法律改正に向けて、今、検討しているというところでございます。

しかしながら、睦沢町はこの財産管理人制度を使いながら、もう既に数件、行っております。ということで、議員がおっしゃるように、山の中で特に問題ないというところは無理にやっておりますが、その周りの土地の活用状況によって、どうしても必要だということについてはもう既に行っておりますので、議員が心配するような事態は、町では起こっていないと。その辺はスムーズに進んでいるというふうに。

これは誰でも出来るわけじゃなくて、司法書士、弁護士が裁判所の指定を受けて、その管財人になるということでございますので、むやみにやっているということではないことをご理解いただければと思いますが、睦沢町では適切に対応させてもらっているということをご理解いただきたいと思います。

それから、議員おっしゃいましたスマートウェルネスタウンのサービス対価の改定について、時期を明確にということでございますが、確か全員協議会でも申し上げたと思いますが、事業契約時に基づいたときと、それから着工時期ということで、時期を明確にして、その間に変動があった場合に、民間が何%まで、それを超えた分は町がその責任を負うんだということでしております。

ということで、勝手にこの間をうんぬんじゃなくて、当初に契約があったとおりの時期で、その差が出たから今回お願いをしたというものでございまして、勝手にやっているものではないということをご理解を、私は全員協議会でご理解をいただいたものと思っておりましたが、再度あえて申し上げます。

それから、それとはまた別に、この後の維持管理については毎年毎年行うものということで、全協でお話をさせていただいたかと思いますが、今のところの見通しだと、逆にこちらについては、うちが逆に戻してもらえないかという見通しもお話しさせていただきました。ということで、これについては毎年毎年、そういう時期が来るということをご理解いただければいいのかなというふうに思っております。

ということで、決して民間に有利だとか、町側が有利だとか、そういう問題ではなくて、そういう契約をした中での行為だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 勝手にということじゃなくて、民間有利な方向に私は捉えたということでございます。

そういう中で、収支不足が生じた場合、財調等の繰り入れについて、また、目的基金の繰り入れもというようなことで併せて行うようでございますけれども、これらにつきましては是非慎重に、慎重にひとつ取り扱っていただきたいということを申し上げて、3回目の質問にいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員がおっしゃるのはもっともだと思います。

というのは、皆さんもご承知のとおり、千葉県内でも今、銚子がまさしく第二の北海道の二の舞になるんじゃないかということで、連日報道されております。もうこれ数年前から言われておりますが、これは議員もある程度知っているかと思えますけれども、大学の誘致の関係の問題だとか病院の関係で、大分病院は規模を縮小しましたけれども、そういう影響があったと。これはやはり議会にも責任があるんだというような報道も一部されているようでございます。

そういうことで、議員がそういうことを心配しているのは当然だと思いますが、私のほうとすれば、もちろん議会の皆さんも議決をいただければそういう責任はあるかと思えますが、やっぱり提案するほうが、当然、責任は重いというふうに考えておりますので、そこら辺については十分精査をしながら、また、その精査した結果を皆さんの前にお出ししながら、これからまた大きい事業等もございませう。そういうときには必ずお出ししながら、どういう見込みのもとでどういうふうに、何年計画でやるんだということも明確に出しながら、その場合に他の事業にどの位影響があるのかというものも含めてお示ししながら、しかしながら、本議会でもご指摘のあるとおり、社会保障に問題が出るようなことがあってはならないと。それだけはきちんとしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、今関澄男議員の一般質問を終わります。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員の発言を許します。

田中議員。

○13番（田中憲一君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

大きく三つの質問をさせてもらいますが、まず最初にむつざわ教育についてでございます。

園小中一貫教育基本方針により、チーム睦沢で育てる15歳の姿が挙げられましたが、地域、そして住民が教育とどのようにかかわりを持つべきと考えるかでございます。

人づくりは教育であるとの考えを、私は強く持っています。よい教育、結果を出せる教育現場の充実を行える町には、人も増え、発展すると思っています。睦沢町全体で子供たちを育む、素晴らしいことだと考えます。しかしながら、かかわり方がどうも不透明であるように感じます。睦沢町、町民にはポテンシャルの高い方が多くいるわけでございます。その方々がどう教育にかかわりを持てばよいのか、具体的に教育長のお考えをお聞きします。

そして、二つ目でございます。学校施設整備基本構想にかかわる検討が行われている中、学校建設基金等の予算措置を考えてはどうかでございます。

ここは目的をしっかり持った基金を作るべきだと思いますし、その中で教育環境づくりのための財政計画を立てるべきだと思います。町長の考えをお聞きいたします。

そして、大きな2番目でございます。県道茂原・夷隅線についてでございます。

一つ目でございますが、県道茂原・夷隅線、上市場地区のことでございますが、道路拡幅工事の進捗状況と上市場地区の将来展望について、町としてどう考えるかでございます。

現在、工事が進み、上市場の通りも本当にさま変わりをしてきております。まさに安全が目により確認出来る状態になってきていると言えます。ですが、まだ工事途中でございます。関係各位のご協力をいただき、一日も早い完工へとつなげていかなければならないと思っています。いるところでございます。

そこで、現時点での進捗状況はどうか、お聞かせを願います。

上市場地域住民を始め、睦沢町全体で上市場県道について、話し合いを幾度となく開催してきたところでございます。ワークショップの開催はとても有効であり、地域住民の意識も十分に高まり、今では一步踏み込んだ議論をすべく、組織において上市場の将来について話し合いを進めているところであります。土地問題や歩道問題でお世話になっている、県道に付随する道路の検討も、町と協議をしていかなければ、さらなるステップアップにつながっていかない段階までできておると感じております。そのような状況下において、町としてのお考えをお聞かせください。よろしく願います。

そして、大きな三つ目でございます。防災についてでございます。

この防災については、先に2人の議員より質問がありましたが、私の視点で質問をさせて

いただきます。私は現在、まだ現役の消防団員として活動をしている一人でございますので、そんな活動の中で感じたことからの質問でございますので、よろしく申し上げます。

一つ目でございますが、睦沢こども園で続いたシステムの誤報についてお伺いをします。

消防団員は正職、仕事を持ちながら、また家庭のある中、有事の際には被害を最小限に抑えるため、町民の生命、財産を守るために、日々活動し、訓練を行っております。また、団員は携帯電話のメールでの火災連絡の登録を行い、町内で火災等が発生した際には、本職に遅れることなく情報が入るため、迅速な対応が出来る態勢が出来ているところでございます。

このような中、幸い2件ともシステムの誤報でしたが、昨年12月に2件続いて、こども園での建物火災の通報があり、これについては以前、26年にも同様のシステムの誤報があったところでございますが、誤報による通報が続くことで、今後、こども園の通報に対しては誤報ではないかと印象がついてしまうことをとても懸念するところでございます。

消防団員が、通報に対して初めから誤報だろうと予想した中での安易な行動は絶対にありません。が、一瞬の誤報という意識により、1秒でも2秒でも行動が遅れることにより、本当に火災が発生した際の対応に支障が出ることは絶対にあってはならないことと考えております。また、こども園、近隣の住民に対しても不安を与えることになるので、設備の探知精度について、いま一度、見直しをするべきではないかと考えますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

そして、二つ目でございます。避難所の収容可能人数についてお伺いをします。

近年、西日本豪雨や北海道の地震を始め、各地でこれまでに経験のない大規模災害が発生しております。発生後の状況として、テレビ等でも家屋等に被害を受けた住民の避難所生活について、各種報道で取り上げられております。自宅の安全確認ができれば帰宅出来る住民もおりますが、まずは避難することが最優先にすることになります。

また、被害の大きさやライフラインなどの状況によっては、避難所での生活を余儀なくされることもあるわけでございます。そのような中、本町ではハザードマップに記載しております広域避難場所において、指定緊急避難場所では2,895人、指定避難所では2,552人としておりますが、町民全体での収容人数は不足しているわけでございます。町として今後どのように避難に関する体制を計画しているかお伺いをいたします。

以上、1回目よろしくお伺いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員のご質問にお答えをいたします。

1、むつざわ教育についての1点目、地域・住民が教育とどのようにかかわりを持つべきと考えるかについては、後ほど教育長のほうからご答弁をさせていただきます。

最初に、私のほうからは2点目、学校建設基金等の予算措置を考えてはどうかについてでございますが、議員もご存じのとおり、学校施設整備の基本は、人口減少、そして進むICT化など、これからの社会変革の中で、将来、睦沢の子供たちが力強く生き抜くために必要な力を育てること。その教育のためにはどのような教育環境が必要なのか。そして、施設の老朽化に対する対応をどうするのかという課題もあります。

教育方針につきましては、町教育委員会が園小中一貫教育基本方針を定め、教育基本計画の遂行に歩み出したところでございます。この方針をもとに、施設整備基本構想を先進事例や専門家の見識、そして町民の意識や財政状況等を踏まえてまとめて参りたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、多額の費用が必要となりますことから、基金等の予算措置も当然に必要となります。現在、特定目的基金といたしまして、教育施設整備基金がありますので、当面はこの基金での財政確保に努めて参りたいと存じております。

いずれにいたしましても、これから中身が深まって参ります。そうしますと、資金計画も当然、濃くなっております。先程の今関議員も心配したように、それらについては当然資金計画を立てた中で、この基金も今ある基金ではなくて、建設基金というような形にしたほうがいいのかという考えもありますので、深まってきた段階で、設置を考えて参りたいなどというふうに考えているところでございます。

続きまして、2番目の県道茂原・夷隅線についてお答えをいたします。

県道茂原・夷隅線上市場地区の道路拡幅工事の進捗状況と上市場地区の将来展望について、町としてどう考えるかというご質問ですが、まず、県道茂原・夷隅線上市場地区の工事の進捗状況については、東側歩道の設置・整備を進めておりまして、現在の進捗状況は、計画区間650メートルのうち434メートル、延長ベースで約67%が完成しております。前年度までの工事完成延長が321メートル、進捗率は約50%でございましたが、1年間で、工事延長で113メートル、進捗率で17%延びたこととなります。

残りの区間についても、農協寄りの交差点をより安全な形状とするため、線形を変更してもらい、その後に説明会などを実施したところ、関係地権者等の了解を得られたことから、現在、建物等の物件調査を実施しているところでございます。

工事完成の時期につきましては、東側歩道の設置及び正規の車道幅員確保のための車道改良工事を含めまして、平成32年度の完成を目指しております。

また、より安全、より安心な通行の確保、そして地域活性化という観点からも、西側の歩道整備についても必要であると認識しておりますので、西側歩道整備についても、引き続き促進協議会と連携を図りながら、県に働きかけて参る所存でございます。既に、もうその働きかけ、要望等もしているところでございますが、今後とも引き続き実施して参ります。

本年度も10月に千葉県に対して、協議会と連名で要望活動を実施しており、今後も引き続き要望活動を継続して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、上市場地区の将来展望についてお答えをしたいと思います。

県道工事をきっかけといたしまして、地域住民によります上市場魅力づくりプロジェクトが進められてきました。住民主体によりまして、上市場を活性化する取り組みが行われてきました。これにつきましては、私も非常に力強く感じているところでございます。特に区長さんを始め、地域の皆さんの熱意を感じているところでございます。

逆に言うと、この熱意が、この県道の東側歩道の早期着工から、早期の建設が可能になったのかなというところで感じているところでございます。そして、新たに平成29年に発足されました、将来の上市場を考える、生活しやすい上市場を語る会は、皆さんが出し合ったアイデアを実行に移していくために、生活しやすい上市場を創る会に改名するなど、地元の機運も大変高まっているところでございます。

そのような中で、県道用地買収による残地や空き地の有効活用、これについて話し合いが進み、将来の上市場構想を描いた青写真が出来るところまできていると伺っております。

このような取り組みは、町民と行政が対等の立場で理解し合い、自分たちで出来る部分は自分たちで行い、その活動を行政が支援・補完していくという協働の意識が根づきまして、それが定着し、地域の活性化がより進められることは、私としても大変うれしく思っているところでございます。

今後も、住民の皆さんが主体となって行う取り組みは、上市場地区の地域活性化に必ずよい結果をもたらすものと思っておりますので、町といたしましても出来る限りのことを支援していきたいと考えております。ご理解を賜るとともに、上市場地域の皆様のさらなるご努力、ご協力をお願いするものでございます。

最後に、3番目の防災についての1点目、睦沢こども園での建物火災の誤報についてでございます。先般、こども園舎からの火災報知器の作動によりまして、消防や警備会社等の出動をいただきましたが、火災の発生ではなく、感知器の誤作動でありました。おわびを申し

上げたいと思います。

その原因につきましては、管理委託業者の立ち合いのもとに調べましたが、特に原因を特定することに至りませんでした。

しかしながら、その数日後、再度同様の誤報がまた起こってしまいました。ということで、感知機器の劣化の可能性が高いということで、消防機関と協議の上、誤作動区画を区域から外しまして、いつときですね、早急に区域内の感知機器全ての交換を行ったところでございます。大変ご迷惑をお掛けしました。

消防機関や警備などは火災報知器等の感知により出動されますので、議員ご指摘の懸念がなされないよう、管理委託業者との連携強化と修繕などの指摘事項の適正化を図るとともに、経年劣化の把握を行いまして、公共施設の管理運営に努めて参ります。

次に、2点目の避難所の収容可能人員についての今後の対応ですが、現在の防災計画では、指定緊急避難場所を旧瑞沢小学校や睦沢小学校の運動場で2,895人、指定避難所としては、中央公民館、ゆうあい館、農村環境改善センターや小・中学校の体育館、総合運動公園体育館などで2,552人、議員のおっしゃるとおりとなっております。

また、長生郡市広域災害対応計画では、地震・津波によりまして睦沢町民の避難者2,516人に加えまして、一宮町からの二次避難者として328人を受け入れる計画となっております。収容人員が292人の不足となっております。このことから、SWT拠点形成事業での道の駅を防災拠点とすることとして計画をしており、防災広場やヘリコプターの離発着場として整備を進めていることは、既にご存じのことと思います。

この道の駅の完成によりまして、不足している292人に対しては、道の駅の施設のうちのレストランや通路、キッズコーナー、温浴施設の休憩室、小売室のスペース等の利用可能面積を、機器、機材、器具などを考慮いたしまして、可能床面積730平方メートルを確保し、余裕を見込んで0.8を乗じまして、1人当たり2平方メートルで算出し、収容可能人員を292人増加するものといたしました。

また、指定緊急避難場所につきましては、先に述べました旧瑞沢小学校と睦沢小学校の運動場が指定されており、中学校のグラウンドは浸水の可能性があること、総合運動公園の多目的広場は災害派遣部隊の受け入れ場所、野球場はヘリコプター離発着場となっており、ともに除外されておりますので、現在の収容可能人員は、町民の4割程度の人数となります。

このため、増設が必要であることから、新たに整備する多目的広場を指定緊急避難場所としての機能を持たせ、外周緑地等の面積を除外した1万7,000平方メートルを1人当たり4

平方メートルとして、4,250人を加え、総数を7,145人とし、おおむね町民全体に及ぶ収容人員とするものでございます。役場庁舎や農村環境改善センターに近く、諸事の対応も容易であると考えます。

なお、睦沢町地域防災計画につきましては、先般行われました町防災会議におきまして、総合運動公園多目的広場の完成をもって改定することが承認をされております。

引き続き、防災に強いまちづくりを推進し、町民が安心・安全に暮らせるよう努めて参りますので、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

1、むつざわ教育についての1点目、園小中一貫教育基本方針により、チーム睦沢で育てる15歳の姿が掲げられたが、地域・住民が教育とどのようにかかわりを持つべきと考えるかについてお答えいたします。

平成31年2月に教育委員会で策定いたしました睦沢町園小中一貫教育基本方針で掲げましたチーム睦沢は、家庭、地域、学校、行政が一体となり、地域全体で子育てを支援する体制でございます。園・小・中学校において、ゼロ歳から15歳まで途切れることのない教育を実践し、本町の子供たちに身につけて欲しい人間力と社会力の醸成を図るため、保護者と地域が目指す15歳の姿を共有して、教育を行って参ります。

その中で地域・住民のかかわり方ですけれども、平成30年4月から睦沢小学校にコミュニティ・スクールを導入していますが、その中で学校支援ボランティアを募り、学校支援への活動を依頼しています。まさに子供の成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいからでございます。

人生の先輩である地域の方たちが、人間力、社会力を備え、自ら一步を歩み出す15歳の子の姿を共有し、その姿にまで高めるために、おのおのの知恵を出し合い、またおのおのが持ち合わせているスキルを生かしていくことは、子供たちの支援につながるだけでなく、学校支援ボランティアとして、子供たちの教育に生かせる自己有用感や満足感を味わいながら、子供が成長する姿とともに、自分自身もさらに成長出来る喜びを味わうことが出来るものと考えています。

また、スキルに限らず、児童の登下校の際に自宅前の道路沿いで、おはよう、おかえり、この声をかけていただけることや、運動会で声援を送ってくれることだけでも、十分に学校

支援ボランティアとしての活動理念に沿っていると思います。

以上のように、地域住民のかかわり方は学校と地域、保護者の皆さんが協同して学校経営をしていくという考えに立つことであると考えております。

本町において、コミュニティ・スクールが一貫教育を進める土台にありますので、睦沢町全体で子供たちを育むべきと議員のおっしゃるとおりでありまして、子供は地域とともに育てる、この考え方をもとに、コミュニティ・スクールの拡充を視野に入れ、推進を図って参る所存でございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 13番。むつざわ教育についてでございますが、教育長の今、お話しになったソフトの部分の、チーム睦沢で育てる15歳の姿、是非同じ思いを持って共有をしたいと思います。とてもいい考え方だと思いますし、あとは本当に地域の素晴らしい色々な知識を持った方が本当にストレスなく参加出来るような枠組みに、是非取り組んでいただきたいと思います。

そして、2番目の、今、町長より特定目的基金として教育施設の整備基金があるということでご答弁をもらいましたが、やる気、元気があっても金がなければ何も出来ないということで、この基金の取り扱いをちょっと早急に、建設基金にするのかは別として、整えていかなければいけないと思うんですが、今、実際、この基金幾らあって、来年からどの位ずつ積んでいく予定なのかをお聞かせ願いたいと思います。今、色々この計画されている学校の箱に関しては、もう何十億というお金がかかる中で、やはり地元の懐ですよね、わかった中での計画が必要だと思いますので、その計画をお聞かせください。

そして、上市場、大変お世話になっている県道の件でございますが、未来展望ということで、将来展望ということで、県道に接している町道等の平成32年度の完成を目指している、完工を目指しているということでいただきましたので、それに付随する町道等の拡幅の考え等があればお聞かせ願いたい。

また、福祉交流センターは、あの地域にとって核なる拠点だと考えております。今までにあそこに、例えば商工会が来るとか、壊して住宅を建てるとか、色々な考えが出ていたましたが、あの施設の今後の利用についてお聞かせいただきたい。

また、西側の歩道についても要望をしているところだという話がありましたが、田中米屋さんのところまで32年度の完工を目指していると。そこまでは640メートルの素晴らしい歩道出来るが、その先、歩道はあるもののかかなり劣化をし、荒れてきている歩道の整備も是

非、県のほうに要望をしていただきたいと思います、そこら辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、防災についてでございますが、こども園での誤報については、あの寒い中、夜中の2時に鳴って、消防団員が、約30名弱が現場に駆けつけました。そして、その後の1週間後の誤報のときも、朝の通勤帯、仕事に行く時間だとは思いますが、約15名ほど、もうちょっといたかな、15名位の消防団が集まって、地域の安心安全のために素早い活動をしていました。その中での誤報だったので、その後、すぐ帰られる方は帰ったりはしましたが、やはり先程お話をさせてもらったとおりに、その誤報によるこの後の動きの遅くなるのが懸念されますので、そこの整備はしっかりしていただきたいと。

今、経緯については聞きましたが、町内の他の公共施設の火災報知器、他の施設もかなり古いところがあるのか、そこら辺をお聞かせ願いたいのと、1週間後にまた鳴ってしまったという、消防法で年に1回は点検をしっかりとっている中での誤報だということで、契約している管理をしている会社もあると思うんですけども、そこら辺の選択は正しかったのか。また、他の公共施設に関しても、そのこども園が委託を受けている会社が管理をしているのかお聞かせを願いたいと思います。

2回目をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、今、現在あります教育施設整備基金でございますが、30年度末、1億347万6,364円、これに補正をかけまして積み立てをして、1億6,351万円を想定しております。そういうことで、少しでも積み立てをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、上市場地内の町道の拡幅のその次の段階ということでございますけれども、従来から上市場説明会を行っている段階で、そこまでいけばとりあえず歩道はつながると。しかしながら、今、議員がおっしゃるように、その次の下之郷に寄ったほうの歩道が非常に狭かったり段差があるということで、非常に危険があるんじゃないかというご指摘もいただいております。議員がおっしゃるように、引き続きそちらも県に働きをかけて、引き続き歩道の整備が出来るように進めて参りたいと思いますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、こども園のシステムの誤報でございますが、町内一円を同じ業者に委託をしているようでございます。これにつきましては、法定でありますように、年2回の検査を実施

しておりますけれども、そういうものが見つからなかったと。また、過去の年度においても、こども園はそういう誤報があったということで、大変恐縮に感じておりますけれども、再度、その年次の検査のときにきちんとしていただくように、再度、業者に申し込みまして、また対応して参りたいというふうに考えます。

なお、また、再度このようなことが起これば、議員がおっしゃるように、じゃ本当にその業者でいいのかということも、再度、検証しなくちゃいけないかと思いますが、他の場所ではこういうことが発生しておりません。どういうわけか、こども園が過去にあったものと今回、2度発生してしまったということで、大変申し訳なく思っているところでございます。

先程も申し上げましたように、早急にその区域内の感知器全てを交換いたしましたので、今後はこのようなことがないかと思いますが、ひとつまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 交流センター。福祉センター。まだ、二つ残っている。

○町長（市原 武君） 大変失礼しました。

福祉交流センターの今後、施設をどのように利用していくのかということでございますけれども、福祉交流センターの活用につきましては、現在、社会福祉協議会が入っております。最近、社会福祉協議会の活動も増えていると。

ご承知のとおり、学童保育が小学校のほうに移りまして、その分空いたわけでございますが、今、デイサービス、これを週1回から2回、2回から今度は新年度では3回ということで、1人の人が3回来るんじゃないんですが、人数を増やして、なるべくいっぱいいろんな人に使ってもらいたいということで、週3回の活動に変えていくと。これも大分評判がいいので、そのうち週1回じゃ物足りないという声が出てくるのかなという気もいたします。そういったようなことも含めて、また、他の住民の皆さんも、ここが活躍の場として非常に定着しているということもあります。

以前、私も社会福祉協議会を移して、例えばの話でしたが、施設を取り壊して住宅にするというようなことも片隅にありましたけれども、今の状況では、本施設は非常に有効に使われております。ということも、認識をしておりますので、当面はこのまま社会福祉協議会で、有効に活用していただきたいなというふうに考えているところでございます。

また、単なる社会福祉協議会での活躍の場というだけではなくて、一般の住民の方の利用も非常に多くなっているというふうに聞いております。それは一方には、先程申し上げまし

たように、学童保育の場所ではなくなったということで、静かにあそこの場所で会議が出来るという形に変わってきたということが非常に大きいのかなというふうに認識をしております。ということで、今後とも有効活用して参りたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 13番。まだ、2回目でちょっとお答えいただけていなかった、県道の付随している町道に対してどんなあれが、3回目としていいんですけれども。

あと、2回目でお聞きした、どの位ずつその基金に乗っけていくべきか、そこら辺、計画を立てているのかお聞かせを願いたい。

それとあと避難場所ですね。人数が増えるのはわかる。先程あったとおり、同僚議員からお話あったとおり、どこに避難するべきかとか、そこら辺の周知を、町民全員を収容出来るだけの場所が確保出来るのであれば、周知をしなければ何も意味がないと思いますので、是非そこら辺の考えも聞かせてください。

あともう一つ、今すぐではなくていいんですが、議長、これちょっと資料でいただきたいんですが、各町内の公的施設の火災報知器の委託業者、どこと契約して、いつまでの契約なんだというのを、もしいただければ、先程こども園と同じ業者なのかと聞いたところで答えがなかったものですから、出来ればその一覧をいただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

3回目をお願いします。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 基金の積み立てにつきましては、今年度は年度末で約5,000万円位積み立てるということで、出来る限り積み立てをしたいということですが、その後につきましては、全員協議会でもお願いしましたように、出来ればある程度の方向性を定めた中で、出来れば9月ごろを目標にということ、議会の皆様のご意向をいただければというお話もさせていただきましたが、ある程度の大筋を見た中で予算を立てたいと。そうした中で基金も積んでいきたいというふうに考えております。

ということで、ある程度方向性が出た段階で、年度計画でどのように積み立てていくか、またその後の資金計画をどうするかということを出していきたいというふうに考えております。今現在は、出来るだけするというので、たまたま今回は5,000万円ほどさせていただ

くという予定でございます。

それから、県道拡幅工事に関連いたしまして、上市場の交差点の話も先程、若干させていたいただきましたが、その際に町道部分があるわけですね。どんどん坂に向かって行って、下之郷・寺崎線に向かう道路でございますけれども、上市場・関戸線でございますけれども、これにつきましても町民要望も大変強いものを感じております。

ということで、町としては、この上市場・関戸線、交差点から先は、とりあえず今回、県道でかかるところについては、県のほうで買収をお願いしたいということでお願いして、町民説明会の際にも何回も、県道はここまで、町道はこっちだということでやられると大変だと。出来れば一遍に路線を計画して示して欲しいと、後になるのは別にいいですけども、全体計画を示して欲しいということをおっしゃっておりますので、そこら辺もお示しをし、おおむね了解を得ているところでございます。

ということで、財源の許す範囲内で、上市場・関戸線につきましても、出来れば橋まで、富貴楽橋ですね。そこまでが若干狭くなっていますので、そこまで持っていければ、町道下之郷・寺崎線までぶつかりますので、そういう改良をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ということで、交差点近くの地権者は、既にある程度ご了解いただいているというふうに理解をしておりますので、前向きに取り組んで参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 2回目の質問されたのを1点だけちょっと。学校の施設の基金の話なんですけれども、考え方として、100%を求めるから100%のお金が必要だ。睦沢町で用意出来るのは75%だから、75%で最大限出来るものが必要だ。そこの考え方をある程度明確にしないと、100%を求めるがゆえに、例えば15年位先に計画になってしまうとか、そういうこともあり得ると思うんですけれども、そこの考えを、町長、ちょっと考えを聞かせてください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、どこにどういう施設を建てるか、また、教育をどのような形にするかによって、求める施設が変わってくると思います。

あるいはまた、今回は園小中一貫ということで、出来れば義務教育も視野に入れてという話も出ております。そうすると、共用部分がある程度、出てくる可能性もございます。それ

のとり方によって、大分、施設規模も変わってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺を十分に詰めて、そこら辺の詰めた中で当然金額も出てくると。ですから、お金がないから何十年もやらないということではなくて、もう既にこの計画を立てるに当たりまして、年度の途中で2か年でやりたいということで、なるべく早くしたいんだというお話をさせていただきました。

いずれにしても、鉄筋コンクリート、現在ある校舎等については60年というめどが出されておりますので、その先に行くんじゃなくて、なるべく手前で保護者の皆さんが安心出来るような教育環境を作って参りたいというふうに考えております。

そのようなことで、出来るところと出来ないところ、あるいはやるところとやらないところを明確に打ち出しながら、最低限これはやらなくちゃいけないというところは、当然あれしますけれども、そういった中で、早目に決めていきたいなということで、予算の関係も詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（市原重光君） 田中議員にちょっと伺いますけれども、業者は同一業者だというお話がありました。その町全体の資料ですか。

○13番（田中憲一君） 同一だったらいいです。全部一緒だったらいいです。

○議長（市原重光君） じゃ、いいですね。

これで、田中憲一議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩といたします。

（午後 2時23分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 2時35分）

◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度人事院勧告及び平成30年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、条例の改正を行うものです。

人事院勧告によれば、民間較差により期末手当を年0.05月分引き上げることとしており、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引き上げを行うもので、12月の期末手当において、当該手当の率を0.05月分引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.225月とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度人事院勧告及び平成30年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与条例の改定を行うものです。

主な内容としましては、給料月額並びに勤勉手当の率の引き上げ及び宿日直手当の支給額の限度の引き上げなどです。

第1条につきましては、平成30年度における給料月額並びに勤勉手当の引き上げについて、人事院勧告によれば、給料月額について、民間給与が国家公務員の給与を平均655円、0.16%上回っているため、若年層に重点を置きながら引き上げ改定を行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものです。

なお、本町の給料月額における上昇率は0.27%、影響額は98万1,000円です。

併せまして、勤勉手当については、民間較差により、年0.05月分引き上げることとしており、本町においても同様に改正するものです。

本年度においては、12月期の勤勉手当を改正するものとし、影響額は203万3,000円です。また、宿日直手当についても、支給額の限度を4,200円から4,400円に引き上げることとし、

影響額は13万9,000円です。

第2条につきましては、平成30年度以降の勤勉手当の率については、第1条におきまして、12月期のみで0.05月分引き上げを行ったことから、来年度以降は、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を1.3か月、勤勉手当の率を0.925月とするものです。

第3条、第4条については、任期付き職員のうち、特定任期付き職員について、第1条、第2条と同様に改正するもので、第3条では、給料月額並びに期末手当の率の引き上げ、第4条では、期末手当の率の調整を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

まず最初に、議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、郡内も県内も同時期に同じような形でやるということになっていますか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） もちろん、県の内容も聞いてやることで、既に郡内では一つ前の臨時議会等でやっているところがございますが、他のところは、大体この月の、今月でやっていると思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、次に、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これも民間較差とかということでは言われていますけれども、現実にこの給与の上昇ということになると、物価上昇分との関係で、それにまだ及ばない段階の引き上げじゃないかと、私が調べたところでは。本来は、最低、物価上昇分を超える分位の形でやるのがいいのかなというふうに思うんです。ただ、民間が低いからそういう状況になったのかもしれませんが、考え方としては、そういう考え方すべきかなというふうに

思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） この調査でございますけれども、人事院が独自に民間の給与との較差の調査をやっています、1万2,500事業所と、例年、4月の給与分でやっております。ボーナスについては、昨年8月から7月にかけての直近の1年間の支給実績をもとに出されているのでございますので、そこを基本に、データうんぬんとは何とも言いがたいところがございますが、この基準でやらせていただいております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 8番。宿日直関係につきまして、ご質問したいと思いますが、特に、宿直等につきましては職員が行って、緊急の場合等は町民に対して素早く対応すると、こういうことのあるわけでございますけれども、今のローテーションといいますか、その内容についてどうなっているのかということと、反面、専門職、例えば警備保障、こういったことも十分考えられるのではないかというふうに思いますが、他町村、当面、長生郡内ですね。他町村の事例等、もしあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 宿日直のローテーションでございますけれども、夜の場合は、50歳以下、男性の職員が今、やっております。月に1遍位の順番だと思います。日曜日、日中は、女性の職員が2人でやっている。こちら月にも1遍位かなというふうに思っております。

それから、郡内の状況でございますが、他の町村、来年度から、大体民間警備の委託などもしているようでございます。ですから余り、もう陸沢位かなというところになってきているんですが、来年度予算の中でも計上してうんぬんと考えたんですが、状況の中で、もう少し庁内でやっていきたいと。将来的にはそのような方向で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 宿直、私も経験が若いときにありますけれども、案外、年配者は、若手に頼むよという形でやるケースが往々にしてあるんじゃないかというふうに思いますが、責任が発生しますから、その辺は十分認識の上でお願いをしたいということと、他町村は、

そういう専門を頼むという方向にあるようでございますから、これもやはり、責任の所在を明確にして、十分精査して、そういう意向であれば、本町も是非検討に値するんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） そのように進めて参りたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に準じ、町一般職及び特別職の期末手当等が引き上げられることを受けまして、議案第3号と同様に、睦沢町議会議員の期末手当を平成30年度分から、現行の年間4.4か月分を4.45か月分に改めるものであります。

ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして提出者の説明といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認め、これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第6号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、平成30年度の各種事務事業の実績見込みなどから、補正額3億6,059万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ49億3,056万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税につきましては、各税目の決算を見込み、1項町民税は課税実績により増額し、2項固定資産税は太陽光発電設備設置に係る償却資産等を追加補正いたしました。

2款地方譲与税から12款分担金及び負担金については、国・県の情報及び実績見込みにより加減いたしました。普通交付税は決定額を計上いたしました。

14款・15款国県支出金については、各種補助事業等の実績を見込み加減し、このうち民生費国庫負担金、民生費県負担金につきましては、身体障害者福祉費の自立支援給付事業の実績により追加いたしました。農林水産業費国庫補助金は、国の配分により追加いたしました。

16款財産収入については、基金利子を実績見込みにより計上いたしました。

17款寄附金については、主にふるさと納税に関して、総務省の制度見直しの影響や実績から減額いたしました。

18款繰入金については、歳出の決算見込みから加減いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款から11款まで、全体といたしましては、各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精算に伴う加減であり、人件費につきましては、人事院勧告による給与、勤勉手当、宿日直手当の改定分を計上したことが主なものとなっています。

今回の補正について、主なものについて申し上げますと、2款1項3目財政管理費は、歳入でも申し上げましたが、ふるさと納税の返礼品に係る経費を実績により減額いたしました。公会計支援業務委託料につきましては、執行段階で支援業務を精査し、入札を実施した結果の落札差金分を減額いたしました。

2款1項5目財産管理費の財政調整積立基金につきましては、地方財政法第7条に基づく積み立てです。また、教育施設整備基金、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金、総合運動公園整備基金は、今後の持続可能な財政運営を考慮し、安定した財源確保を鑑み、積立金を計上いたしました。

2款1項6目企画費では、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業のPFI事業サービス対価は、物価変動による影響額を計上いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費の町社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会職員の退職に伴う減額です。

3款1項3目障害福祉費では、生活扶助費について法改正や実績見込みから訓練等給付費や介護給付費を追加いたしました。

3款2項2目児童措置費は、児童手当支給件数の見込み誤りにより、減額いたしました。

4款1項2目予防費では、国の平成30年度第2次補正予算により風疹に対する追加対策が実施されることに伴い、風疹の抗体保有率の低い39歳から56歳の男性に対する無料のクーポン券の作成・配布、抗体検査・予防接種に係る委託料、基礎データの作成・管理のための電算システム改修経費を追加するもので、4月以降早い時期に対象者へ通知を行い、感染の拡大防止に努めるものです。

5款1項3目農業振興費の8節では、有害鳥獣駆除員の捕獲報償は県の要綱改正により単価が増となり、わな管理の従事者報償を追加いたしました。

5款2項1目林業振興費の11節は、実績と今後の見込みから、不足を追加いたしました。

6款1項1目商工業振興費では、商工会が県の補助事業を実施するため申請をしましたが、不採択となったことから、町の助成を減額いたしました。また、睦沢町商工業近代化資金利子補給補助金は、新たに申請があったため、追加いたしました。

7款1項2目地籍調査費の13節は、県補助金の配分が当初の予定よりも少なかったことから、減額いたしました。

7款2項2目道路新設改良費は、364号線外（榊団地地先）に係る社会資本整備総合交付金（交通安全対策事業）の追加配分があったことから、次年度以降の計画の一部を前倒しで実施するため、追加いたしました。

8款1項5目の18節は、自主防災組織の資機材を助成金を活用し、購入を計画しましたが、不採択となったため減額いたしました。

9款2項1目学校管理費の11節は、汚水樹の老朽化により污水管との接続部分が破損しているため、早急な対応が必要なことから追加いたしました。

以上が、今回の補正に係る主な概要であります。第2表の繰越明許費については、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業は、施設整備に伴う適正工期が年度内に確保出来ないこと、予防事務は風疹に関する追加対策について、電算システム改修からクーポン券の作成までの期間が必要なため年度内の完了が見込めないこと、社会資本整備総合交付金（交通安全対策事業）は、交付金の再配分が3月の予定であり、年度内の工事完了が見込め

ないことから、繰越明許費を計上いたしました。

また、第3表の債務負担行為につきましては、物価変動によるライフサイクルコストの見直しを行ったことから、今後の債務の負担に対して新たに設定し直しました。

第4表の地方債補正につきましては、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業等の補助事業において、当初の予定よりも補助金の配分が多いことから、限度額を減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に地方交付税のほうですけれども、9億7,000万円に対し補正額が2億6,000万円ということで、4分の1から3分の1に近い、かなりの補正なのですが、これはどういう理由によりますか、これが一つ。

もう一つ、23ページ、PFI事業サービス対価、いわゆるサービス対価ですけれども、普通だったらここで質問しないんですけれども、この根本的な数字が本当に大丈夫なのかと。これは町の責任じゃないんですけども、根本が揺らいでいるわけで、それで、これで大丈夫ですというふうに言えるのかどうなのかというところが、非常に不安が残るんですけれども、この辺は、正確ですと言えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 2点について、答弁を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 地方交付税の関係でございますが、ご存じのとおり、先般、高額納税者の関係がございまして、その見方なんですけれども、そのことによって、次年度かなり減るといいますでしょうか、減額が考えられたということとさせていただきます。

その後、県との中で、わかってきたと言うとちょっと語弊があるんですけれども、平成18年度からの三位一体改革に伴う税源移譲額の変更というのがございまして、その分は、国がある程度見るということで、それがずっとある程度続いてきているということ、それによって、余り大きな減額というか、そこが相殺されたというんでしょうか、そういう形になったということとさせていただきます。

したがって、これからは減る可能性は高いとは思いますが、ある程度の金額は確保出来るのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えしたいと思いますけれども、ご質問の趣旨なんですけれども、物価変動に伴う、大丈夫なのかということなんですけれども、厚労省の関係の勤労統計のことと捉えてよろしいですか。その問題ということでよろしいですか。

そうしますと、まず、建設物価調査会の資料を使っていますので、そこに確認させてもらったところ、この厚労省の勤労統計、これは使っているということです。内訳は、建築費指数のうち、工事原価の現場管理費の人件費部分に、勤労統計の30人以上の事業所の建設業の所定内給与の賃金指数を使っているということでした。また、現時点で再集計された数値だけでは、建設費指数の見直しは出来ないと言っておりまして、見直しには、2011年の再集計値も必要だとしております。

今後、新たに必要な数値が、再集計公表されれば、建築指数を見直すこともありますけれども、現時点では何も公表もないので何とも言えないということでしたが、ここからなんですけれども、ただし、たとえ更新する場合でも、2011年基準の数値からということになりますので、今回の改定、物価変動の改定に採用しているものは、2005年基準での数値ということで、この2005年基準での数値は、既に調査会として取り扱いを終えたものであるもので、更新はないというものです。

今回の物価変動で使っている指数については、2005年基準を採用しておりまして、この基準で、今回の2017年1月時点と2018年7月時点の店舗住宅の指数を比較していると。問題の2011年基準は、2018年11月より用いられる数値なので、それ以前のものはないと。2018年11月以降は、2005年基準の指数が出されないもので、今回の改定には採用することが出来ないということになります。ちょっとややこしいんですけれども、つまり、今回の物価変動による改定が厚労省の均等問題に左右されることはないということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） わからないし、出せないから改定されないという、本当に実態を反映していないということですよ、これはだから。でもそれは町に言ってもしょうがないことなんだけれども、というような形で、非常に影響を実際的には受けているということがはっきりしたんだなというふうに思いますが、これでどうこうと言っても、私のほうも言いようがないので、これで引き下がるしかないかなと思うんですけれども、でも、おかしいところだけは言っておきたいと思います。

それから、43ページのところですけれども、保育士の問題ですけれども、減額していますけれども、これ大丈夫なんですか。保育士さんが不足したんじゃないんですか。そういうことではないんですか。この辺の運営。

それともう一つは、地籍調査のマイナスですけれども、これは、このままずっと遅れていくんですか、どの位遅れていくんですか。それは途中で回復出来るんですか。どういう感じですか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 保育士の賃金の減額の件でございますけれども、当初、4月のところで保育士を予定していたのは、12名予定して予算を組んでおりました。しかしながら、募集をかけても年度当初に集まっておりませんで、年度当初は8人の保育士でスタートしたところでございます。ただ、年度当初は、30年度末見込みの子供の数で保育士を予定しております、年度当初からそれだけの子供がいたわけではございませんでしたので。

ただ、年度当初は子供たちも落ちつかないので、そういう意味で、一人でも多いほうがよかったわけですけれども、そういった中で、実際には、年度当初は4人不足から始まったんですけれども、5月、6月、9月と、また少しずつ募集に応じてくださる方がいたんですけれども、最終的には、年度末11人の保育士で対応になっております。ただ、年度途中の不足の分につきましては、教務主任、あるいは一時預かりの子育て支援の担当、あるいは副園長等で対応して、保育に携わって参りました。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 地籍調査の件ですけれども、地籍調査については、30年度の当初予算において、佐貫地区の立ち会いと地籍調査、これ2.3キロ平方を予定しております、約1億三千六百何がしを計上させてもらっていたわけですけれども、最終的に国の補助金、これが要望額の77%程度になってしまったということから、今回、この3月補正で減額をさせてもらうというものでございます。

なお、事業の進捗がどうなるのかということだと思いますけれども、今まで、30年度末での進捗率は、事業費ベースで申しますと、約30%程度、面積ベースでは40%程度となっております。当初計画、これ、平成24年度時点のものなんですけれども、事業は25年度から実施しているわけですけれども、そこと比較しますと、当初計画では、平成36年度の完了、これを見込んでいたわけなんですけれども、このまま、年間約1億円程度の事業が続いた場合、これを続けた場合には、6年延びるということで、平成42年度までかかる予定でございます。

また、事業費についても、人件費等、またさっきの話になってしまうかもしれませんが、その上昇等がありますので、約2億円アップしてくるということで、総額で約17億円かかる見込みでございます。今まで約6億円かかっておりますので、あと、11億かなというところでございます。

地籍調査については、長生管内で、関係町村で、地籍調査推進協議会を立ち上げておりまして、この協議会で国・県に要望活動を行っているということで、今後も国の予算、全体予算の増額の要望、あるいは要求どおりの配分がされるようにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 当初の計画のときに、一定、それは国なり県なりとこういう方向でいきましょうということで合意していると思うんだけど、それでこういふ事態になってしまうと、6年どころじゃなくて、どんどん延びていく可能性もあるというのか、またはもっとうまく増やして早く進むような方向になるのか、その辺の予測はどう見ているんでしょうか。当初でぴちっと計画を決めたわけだけでも、その根底が崩れてしまっているわけで、今言った論理で6年だから、じゃどうなのかと、聞くほうがちょっとどうかと思うけれども。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 実は、その協議会の会長に長生郡の私になれということでなっているわけですが、毎年、何回か要望活動に行っております。そういった中では、やはり東北沖の大震災ですね、あれが非常に大きく影響いたしまして、やはりこの地籍調査の重要性が非常に見直されました。東北地方はもう地籍調査は終わっていたんですね。ですから、現場がみな壊滅状態になりましたけれども、復元が容易に出来たということで、非常に見直されたんです。特に千葉県も非常に地籍調査の実施率が悪かったんですが、ここに来て、長生郡内の作った組織体が全国でもモデルケースになるような地籍調査の仕方、組織の作り方をしまして、それが色々波及いたしまして、かなり千葉県内の各町村の意向が高まりまして、国は少しずつ増やしてくれているんですが、分捕り合戦の状態なんです。

ということで、少しずつ厳しくなっているのかなということで、県内も毎年毎年、町村数が増えているという状況でございますので、国の全体枠を増やさないことにはどうしようもならないということで、そういう活動を続けさせてもらっています。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 31ページに風疹のことがありますけれども、これは多分、まず3月いっぱいまでの分だと思うんですね。大体、何人位を想定しているのかと、それから、本町では4月以降もこれは続くと思いますので、対象人数は何名位で、どういうふうに進めていくか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 命によりお答えいたします。

風疹の対象者数につきましては、こちらは、男性の今現在39歳から56歳を対象といたしまして、本町では、今現在把握しているもので、全体で702名となっております。

この予防接種、抗体検査、予防接種につきましては、平成31年4月以降、3年間かけて実施をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） そうしますと、この702名の方には、もうそういったお知らせは行っているわけですね。通知とか。それはこれからということですか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） その通知を出すための補正予算を出させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 寄附金につきまして、ふるさと納税につきましてお伺いしたいと思いますが、大分、総務省の規制等から返礼品の関係で、これ全国ベースではございますけれども、相当話題にもなっておりますし、本町につきましても大幅減額という形でございます。したがって、本年度の収支、幾ら当初受けて、幾ら報償金として返礼したと、その収支がどういうふうな形になったのか、教えていただきたいということが1点でございます。

それから、公園費の関係でございますが、いわゆる下之郷、これは多目的サッカー場の拡大の関係でございますが、当初、土地購入費2,000万円位の予算だと思っておりますが、800万円余の増額、そして反面、補償費、当初1,000万円が550万円に減っている、減額するという形で、この辺の交渉経過なりによってこういう形になってきているかと思っておりますけれども、その辺の経過につきましてお伺いをしたいということでございます。

あと、確認でございますが、積立金、財務管理費の積立金、当初、1円の予算で教育施設が5,999万9,000円とか、スマートウェルネス9,999万9,000円、これは1円あるからこういう形ということかと思えます。随分細かくやっているなというような感じがいたします。それは確認です。

この2点につきましてお願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） ふるさと納税の関係でございますけれども、今回の結果といたしましうか、流れといたしましては、28、29と睦沢町は、早くその制度にのっとりまして、他の町村がなかなかやらないうちにやったということで、かなりの成果というものを出示してきました。そこら辺のもくろみで、これからもというところの予算の計上があったわけですが、今、議員もおっしゃったとおり、制度的なものが大きくかわったということで、そこは一番大きい影響かということだと思います。

30年度につきましては、今回の補正であります、全体で700件分、950万円入ったという形になります。この中で、昨年、お金は入っているけれども、今年の秋の収穫でお米を払うということで、その分が繰り越されている分がございます。それを含めまして、合わせますと1,400万円ほどの経費と、予算的なものが残っているわけですが、その中で、システム費、それから、郵送料、印刷費は毎年ですので、そういうものを差し引いて、今回、ふるさと創生資金のほうの積み立てで400万円強を入れてございますが、そこが1年間の積み立てたものの収支といたしましうか、そういうふうになるということです。

ふるさと納税は3割でございますので、1万円ですると、今は3,000円以下のものがございます。ですから、普通、郵送料が物すごいとか、システムがばく大にかかるとかでなければ、ある程度のものは、入ってくるというのが原則でございます。

しかしながら、そのほか、町のPRとか、そういう様々な要素がございますので、そこも含めると、なかなか財源確保として見ていかなければいけない今後でございますので、今、新たな方向性も踏まえて、新規に作り直しているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。それと、予算の件は科目設定での関係でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 公園費でございます。37ページの一番下の公有財産購入費と22節、その次のページの22節の件でございますけれども、補償費のほうから先に話をさせ

ていただきたいと思います。

補償金についての内訳なんですけれども、この減額の内訳なんですけれども、まず、資料館脇の駐車場整備を行ったと思います。そこで、NTTの電柱が支障となっていたことから、その移設に係る費用、これが76万7,000円を追加したものでございます。

そして、新たに設置する多目的広場の土地買収に伴う物件補償によるものなんですけれども、これは、当初予算では、物件の残存補償と撤去費用を合わせて所有者に支払うことで予算を計上したわけなんですけれども、用地交渉をさせてもらった際に、地権者のほうから、物件の撤去については町で行って欲しいという申し出がございました。この物件の撤去については、今後、工事費の中で対応していくということにしたことから、物件の残存補償のみということになり、これが628万7,000円減額いたしました。補正額については、先程の電柱移設に係る費用の増額と多目的広場の補償費の減額、これを相殺したもので552万円が減額となったものだ。これで財産購入費になるわけなんですけれども、先程の補償費を減額しますので、その代替え分として、翌年度予定していた土地の購入をするため増額したということでございます。補助金来ていますので。

なお、土地の買収については、租税特別措置法による税控除を受ける、その人が受けるには、その人の土地を単年度で買収する必要がある。分けては買収出来ないということがあります。ということなので、若干、当初予算をオーバーしたわけなんですけれども、ここには国庫補助金も充てることが出来ましたので、歳入も含め、今回、補正予算に計上させてもらっております。このことで、当初は、地権者10名のうち3名の土地の購入を予定していたわけなんですけれども、ここで補正をさせていただければ、4名分の土地が購入出来るということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） ふるさと納税の関係でございますけれども、睦沢のふるさと納税、ネットで開きますと、全部真っ黒と。みんな他に行っちゃうというような、そういう寂しい姿があったということを聞いております。都市部の方がですね。

したがって、新年度、これから取り組みに当たりまして、十分議論を、明後日、すると思っておりますけれども、その辺につきましては国の方針も考慮しながら、睦沢町をいかにPRするかという観点から、十分な取り組みについてお願いをしたいというふうなことでございます。

それと、先程、多目的広場の拡大、土地の買収状況を聞きました。10名のうち4名という、

どの程度の割合で、もう既にも買収が完了しつつあるのか。あと、どの位残っているのか、いつごろから着工するのかというような、補正とは直接は関係ありませんけれども、開発展望につきまして教えていただければというふうに思います。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 多目的広場の今後の予定ということでよろしいですかね。先程申しあげましたように、10名のうち4名分が、今年、買収が出来るということで、補正する前に、3名の方についてはもう登記が終わっているということで、補正が終わればもう1名の方の登記を進めるということでございます。残りが6名ということですが、31年度以降ということの話でいいと思うんですけども、この拡張計画、おおむね4年で実施するということできているわけですが、30年度は、今言ったような事業費が約4,000万となります。そして、新年度では、先程の残りの6名分の用地買収、これが3,100万円、それと土地の調査や実施設計2,200万円、あと物件の補償、電柱なんかの物件補償ですね、200万円、敷地造成に係る工事費が5,000万円ということで、新年度予算のことを話してしまって申し訳ないですけども、事業費が1億500万円ということで考えています。

それで、32年度には、排水整備工事とか人工芝の路盤工事など、そして33年度にはトイレや駐車場、人工芝、外構、防球ネットとか、そういう工事を行って完成をさせたいというふうに考えております。

全体事業費としては、当初に予定していて皆さんにご説明させていただいた金額、5億円でしたか、それを変更してはおりません。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 2番久我です。説明資料の6ページ目の第3表、債務負担行為について、お伺いします。この中に債務負担行為として、平成31年度から51年度まで、限度額15億9,011万5,000円ということで記載されておりますけれども、これは、額からいったら結構大きな額を補正予算の中に入ってきているという認識でもありますが、なぜ、この時期になってこれが出てきたのかなど。もっと前に出せなかったのかなということが一つ。

それと、あとこの債務負担行為に関してですけども、ここで、これは既に可決された話になっているわけなんですけど、毎年毎年、これは一般会計から出されるものと認識していますが、毎年毎年のこの一般会計の予算書の中に、どこに、その年の債務負担に関する金額が

出てくるのか、その辺がはっきりしないので、この場でもいいんですけども、この後の31年度の一般会計の説明の中でも、どこにどう書いてあるのかというのを、説明していただければ結構なんですけれども、毎年毎年、やはり債務負担行為として幾らやったかというのがはっきり出るような格好にしていだけないかなということなんです。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 3表の債務負担行為、スマートウェルネスタウン事業に係る設定なんですけれども、これについては、平成28年度の当初予算でご承認をいただいているところがございます、一番最初は。今回の物価変動、消費税増税によって、ライフサイクルコストが変動しましたので、今回、再設定を行うというものでございます。追加してこれを出すのではなくて、再設定ということでございます。この債務負担行為の再設定については、今あれなんですけれども、前回設定した内容の変更、もう1回言います。変更ではなく、あくまでも今後31年度以降の債務負担行為ということになります。したがって、29年度から30年度に予算計上した金額が差し引かれ、今後、31年から51年度までの債務負担行為がここに乘っかってきているということで、前の債務負担行為に乘っかってたのがなくなって、これが新たに乘っかってくるというようなことでございます。

それと、毎年、この債務負担行為を設定するのかということですかね。それについては、限度額という一番右に、限度額15億9,011万5,000円に金利変動、物価変動、法令の変更に伴う増減額を加算した額と書かせてもらっております。これは、前回の債務負担の設定ではこの記載がなかったことから、今回、新たな設定が必要になったわけなんですけれども、今後、これらによる増減が出た場合には、新たに債務負担行為の再設定をしなくてもよいということになります、この文言があることで。通常、PFI事業については、このような書き方をすると、前回の債務負担行為の設定の際にはこのような文言がなかったもので、今回、これも含めて加えさせてもらったということでございます。

それで、どこに当初予算の中にこの債務負担行為に係るものが入ってくるのかということなんですけれども、新年度予算のときにお話しさせてもらえれば幸いですので、そのときをお願いします。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 有害駆除の関連についてご説明をお願いします。何ページかにわたっ

て言います。

歳入では、13ページ一番上の農林水産業の国庫補助金ですね。これが鳥獣被害防止総合対策推進交付金、これがマイナス24万8,000円、次、3行目に鳥獣被害防止総合対策整備交付金、これが53万6,000円のマイナス。

それと、15ページにいきまして、これは県の支出金、4項めの県の補助金の中に、野生獣管理事業補助金、これはマイナス4万円。

もう1ページ、これは歳出になりますが、33ページ、農業振興費の中、一番上、報酬、鳥獣被害対策実施隊員報酬、非常勤職員報酬、マイナス104万5,000円。その下に賃金があります。臨時雇い上げ賃金、鳥獣等作業員、71万8,000円のマイナス。その下に報償費、12万円、これはプラスですね、有害鳥獣駆除員報酬。

それぞれありますが、ほとんどがマイナスで補正になる。そのわけですね。そして、私これを何項目かページを当たってみただけで、これがどういうお金に使うお金かというのがわからないので、その私の言った項目ごとに、どういうふうにするお金を教えてください。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） それでは、歳入のほうからよろしいでしょうか。歳入の13ページが最初になるかと思いますが、こちらが、まず最初の鳥獣被害防止総合対策推進交付金。これは、箱わなを購入するための補助金でございます。この減額の理由としては、いわゆる執行残、落札残でございます。

それから、その次、有害被害防止総合対策整備交付金、これは金網柵、同様に金網柵の関係でございます。これも減額の理由としては、執行残でございます。

それから、県のほうの野生獣の管理事業の補助金、これのほうは、いわゆる県のほうからおりてくるお金なんです、こちらのほうも、いわゆる県の配分関係のマイナスでございます。

続いて、今度、歳出のほうでございます。まず、33ページ、鳥獣被害対策実施隊員の報酬、こちら結構ちょっと大きな額が減額になっている理由でございますが、これは、もう既にご存じのとおり、3町合同の山狩りですね。こちらのほうが、当初予算では見込んでおりましたが、未実施となりました。そこにかかわる、そこに参加していただくための実施隊員の方たちのお金がその分減ったということのマイナスでございます。

それから、その下の臨時雇い上げ賃金の鳥獣等の作業員、これについては1名、今、臨時でお願いしているわけですが、この減額については、3月末までを見込んだ中での減額です。

それから、逆にプラスになっているところですが、この報償金のプラスの理由は、これは、色々な有害獣、それぞれの種類によって、こちらの報償金の金額が違っております。その中で、今回、キョンの捕獲に対して県の要項が増額になっております。その分として、キョンのほうの県に合わせた増額分ということで、プラスになっております。

ただ、今現在のなかなかキヨンというのは、まだ比較的本町でも少ないですが、既に捕獲実績としては、現在は1頭、キヨンが捕獲されているというところでございます。

続いて、協議会補助金ですが、先程、歳入でも申し上げましたが、金網柵の関係でございます。それで、これもいわゆる、先程ご説明しましたように落札差金が出ておりますので、ちなみに、今回の箱わなと金網柵の実績でございますが、箱わなについては、13基を購入しております。それから、金網については、距離にいたしまして3,463メートルでございます。メートル当たりの単価でございますが、1,552円でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） ちょっと感じたことは、あらゆる項目でマイナスになっていると。要するに、落札によるものもあるかもしれませんが、イノシシは増えている状況にあって、その辺がいかかなものかなという感想があります。

それと、去年の年度半ばに、駆除を中止にするという決定がなされ、その年度初めにおいては、県も国も補助金の予算をあげますよと用意してあったはずなんですね。よく言われる用意してあったものを拒否すると、次からもらえるのは容易じゃないよというようなことを聞いたことがあります。それに対して県とか国は、補助金を出すほうは何ら支障はなかったんでしょうか。要するに、年度の途中でやめますから、お金要りませんということでこういう結果になったと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 今、議員おっしゃるように、マイナスの部分の大半を占めているのは、入札による落札差金の関係でございます。その中で比較的大きいのは、実施隊の未実施によってかなりのマイナスが生じていると。このお金に関しては、特に、国・県の補助はついておりませんので、他の金網柵とか、あとは箱わな等については、当初、県のほうに上げた予定の中で執行しておりますので、当然、最初に国・県に手を挙げた中で、年度途中でやらなくなりましたよということは、なかなかその次の補助金につながっていかないと

いうのはおっしゃるとおりでございますが、現時点、今年度の補正に関しては、今のところそれに該当するということはございませんが、今後もそのようなことがないように、当初予算の組み立てのときから、じっくりと熟知した中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。まずはふるさと納税から。昨年、他町の知人がふるさと納税をしたいと、総務課の窓口までいらしたそうなんです。先日、それを聞いたんですけれども、窓口で、ふるさと納税したいのですがと申したところ、10月で終わりましたと、けんもほろろに突っ返されたそうです。もうちょっと、以前、返礼品は要らないというふるさと納税もありましたよね。そういうお客様かもしれないし、そんな、10月末で終わりましたと冷たく帰すのはいかがなものかと、その方は本当にがっかりしておりました。一体、どのような窓口対応をしているんでしょうか。

あと住宅補助ですが、900万円の減ということで、ちょっと詳しい内容を教えていただきたいと思います。

あと子ども医療費、230万円減額ですが、これは子供が健康になったということなのでしょうか、施策の効果ということでしょうか、教えていただきたいと思います。

あと、一般質問でも今関議員が質問しておられましたが、サービス対価の改定ですが、ここでちゃんと聞いておいたほうが誤解も少ないと思うので、お聞きしますが、設計及び建設工事管理業務のサービス対価の改定については、今回限りということよろしいですか。

それを聞きたいのと、維持管理及び運營業務のサービス対価の改定は、毎年ということよろしいでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） ふるさと納税について、窓口の対応でございます。そういう事例であれば、大変申し訳ないというふうに思います。十分注意して参りたいと思いますが、現実といたしまして、お米とか、それからゴルフ場の利用券などが、みんな3割以下になってしまったということで、実際、ホームページ上に上げて、もう既に終わってしまったというものがかなり多くありました。そういう中で、その方がしようとしたときに、多分、返礼品がこれとか言った場合に、返礼品、これもう今のところやっていないんですという話にな

ったというふうに思いますが、そういうこともあったのかなというふうに思います。そこら辺は、窓口担当、全職員もそうですけれども、いつもお答えが同じになってしまっていますが、徹底して、そのようなないような措置を進めて参りたいというふうに思います。大変申し訳なく思います。すみません。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） P F I のサービス対価のところでございますけれども、29年の1月の入札時点と、30年の7月の工事着工時点のその間の物価変動ということで、建設工事については1回です。それと、ランニング部分の維持管理、運営については、毎年ということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 30ページの子ども医療費につきまして、マイナスの237万円ということで、こちらにつきましては、過去の実績、平成28年度で申し上げますと2,180万円ほど、29年度が2,190万円ほどでした。

また、高校生等の、300円の一部負担等もなくした関係で、30年度も若干伸びるのではないかと予測したんですけれども、今回、子ども医療費で237万円落としたんですけれども、補正後といたしましては、2,358万円を残して補正するというので、若干の余裕というか、この医療費につきましてはなかなか見込みが難しいということで、若干の余裕等を見させていただいた中で計上しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） すみませんでした。38ページの補助金、940万6,000円の減額、住宅のところでもよろしいですね。一つずつ申し上げたいと思うんですけれども、まず、住宅家賃の補助金が減額になっているところについては、当初予定していた件数、11件、これを1件上回って12件になったわけなんですけれども、これ家賃の40%かつ上限が月額2万円ということで、会社等から住居手当が出ている場合はこれを引いた額ということになります。30年度は、この住居手当が出ている人がいるということで、補助金が上限に達しない方もいましたので、予定した件数は同じというか、1件上回ったんですけれども、補助額が少なくなり、今回、この金額を減額したということです。

そして、住宅の取得補助金ですけれども、分譲地の取得補助金ですけれども、30年度は3件、これ29年度契約分のパーク1件を30年度に交付したものと、30年度契約分2件のパーク、

それと中央団地に対し補助金を交付したものでございます。最初は、パークを3件分、中央団地1件を見込んでいたんですけれども、パークサイドタウンが2件にとどまったことから、1件分を減額させてもらったということでございます。

住宅リフォームについては、30年度の実績は18件でございました。当初予算では、前年の実績ということで、25件分を計上させてもらっていたんですけれども、2回の応募をさせていただきましたが、結果として18件となったことからの減額でございます。

住宅の耐震診断、耐震改修については、申し込みがなかったということでございます。

そして、住宅取得補助についてなんですけれども、当初予算で17件分を計上しておりました。1件当たり95万円程度を見込んでいたわけなんですけれども、これからもあるんですが、実績見込みでは、17件から1件増の18件になったわけなんですけれども、1件当たりの助成額の平均が95万円から10万円ほど下がったということで、今回、補助金も減額になったということでございます。合わせて940万6,000円ということでございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） てっきり若者定住が後退したのかと思いましたが、そういうわけではなさそうでよかったです。ただ、住宅リフォーム補助金が400万円減ったというのは、要因というか、何かわかりますでしょうか。

あと、サービス対価ですけれども、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合についてというのは、変動した時点で改定を行うのでしょうか。その都度ということでしょうか。そのタイミングというか、教えていただきたいです。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、リフォームの件数が減ったということなんですけれども、やっぱり年によって波があるのは事実でございます。今までリフォームについては6年間で134件実施しているということで、既に相当数を実施しているということで、1回、波がおさまったのかなということもありますけれども、また来年も予算をつけてありますので、そこで申し込んでいただければありがたいなというふうに思っております。まだまだ直してもらえればというふうに思っております。

それと、サービス対価のほうで、維持管理運営のほうの、どういう感じで改定するのかということなんですけれども、これは、改定方法なんですけれども、毎年8月の企業向けサービス価格指数を用い、前回改定年度の前年の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合に、次年度分のサービス対価の改定を行うということでございます。

ます。だから、毎年8月になって、企業向けのサービス価格指数が出た時点でわかってくるので、それを次の年に改定すると、次の年に反映させるということで、毎年1回です。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ありがとうございます。

それで、設計及び建設のほうなんですけれども、サービス対価なんですけれども、今このタイミングというのがどうしてなのかということで、なぜかといいますと、契約によるものですし、支払うのは支払わなければいけないものなんですけれども、まだ建設途中で、何も町民の皆様からは見えてこない、それでもうこんなにかかるのかという印象になってしまうと思うんですね。別に遅滞なく支払えとは書いていないので、もうちょっと、新年度予算とかでもいいんじゃないのかなと思ってしまったんですけれども、ご説明をお願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 建設費のサービス対価については、執行年度に当たって、予算化がないとやっぱり執行が出来ないということで、今回のサービス対価、建設に係る費用は、30年度に予算を計上させてもらって、それを繰り越させてもらっているもので、同じような形で一括で繰り越しをさせていただきたいということから、こういう形になりました。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

清野議員。

○7番（清野 彰君） 26ページの社会福祉費についてお伺いしたいと思います。

15番の工事請負費で、設備工事がマイナスになっているんですが、時々行くと、まだ雨漏りがするような話を伺っています。その辺の情報はどの程度把握されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。（104ページで削除の口述あり）

それから、19節の補助金のマイナス345万7,000円というのがあります。これの内容を教えてください。

それから、20節の福祉タクシーの助成金、85万6,000円ということで増えているんですが、多分、利用者が増えたんじゃないかなと思いますけれども、最初の予算、当初の人数がどの位で、それで何人位増えたのかと。多分、前も質問したことがあるんですけれども、これからまだ増えてくるという話をしたんですが、大丈夫ですよと。町民にとっては非常に有効で、皆さん喜んでいるので、そんなに大幅に増えないけれども、でも増えているのはいいことじ

やないかなと思いますので、その3点をちょっと教えてください。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） ただいまの清野議員のご質問にお答えさせていただきます。

福祉交流センターの工事の関係でございます。雨漏りにつきましては、昨年でしたか、全体の改修工事を実施したこともありまして、あと今年、雨どいの改修も行いまして、以前よりは大幅改善されたというふうに伺っておりますので、特に支障が、今どこかで雨漏りが生じて支障が出ていますよという話はございません。

それから、社会福祉協議会の補助金の関係でございますけれども、こちらは、社会福祉協議会の事業の中で指定訪問介護事業、ヘルパーさんを派遣する事業を社会福祉協議会で行っております。そちらのサービス提供責任者が、当初は2名ということで計上していたところなんですけれども、規定が変更になったこともありまして、あと在宅のサービスの利用者が大変減ってきているというところもございまして、その辺の見直しを図りまして、こちらの事業では、ヘルパーさんの派遣の指定訪問介護事業では、1名のサービス提供責任者で実施していくということに変更いたしまして、ここの人件費の1名分が減額になっております。

その1名減額になった方については、生活支援体制整備事業の職員が、社会福祉協議会のほうで採用していたんですけれども、そちらの方が去年、退職されるということがありまして、その方の後任ということで、1人、中で異動して、そちらの予算から支出というふうになっているため、こちらは1名分の人件費ということで、そちらが減額になっております。

福祉タクシーの助成金でございますが、福祉タクシーは、当初予算で420回の見込みでございました。それが実績で、458回の実績が見込まれますため増額をお願いしているところでございます。この増額の要因につきましては、今年から運転免許証を返納された方につきましても、高齢者運転者の交通安全の面からも返納された方々にもタクシー券を使っただいて、返納をしていただくことを促して、交通安全のところも図っていかうということで、そちらを追加してございますので、その返納の方が今年増えておりまして、そちらの影響かと考えられます。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○7番（清野 彰君） 福祉交流センターは、まだこれから利用価値が高いし、もっともっと充実させていったほうがいいのかなというふうに思っています。私もかわりがあるので、やっぱりこまめに見て、本当に職員とか来客に対して、ちょっと困るよというところがあれ

ば、また直接お願いしたいなというように思っています。

それから、福祉タクシーの件ですが、今、免許を返納するという事で、非常にいい取り組みだと思います。出来れば、やはり、もうちょっとお金を使うことになるかもしれないけれども、やはり安全とか、いろんな形からいけば、PRをもっとしていただいて、事故を起こさない、安全に使ってもらって生活を送れるというようなことでは非常にいいと思いますので、その辺のPRを出来るだけ、社協だよりとか広報あたりでお願い出来ればよいかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第7号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、平成30年度事業の実績見込みによるもので、補正額は4,838万3,000円増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億7,775万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

4款県支出金は、高額療養費の増額見込みにより254万5,000円を追加、6款繰入金は、基盤安定繰入金の増額等により131万2,000円を増額いたしました。

7款繰越金は、平成29年度からの繰越金4,452万6,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費は、被保険者数は減少していますが、大腸ガンやすい臓ガンなどのガン治療や循環器疾患などの医療費が高額となっており、高額療養費254万5,000円を追加、出産育児一時金は出産対象者の見込みにより210万1,000円を減額しました。

6款基金積立金は、前年度からの繰越金の積み立てで4,736万8,000円を追加いたしました。

8款諸支出金は、一般被保険者保険税還付金を50万円追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 出産育児一時金ですけれども、町のほうは、努力によって社会増のほうはかなり力を入れて、補助金でなるべく安い住宅供給ということで、そういうことがあって進んでいるわけです。問題は、自然増ということですよ。それが当初、期待していた半分以下だということになると思うんです。

それで、やっぱりこの背景にあるのは環境整備、町のほうも結構、予算書を見ても努力はされているというふうに思うんですけれども、こうした、産むかどうかというのは個人の自由でありますから、そうなんです、環境整備、産み育てられる環境整備ということのところで、やっぱりさらに努力をしなければいけないのかなと、そういう数字がこれにあらわれているんじゃないかなということ。

これは県内の他のところでの記事ですけれども、地元で子供が産めないというので、なるべく近くで、信頼出来るところというので、先程質問したら、茂原の3件位で、まだこの郡市内以外のところでも産まざるを得ないという状況があるわけですが、こうした実態がある意味で反映しているのかなと。他に理由があればお聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 出産でございますけれども、町全体としても非常に少ないわけでございます。特に、若者は、今、社会保険に入る傾向が大きくなってございます。そういったことで、当初見込みが非常に過大に見込んであったということで、新年度予算を見てもらえれば、非常に落としてあると思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第8号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、平成30年度事業の実績見込みによるもので、補正額は1,477万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ5,915万2,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

合併浄化槽の新規設置数が当初見込みより減少したことから、1款分担金及び負担金で325万円、3款国庫支出金で324万3,000円、4款県支出金で68万6,000円、6款繰入金で57万9,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、7款繰越金は、平成29年度の額の確定により72万2,000円を追加いたしました。

9款町債は、特定地域生活排水処理事業の実績見込みにより790万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費では、人件費等の実績見込みにより6万円を増額しました。

3款特定地域生活排水処理事業費では、新規合併処理浄化槽の設置基数を、町が年間目標としている20基で計上しておりましたが、今年度の実績見込みが10基にとどまったことから、10基分1,483万円を減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ河川の浄化とかというのは、なかなか目に見える、いろんな数値上はわかるんですけども、目に見える効果というのは長くかかる問題で、長期にかかる問題ですから、粘り強くやるしかないというふうに思うんですが、特定地域生活排水でいうと、新築の場合ほどの位あって、これは100%ですか。もちろんそうだと思うんだけど、それと既存の、これまでの別の形であったところでは、どの位いったのかと。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 河川の浄化ということなんですけれども、毎年行っている水質調査により判断するしかないのかなというところで、はっきりわかるものじゃないということもありますけれども、調査を始めた16年度よりも改善はされているということだけご理解をいただきたいと思います。

そして、新築と単独というか、転換ということがあるかと思いますが、今回、特定で、単独浄化槽の転換が3件ございました。ということなので、7件が新築とだけいただければいいと思います。実際に、河川の浄化等、新築については、合併浄化槽が普通であれ

ば設置されるので、いかに、今の単独とかくみ取りを転換させるかというところに力を置いていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第9号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第9号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、2,204万4,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7億9,454万1,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

2款分担金及び負担金は、通所型介護予防事業の実績見込みにより減額、4款国庫支出金では、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的に創設された保険者機能推進交付金を91万2,000円追加し、また、保険給付費、地域支援事業費などの実績を見込み、5款支払基金交付金及び6款県支出金と合わせて2,448万6,000円を減額いたしました。

7款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、職員給与費及び事務費に係る繰入金で、実績見込みにより559万3,000円を減額し、また、2項基金繰入金は、歳入・歳出の見込みにより取り崩しを行わないことといたしました。

10款繰越金は、前年度繰越金935万8,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、実績見込みにより72万円を減額いたしました。

2款保険給付費は、各介護サービス給付費等の給付実績見込みによる加減で、合わせて3,629万7,000円を減額いたしました。主な内容としまして、居宅介護サービス費が減少し、一方、施設サービス費の増加が見込まれます。

3款地域支援事業費につきましても、実績見込みによる加減で、合わせて186万7,000円を減額いたしました。主な内容といたしましては、介護予防生活支援サービス費で、通所型サービス費が増加いたしましたので追加し、一般介護予防事業では、通所型の介護予防教室の実績見込みにより減額いたしました。

4款基金積立金は、前年度の介護給付費の精算による介護給付費準備基金への積立金を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これを見ると、財政状況で言えば、基金の取り崩しをしなくてよくて、積み立てるということですから、こういうのが負担の軽減につなげることが出来たのではないのでしょうか。

それからもう一つが、居宅介護サービスが減って施設だと。国もそうですけれども、町のほうも、なるべく施設から居宅介護へと、こういうふうに進めたいというふうに行っており

ますが、なかなかそういう思いどおりにはいかない。やっぱり居宅の介護サービスというこの限界というか、そういうサービスできちっと介護を受けられるという、まだまだ条件整備が弱いんじゃないかなというのが、このところにあらわれているのかなという気もしないわけでもないですけども、お聞かせください。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 市原議員のご質問にお答えします。

負担軽減につなげられたのではないかというご質問でございますけれども、今年は第7期の計画を策定した初年度になっております。当初予算につきましては、前々年度の伸び率とかを勘案して算定しております、どうしても初年度ですと、ちょっと高目の設定にはなっているのが現状でございます。

ただ、今年度以降、この3年間の間に給付が伸びてきますし、対象者の人数も増えてくる見込みでおりますので、その辺は、だんだん、支出のほうも伸びてくるというふうに見込んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、居宅サービスと施設の関係でございますけれども、実績から見ますと、やはり居宅のほうが減っております、施設のサービスが伸びているという状況でございます。

居宅のサービスにつきましては、ヘルパーさんの派遣の事業ですとか、あと通所のサービスを利用していただくとか、そういうところが考えられるところなのでございますけれども、全体的にやはり介護力といいますか、国のほうは、在宅でなるべくサービスを使っただいて、介護を継続するということを求めているということは、ご承知のとおりなんですけれども、現実には、居宅ではなかなか見切れないというところもあるのかなというふうに、流れを見てはちょっと感じているところではございます。ただ、やっぱり予防に力を入れて、なるべく介護を使わなくても元気で過ごしていただけるような推進を、さらに力を入れて図って参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私、様々な予防のところ、町長も言ったけれども、町のほうはかなり努力されていると思うんですよ。他の自治体との関係でも、地域型でうまく行って、今度、増やすと言いましたか、ということですか。それだけ要望があるということで、これは、担当者の努力も含めて、私は効果を上げているなという、そのところは評価をしたいと思うんですよ。

ただ、だんだん国のほうが対象を制限すると。いわゆる介護保険にかからない部分のほう
が安上がりというか、そっちのほうはやるけれども、介護サービスを受けられるという、対
象を狭められるということでのそういう影響はないんですか。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） 今のところ、国のほうでサービスの内容をもっと狭めましよう
という事は届いておりませんので、今のところ大丈夫だと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案の
とおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第10号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第10号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、平成30年度事業の実績見込みによるもので、補正額は65万7,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9,477万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、12月までの実績と1月から3月までの75歳年齢到達者の保険料を見込み1万7,000円を減額し、3款繰入金は、事務費と保険基盤安定分を合わせて106万8,000円を減額いたしました。

4款繰越金については、42万8,000円を追加しました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費等の実績見込みにより3万9,000円を追加し、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と滞納繰越分、保険基盤安定分を合わせて110万7,000円を減額し、4款諸支出金は、平成29年度の精算に伴い一般会計繰出金41万1,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 町長が、この保険料の関係で、実績見込みうんぬん言いましたけれども、特別徴収保険料80万7,000円、これは、もうちょっと詳しく言うと、これは人数の問題なんですか。それとも実際の徴収の段階の問題なんですか。何の問題ですか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） この特別徴収分につきましては、年金から引かれるという関係で、その手続の年齢到達等の手続によって、すぐ国民年金から引くことが出来ないということで、普通徴収になるという部分で、この額が行って来いで、差が1万7,000円ですので、その辺の年金特徴にかわるまでの期間の対応ということで、このようなずれが生じるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、4時35分まで暫時休憩といたします。

（午後 4時22分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 4時35分）

○議長（市原重光君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定をいたしました。

清野議員。

○7番（清野 彰君） 先程の交流センターの話で、ちょっと雨漏りと雨どいのことがごっちゃになっちゃって、ちょっと勘違いしていましたので、質問は削除させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 雨漏りの発言の削除ですね。

日程第12……ちょっと、じゃ整理しますよ。議案の内容は、雨どいということで計上されておりました。雨漏りではございません。

◎議案第11号～議案第16号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算から日程第17、議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といた

します。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成31年度睦沢町一般会計予算並びに5特別会計予算のご審議をいただくに当たり、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、平成27年度に策定した睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、その計画期間においての様々な取り組みを進めておりますが、平成31年度はその最終年度となり、今まで実施してきた各種事業の検証や新たな課題の整理など第2次総合戦略の策定に向けた節目の年と考えております。

そして、本総合戦略の基幹となるむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業では、新しい道の駅やウェルネス住宅がいよいよ9月にオープンいたします。本施設が将来にわたって睦沢町の発展、さらには千葉房総の観光の拠点として成長するため、鋭意努力して参ります。

教育施策では、2月に策定した睦沢町園・小・中一貫教育基本方針に基づき、学校施設整備に向けて、基本構想の策定を検討して参ります。

福祉や健康施策では、介護予防事業や福祉サービスの充実と「健幸長寿のまちづくり」の推進に向け、引き続き人に優しいきめ細かい対応をして参ります。また、子供・子育て支援を充実させ、「住んで子育てしやすい町・むつざわ」を実感出来るよう進めて参ります。

平成31年度予算編成は、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けて、町全体で推進すべく努めました。

さて、最初に町予算編成に当たり、その動向の大きな影響を鑑み、国の経済状況を申し上げますと、月例経済報告では景気は緩やかに回復しているとされております。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待をされております。

このような中で、国は新経済・財政再生計画の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底

して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

次に、町の財政状況について申し上げます。

本町における財政見通しは、基幹財源である税収及び地方交付税につきまして、町税は内閣府の月例経済報告のような景気の回復基調を期待するところではありますが、本町への波及はまだ見られず、大幅な増額は見込めません。また、地方交付税につきましては、国の地方財政対策において対前年度1,724億円の増額となっておりますが、今後、人口の減少に対し歯どめをかけなければ減額となる可能性があることから、地方交付税に大きく依存している本町の財政としては、決して楽観出来る状況ではありません。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、平成29年度決算においては、いずれも早期健全化基準を下回り、数値的には健全財政を堅持しておりますが、平成31年度は特定目的基金の繰り入れによる特定財源の充当はするものの、財政調整積立基金の繰り入れが必要となり、特別会計への繰出金も今後大きく減額される要因は少なく、厳しい予算編成となりました。

歳出においては、社会保障関連経費や公共施設等の維持管理費などの財政需要が大きくなる中で、後年の負担に配慮しつつ財源措置のある有利な地方債の活用を行うなど、持続可能な健全財政を念頭に置いて、より綿密な選択と集中により、住民の声を聞きつつ、理解と協力が得られるよう編成いたしました。

最初に、議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較し10億4,700万円の減額、36億1,400万円で、前年度比22.5%の減となりました。減額の主たる要因としては、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る投資的経費の減額により平成29年度当初予算に近い予算規模となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税については、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税で増額を見込んでおります。また、固定資産税では、太陽光発電設備の新設による償却資産の増及び地目変更による土地の評価額の増などにより、町税全体では前年度比2.3%増の7億1,870万円を計上いたしました。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までは、前年度の決算見込み及び国・県からの情報をもとに、それぞれ計上いたしました。このうち地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げの趣旨に基づき、増加する社会保障施策に要する経費などに活用いたします。

また、平成31年10月より自動車取得税にかわり導入される新税の環境性能割に係る交付金を9款に設定したことにより、これ以降の款を一つずつ繰り下げました。

13款分担金及び負担金の減額は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金の減によるものです。

14款使用料及び手数料の増額は、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷における指定管理者からの施設使用料の増によるものです。

15款国庫支出金の減額は、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業のPFI事業サービス対価（建設工事分）を平成29、30年度予算計上したことに併せ、各種関係補助金が同年度に配分されたことが主な要因です。

16款県支出金の減額は、地籍調査事業補助金、観光地魅力アップ整備事業補助金の減少及び本年度は工事を実施しないことから、土地改良維持適正化事業補助金の減額が主な要因です。

17款財産収入の減額は、上之郷パークサイドタウン及び中央団地分譲地が売却となり、本町の分譲する土地が残りパークサイドタウン1区画となったことが要因でございます。

18款寄附金は、ふるさと納税について国から指示のあった制度の見直しや前年度の実績を精査し、減額といたしました。ふるさと納税につきましては、新たな特産品の開発や町のPRも含め、各種事業支援の方向にも目を向け、貴重な財源確保として十分検討していきたいと思っております。

19款繰入金の減額は、福祉タクシーの助成に充当する福祉振興基金繰入金、農業機械等整備事業補助金に充当する農業活性化推進基金繰入金、分譲地取得補助や住宅取得補助に充当する若者定住促進基金、財政調整積立基金繰入金が増加したことによるものです。

21款諸収入の減額は、主に前年度に実施した総合運動公園テニスコート改修工事に充当されるスポーツ振興くじ助成金等の減が主な要因です。

22款町債の減額は、主にむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る土木施設整備事業債の減が主な要因です。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算の計上をいたしました。

1点目の「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」では、次世代につながる活力ある農業の再生と活性化として、町の主産業である農業の発展のため、農業活性化

推進事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払事業を引き続き実施し、農業者の所得向上を図るため、農業者や商工業者等と連携する経営多角化の取り組みについて、必要となる加工機械施設などの整備を県と町が連携して支援する農業経営多角化支援事業を新たに実施いたします。

また、有害鳥獣駆除事業としては、イノシシ棲家撲滅特別対策事業補助金等の拡充を図ります。農産物等の特産品については、引き続きふるさと納税の返礼品として提供し、睦沢町を全国にPRいたします。

地域特性を生かした新たな産業・雇用の創出として、新しい道の駅のオープンや2020年オリンピック・パラリンピックを踏まえ、新たな観光ニーズに応えるため、商工会と連携し、町内の飲食店などで利用出来る割引券つきの観光パンフレットの作成を行い、町内商工業者等の発展を図るとともに、交流人口の増加を目指します。

また、農業と道の駅連携による持続可能な生産・販売体制づくりプロジェクトでは、道の駅への出荷者や出荷者の栽培面積を増やすことなどを目的とし、農業塾の継続や出荷者及び営農組合等への指導、さらには道の駅での売り上げアップのための研修会などを実施いたします。

2点目の「睦沢への新しいひとの流れをつくる」では、若い世代が暮らしたい、暮らし続ける居住環境の創出として、定住促進のためのリフォーム助成を始め、住宅取得や分譲地取得に係る補助を引き続き実施いたします。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を生かした観光・交流人口の拡大として、むつざわプロモーションプロジェクトを引き続き実施します。プロジェクトのさらなる推進のため、季節ごとのガイドブックや移住をテーマとしたプロモーションフィルムを広域的に発信するとともに、都市住民との自然・文化・歴史などによる交流を促進することで、むつざわの魅力を広く周知する場を創出します。また、町内の交通問題の解決に向けた町民ワークショップや実証実験を実施いたします。

広域的なスポーツ交流大会としては、健幸むつざわロードレース大会事業の継続支援を行います。また、総合運動公園指定管理者やふれあいスポーツクラブと連携し、町民の健幸への啓発と生涯スポーツの推進を図ります。

この他、2020年オリンピック・パラリンピック開催に伴い、パラスポーツに親しむ機会の提供により、普及活動とともに、健康意識の醸成を図ります。

3点目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、安心して出産・育児

が出来る環境作りとして、子ども医療費、新生児聴覚検査に対し助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を引き続き図って参ります。また、大切な子供の出生を祝い、子育ての支援として出産祝い金を誕生時に交付いたします。

また、安心して子供を産み、育てられる環境を作ることで町の魅力をアップし、多くの方が町に住みたくなるような施策を効果的かつ着実に進行出来るアクションプランとして、町ぐるみの子ども子育て計画を策定いたします。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりとして、睦沢こども園において保護者の就労実態、保育の必要量により、時間外保育の実施や保護者の育児負担の軽減として一時保育、預かり保育を継続いたします。

子育て支援事業として、未就園児と保護者が集うわくわく広場や園庭・子育て支援室の開放、子育ての悩みや不安を話し合う座談会を実施し、保護者の養育力向上や不安解消を引き続き図って参ります。

4点目の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、小さな拠点形成「コンパクトビレッジ・プラス・ネットワーク」の構築として、9月にオープンする道の駅と住宅が複合する、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業を、官民連携により推進して参ります。

次に、少子化に対応した学校教育と生涯学習の充実として、前年度までに行った調査及び検討をもとに、平成31、32年度の継続費により教育委員会が目指す園・小・中一貫教育の実現に向けた学校施設整備基本構想を策定いたします。また、第2期目となる平成32年度から36年度までの5年間を計画期間とした第2次睦沢町教育振興基本計画を策定いたします。

子育ての支援では、保護者の保育・教育への不安や支援を要する子供たちへの早い段階での気づきなど、子供たちの成長の記録とともに、みんなで子育てにかかわる情報ツールとして、全ての子供たちを対象に子育て支援ファイルの作成を行います。

教育への支援では、園・小・中学校現場に合理的配慮を必要とする子供たちへの対応として、特別支援教育支援員を増員して配置します。その他、小・中学校に学校司書を配置し、読書や図書の教育活動の充実を図ります。

学力向上に向けては、新学習指導要領のプログラミング教育を見据え、小・中一体的にICT環境の更新・整備を図ります。

なお、昨年度からスタートいたしましたコミュニティ・スクールについては、学校との連携の中で、学校支援ボランティアの活用により、引き続き地域全体で子供たちの学びを支え

て参ります。

生涯学習事業においては、各年代が生きがいを持って心豊かに暮らせる多様な活動の場の提供を中央公民館の教室等で行うとともに、町の持つ自然や文化財の保存と活用、普及を図るため、町内の戦争遺跡の調査研究などを継続して行います。このほか、各種講座や歴史民俗資料館での企画展、文化財普及活用事業として定着した、観月のタベコンサートを継続して参ります。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る、健幸まちづくりの推進では、先進予防型まちづくりプロジェクトにより、前年度実施した、健康に関心があるものの取り組めていない関心層に提供した健康プログラムの継続と、アンケート結果から見えてきた実情から、今後の取り組みとして積極的な後押しが必要な潜在層を対象に、人が多く集まる施設（道の駅）などを活用し、楽しさや関心を引くメニューを導入して健康作りに取り組む人を増やしていきます。また、町民の活動・活躍の場及び町民のスポーツ、健康増進や憩いの場、さらにはスポーツツーリズムにも寄与出来る多目的広場の整備を進めて参ります。このほか、地区健康運動教室の実施、「ウエストへるス塾」については、昼間・夜間の教室を実施し、運動習慣を定着させることにより、生活習慣病の予防を引き続き図って参ります。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進として、自主防災組織の機能強化を図ることや、地域防災力の向上に資するため、地域防災力向上事業を実施いたします。

また、災害対策事務で、災害時自ら行動出来ることを目標に、自主防災組織の強化、住民の防災に対する意識や知識・技術の習得を得るため、防災訓練、災害対策コーディネーター養成講座を実施いたします。

そして、「町を支える施策を総合的に展開する」につきましては、安全・安心で暮らしやすいまちを作るとして、地籍調査の推進、主要町道や橋梁の整備に係る社会資本整備総合交付金事業、町単独排水整備事業、交通安全対策、防犯設備の設置・管理を実施いたします。

「地域で支え合う健康福祉のまちをつくる」として、各種検診において対象者の状況を把握するアンケートを実施し、受診率の向上を目指すとともに、若い世代からの生活習慣病予防、個別検診を引き続き推進いたします。また、各種予防接種や人間ドック補助を引き続き実施し、疾病の予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。

介護予防事業として、高齢者の元気教室（ミニデイサービス）を増やし、脳トレ・ころばん教室等の予防事業を引き続き実施することにより、高齢者の利用を促進し、介護給付の抑制に努めて参ります。また、「助け合いのまちづくり」を推進するための身近で気軽なボラ

ンティアが出来るような組織作りを進めて参ります。高齢者や妊産婦の移動の手段としての福祉タクシーの利用については、利用回数の増加を踏まえ、引き続き実施いたします。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるとして、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置補助金の継続や、むつみニュータウン污水管改良工事を引き続き実施いたします。

効率・効果的な行政運営の実施では、庁舎及び農村環境改善センターの空調設備等の経年劣化により不具合が多く出ており、今までに長寿命化対策を講じて参りましたが、既に限界にきていると判断し、平成31年度において空調設備等の更新をいたします。

また、人材育成では、昇任試験や自治専門校への研修、ストレスチェック等の事業を展開し、職員の能力のさらなる向上を図り、働き方改革を踏まえ、住民サービスの向上と住民福祉の充実を図ります。

このほか、平成31、32年度の継続費を設定し、平成31年度は第1次総合戦略の達成状況の調査やアンケート等による町民の意向調査などを実施し、データを分析・評価することで、今までの施策に対する課題や新たな課題を整理し、平成32年度には新たな施策の検討を行い、第2次総合戦略を策定いたします。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第12号 平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度から、千葉県も国民健康保険の保険者となり、財務運営の責任主体となり、市町村とともに国保制度の運営を担うこととなりました。

過年度給付実績及び前年度決算見込みを勘案し、総額は、前年度と比較し456万6,000円減額の10億1,458万3,000円で、前年度比0.5%の減となりました。

保険給付費は、被保険者の健康診査・保健指導による健康意識、予防への関心の高まりも見られますが、循環器疾患やガン治療、呼吸器疾患等の高額となる医療の増加もあり、予断を許さない状況であります。今後も、制度改正や医療費の動向を把握しながら、安心して安定的な運営をして参ります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税については、千葉県から示された標準保険料を参考としつつ、千葉県へ納める事業費納付金や被保険者数の推移を勘案し計上いたしました。

4款県支出金は、保険給付費に要する費用について千葉県から全額交付される交付金を見込み、計上いたしました。

6 款繰入金は、低所得者対策の強化のため、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた保険基盤安定繰入金、職員給与と事務費に係る繰入金及び出産育児一時金繰入金で、合わせて7,777万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、運営協議会費等を計上いたしました。

2 款保険給付費は、過去の給付実績や被保険者数の減少を踏まえて、さらに最近における医療費の動向などを考慮した上で計上いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、千葉県が市町村ごとの医療費水準と所得水準をもとに算定した見込み額を計上いたしました。

5 款保健事業費は、被保険者の健康保持を図る事業として、特定健康診査においては未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導は健診結果に基づき対象者に個別指導を行い、生活習慣の改善に向け、継続的な指導を実施するための経費を計上いたしました。

今後も健幸長寿のまちづくり実現のため、必要な保健指導を行うことにより、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第13号 平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算については、久保・北部両地区の農業集落排水施設の維持管理費と、特定地域生活排水処理事業により設置した合併処理浄化槽の維持管理及び新規の合併処理浄化槽設置工事費を見込み、総額は、前年度と比較し130万円増額の7,573万7,000円で、前年度比1.7%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、4 款県支出金につきましては、新規合併処理浄化槽の設置20基分の受益者分担金及び国・県からの補助金を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と平成30年度までに特定地域生活排水処理事業で設置した合併処理浄化槽の使用料で、対前年度48万7,000円増の1,865万5,000円を計上いたしました。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入金、9 款町債は、特定地域生活排水処理事業に係る起

債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、負担金、公課費を計上、2 款農業集落排水事業費は、農業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、1 項施設管理費では合併処理浄化槽344基分の法定検査に係る手数料や引き抜き、汚泥の処理料等の維持管理費、2 項事業費では、町が年間の設置目標としている新設合併処理浄化槽20基分の工事に係るもので、合わせて3,685万6,000円を計上いたしました。

4 款公債費は、両事業の起債借り入れに係る償還金を計上いたしました。今後も生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めて参ります。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとしてスタートした介護保険制度は、平成31年度で20年目を迎えます。

介護のニーズが増加する中で、第7期介護保険事業計画及び前年度決算見込みを勘案し、各サービス利用者数、サービス量及び保険給付費を積算し、予算編成をいたしました。

総額は、前年度と比較し483万5,000円増額の8億429万6,000円で、前年度比0.6%の増、第1号被保険者数は2,820人、要支援・要介護認定者数は517人、出現率を18.3%と推計いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて、対前年度370万2,000円増額の1億7,794万1,000円を計上いたしました。

2 款分担金及び負担金は、各介護予防事業等に係る参加者負担金で76万4,000円を計上いたしました。

4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金、6 款県支出金は、介護給付費及び介護予防事業費等に係るもので、それぞれの負担割合に基づき、合わせて4億9,988万5,000円を計上いたしました。

9 款繰入金は、介護給付費と地域支援事業費に係る繰入金、職員給与と事務費に係る繰入金及び介護給付費準備基金繰入金で、合わせて1億2,568万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、保険料徴収費、介護認定審査会費等を合わせて2,292万5,000円を計上いたしました。

2 款保険給付費は、高齢者人口の増加による要支援・要介護認定者数の増加と、前年度実績を勘案して7億3,366万円を計上いたしました。主なものとして、居宅介護サービス給付費については、通所介護サービス系の利用量の減少を、また、施設介護サービス給付費については、入所者数の増加を見込み、計上いたしました。

3 款地域支援事業費は、要支援や要介護となる可能性の高い高齢者を対象とした予防事業や、65歳以上の全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業と地域包括支援センターの機能充実の経費として、対前年度1,351万8,000円増の4,659万7,000円を計上いたしました。主な事業として、介護予防・日常生活支援総合事業では、一般高齢者を対象としたミニデイサービスに、より多くの高齢者が参加出来るよう、週2回から3回に増やし、そのほか介護予防教室と併せて高齢者の自立支援と介護予防の充実のための経費を計上いたしました。

高齢化に伴い介護保険の利用者が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、介護予防の充実に努め、併せて介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの取り組みを進めます。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成31年度睦沢町かずさ有機センター特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、かずさ有機センターにおけるたい肥売り上げと施設の運営に係る人件費や施設維持管理が主なものであります。

歳入歳出の予算総額については、施設の柱補強修繕178万2,000円を計画しており、前年度と比較して89万5,000円増額の2,062万8,000円で前年度比4.5%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款事業収入につきましては、前年度に引き続き、環境保全型農業直接支援対策による水田へのたい肥散布実績見込みなどから、対前年度83万2,000円減額の807万9,000円を計上いたしました。

2 款分担金及び負担金、5 款繰入金につきましては、両町の酪農家の頭数割などによる運営事業費の案分768万円と、柱の補強修繕のための基金繰入金178万円を計上いたしました。

3 款使用料及び手数料は、酪農家の施設使用料として、成牛前年比6頭減の175頭分、308

万6,000円を計上いたしました。

次に歳出についてご説明いたします。

1款総務費につきましては、臨時職員1名増の2名に係る社会保険料、雇い上げ賃金、通勤手当等、対前年度286万6,000円増額の625万3,000円を計上し、2款事業費につきましては、繁忙期の臨時雇い上げ賃金、自動車借上料及び保険、たい肥の製造に係る機械器具、施設維持管理等の経費であり、197万1,000円減額の1,427万5,000円を計上いたしました。

額の大きな変動につきましては、作業員について、シルバー人材センターからの派遣であったものを解消し、町の臨時職員として採用することとし、臨時雇い上げ賃金と委託料を組み替えました。

今後も、町農業政策の核である、かずさ有機センターを活用し、資源循環型農業の推進を図り、農業振興や地域の環境維持に努めて参ります。

以上、かずさ有機センター特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後になりますが、議案第16号 平成31年度陸沢町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の総額は、前年度と比較し、108万3,000円減額の9,706万8,000円で、前年度比1.1%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて6,320万6,000円を計上いたしました。

この内容といたしましては、保険料の均等割に係る軽減の見直しにより、2019年10月から低所得者の保険料の均等割軽減特例（9割軽減及び8.5割軽減）について、本則の7割軽減となります。なお、現行の8.5割軽減が適用される者に対し、1年間に限り軽減特例措置が継続されます。

3款繰入金は、職員給与費等の事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて3,228万3,000円を計上し、5款諸収入は広域連合から交付される人間ドック補助に係る交付金及び賦課徴収事務費交付金で157万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員の人件費及び保険料の徴収に係る経費などで640万9,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安

定負担金を合わせて8,825万7,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、人間ドック補助金として、75歳年齢到達により後期高齢者医療への加入の増加を見込み計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

平成31年度一般会計並びに5特別会計予算の概要についてのご説明とさせていただきます。各事務事業の詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきますと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第11号から議案第16号までの6議案の取り扱いについては、お諮りをいたしますけれども、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次にお諮りをいたします。

議案第11号から議案第16号までの6議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日月曜日は定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。
ご苦労さまでございました。

(午後 5時22分)